監獄協會雜誌

第參拾四卷
第貳號

目要

□少年法に就いて……法學博士 谷田三郎
□短期自由刑に對する實際的考察……典獄 赤塚源二郎
□知能低格者の一表徴……文學士 寺田精一
□指紋法の研究……司法省指紋部 藤井藤藏
□赦免權の效用と其濫用……グードワッチ

日本法政新誌

第十八卷　第二號

—(第百八十九號)—

論說

婚姻ノ豫約ヲ論ス……法學博士　横田秀雄

空氣ノ狀態ト能率……文學博士　田中寛一

同圓異中心主義……文學博士　吉田靜致

講演

國際聯盟とは何ぞ……外務省參事官　杉村陽太郎

海外近況

世界の不安混亂……門外漢

寄書

犯罪ノ消極的構成條件タル違法阻却ノ原因ニ關ケル法哲二方面ノ觀察……辯護士　谷健次郎

法規的範ト道德的規範……高等師範部學生　齋藤要

國家試驗模範答案

判事檢事登用試驗答案……及第者　小町愈一

漫錄(溫故叢談　栽培紳濟論)……藤郎生

大審院判例要旨(民事部判例　刑事部判例)

雜錄(○酋倘の被選擧權要求○少年法案及矯正院法案內容○少年法施行細則○全國世帶人口數○職工異動調査○日本法政學會在京維持員會○講演新聘○本大學地方講演會○日本大學高等研究科新設○各科授業開始○日本大學留學生山下博章君送別會○山梨校友會支部第四回講演會○愛知縣人會○日本大學五年會○維持會員推選○日本大學會員消息○會費領收報告)

日本大學記事

神田區三崎町日本大學內

日本法政學會發行

(定價一冊金四拾錢郵稅金壹錢五厘)

第參拾四卷第貳號目次

論說

少年法について……法學博士　谷田三郎……(一)

短期自由刑に對する實際的考察……奧獄　赤塚源二郎……(一五)

知能低格者の一表徵……文學士　寺田精一……(二三)

强制より諒解へ……奧獄　寺崎勝治……(二八)

講演

文化主義……文學博士　桑木嚴翼……(三四)

世論一叢……(四七)

研究

環境の研究……文學士　佐々木英夫……(五一)

或四人の告白……寺崎生……(五五)

指紋法の研究……司法屬　藤井藤藏……(六一)

受刑者よりの反響……河野東籬……(六七)

雜俎

赦免權の効用と其濫用……グードリッチ…(七二)
尺言寸語、東北監獄巡遊記
刑事人類學の基礎……日本大學講師 勝水淳行…(八一)
予の印象に殘りし人、自殺遊戲
出監者の成績調査……敎誨師 增子賢慧…(八五)

統計

新受刑者の累年比較表……(八八)
甲論乙駁誌……編輯生(九一)
時事難感……甲突生(九三)

談話室

予は看守諸君と語る……典獄 有馬四郎助…(九四)
隨感隨記……中老吏…(九七)
彙報……浦和職員家族懇話會等
會報……地方部長囑託等
叙任……朝鮮監獄典獄任命等
編輯室より
新刊紹介……寺田文學士「犯罪心理講話」

論說

少年法に就て

司法省監獄局長
法學博士 谷田三郎

二 本法案の基礎觀念

(イ) 犯罪、犯罪人及び犯罪少年の意義に關する基礎觀念

少年法案の基礎觀念を說くに方り、先づ本法案に於て執る所の犯罪及犯罪人觀を明かにして置かうと思ひます。所謂犯罪及犯罪人觀とは犯罪及犯罪人は如何なる性質のものと觀るべき乎の問に關する根本的見解を意味するのである。思ふに犯罪及犯罪人は如何に之を取扱ふべき乎は此二者を如何に觀るべき乎に依て定まる筋合であつて、犯罪及犯罪人觀は則ち刑事政策竝に刑事制度の基調を爲すものであるから、犯罪少年の取扱に關する本法案の基礎觀念を論ずるには、第一に本法案は犯罪及犯罪人の意義

に付て如何なる思想を抱いて居る乎を吟味する必要が起る。而して大法案の犯罪及犯罪人觀を吟味するには、一應舊時代の夫を回顧して沿革的に調べて見るのが、講究上便宜であらうと考へる。

刑法の沿革史を案ずるに、犯罪人觀も亦た他の思想と同樣に、時代の推移に伴うて幾變遷を經過し來つた事跡を示して居るのである。今其要處を約言すれば、往古、部族團體の世に在ては、犯罪は部族間に行はるる一般的風紀(部族の慣習法)に背き、害を他人に加ふる暴行であつて、犯罪人は個々の被害者又は其血族の讎であると解せられて居たが、國家組織略ぼ成立して祭政一致の世となつてからは、犯罪は宗教上の戒律(宗教法)に背き神意を瀆す非違であつて、犯罪人は人間の子に對する惡魔の子であると解せらるるやうになつた。爾後國家の機關愈々充實し、國權の威力益々强盛に赴くに及び、犯罪は國家の命令禁令(國法)に背き社會の安寧秩序を紊る犯逆行爲にして、犯罪人は國家に對する亂臣賊子なりと解せらるるに至つた。

是に由て見れば舊時代の犯罪及犯罪人觀は社會狀態の變遷に伴ふて着眼の中心點を變へて來たことは明かであるが、此に舊時代の各期を通じて終始變らざる思想が存在して居る。夫は「犯罪人は邪惡の權化にして人生の仇敵なり」と云ふ思想である。此思想の當然の歸結として生じて來たのが犯罪人に對する憎惡、嫌惡、敵愾、復讐、

どの觀念であつて、此等の觀念が舊時代に於ける犯罪人觀の特徵を彩つて居る。但し佛敎や基督は一切衆生の罪性を認め、大慈大悲の本願に據て罪人救濟の道を說きつゝある。又儒者の言にも、其罪を惡んで其人を惡まずなど云ふ結構な敎訓がないではないが、此等は何れも宗敎道德の理想たるに止まり、一般社會の犯罪人觀は飽まで彼等を蛇蝎視し仇敵視するに在つたことは爭ふべからざる史實である。斯の如きは抑も何故であらう乎。其重なる事由は舊時の社會は犯罪及犯罪人の何物なる乎を觀察するに方つて只管犯罪の結果たる損害に着眼し、犯罪人を生み出した原因に着眼しなかつたからである。若し夫れ單に犯罪が齎らした恐しい損害や犯罪人が演じた痛ましい慘劇のみを觀て判斷を下すならば、犯罪人を仇敵視するのは誠に無理からぬことであるが眞に犯罪及犯罪人の何物たる乎を理解するには、啻に犯罪の結果を見るに止まらず、進んで其由て來る所の本源に付て考ふ所がなくてはならぬ。

然るに往古中古の代に在ては、此點に付て何等の注意を拂はなかつた。近世に至て犯罪原因の考究が漸く法律學者や哲學者の論題となつたが、其說く所に依れば、人間は體格、性格、來歷、境遇等に於て如何なる差異の存するを問はず、總て先天的に是非善惡を辨識する能力(辨別力)と善惡二途何れにても思ふ儘に選擇して己の進退去就を決し得る能力(意志の自由)とを具有して居る者である。夫れにも拘らず犯罪人は自ら選

んて善を捨て惡に就き、其結果が犯罪となつて現はれたものであるから、犯罪の原因は犯人の惡意卽ち犯罪人其れ自身であると謂はねばならぬ。斯樣に申すのが、舊時代に於ける犯罪原因論の通說で、今仍ほ一部の學者間に行はれて居る見解である。此考を論理的に推し通せば犯罪人は依然として仍敵視せられ、依然として憎惡復讐の的とならねばならぬ。

然るにフランス大革命の洗禮を受けて來た正義人道の思想は十九世紀に入てから、倫理的ローマンテイシズムとして其姿を現はし、弱者に對する同情救濟の旨義を鼓吹すると同時に、舊來閑却されてあつた犯罪原因の方面に着眼し、宗敎家及び慈善家の監獄改良運動と相携へて犯罪人の觀察に一新生面を開いた。而して其說く所は、犯罪は水泳の心得なき難破船者が大海の荒浪に攫はれて溺れ行く悲劇と解すべく、犯罪人卽ち其難破船者と觀るべきものであるから、彼等を憐みて救の手を與へるのは正しく正義人道の要求てあらねばならぬと云ふに在る。右の說き方は餘りにデリケートであるが、十九世紀の中葉以降頓に發達した生物學、人類學、醫學、實驗心理學、社會學取り分け犯罪學は實證的方式に依て科學的に犯罪の原因及犯罪人の性質を研究した結果、自由意志說の妄を立證すると共に、犯罪は個人の身體及び精神に存する異常性と社會の組織及經營に存する缺陷とが主因となつて自然に發する病的現象であつて犯罪人は

ばならぬと云ふ說を主張した。殊に近時社會的正義の新思想に基く社會連帶の觀念が發達してからは此說が漸次一般識者の承認する所となつて、最近の犯罪及犯罪人觀が成立するに至つたのである。

上來略述した新舊の犯罪人觀を對照するに、舊思想に依れば、犯罪は個人が自由意志に因りて爲す自發的攻擊であると解して居たから、只管之を憎み之を憤つたが、新思想に依れば、犯罪は個人的及び社會的缺陷の爲めに餘儀なくせられて、發生した人生の厄難であると解するから、之を惡むよりは寧ろ之を悲み、之を憤るよりは寧ろ之を歎ずる。舊思想は犯罪人を以て社會の外から襲うて來て、兇暴侵奪を逞ふする惡魔の如く觀て居たから彼等の責を問ひ、彼等の絕滅を圖つたのであるが、新思想は犯罪人を以て社會自身が產み出した病兒であると觀るから、社會が彼等の責を問ふ前に、先づ己れ自身の罪を咎め、而して彼等の絕滅を圖る代りに、彼等の治療平癒に努めねばならぬと考へるやうになつた。之を要するに第一に犯罪は社會自體に於ける內疾患なりとの見解と、第二に犯罪に對する社會の罪の認識と第三に犯罪人に對する療養救治の思想との三者が新犯罪觀に於ける特色てあります。

右は一般の犯罪及犯罪人に付ての觀察であるが、少年犯罪竝に不良少年觀察に至て

は、前に擧げた三個の特色が最も濃厚に且つ最も鮮明に現はれて居る。少年が肉體上及精神上發達の不十分な弱者であることは顯著なる事實で、誰しも之を認めねばならぬ。又少年が不良に赴いて惡事を働くやうになるのは重に其者の家庭や境遇の行爲てある。夫れ故に成年の犯罪者に對して憎惡復讐の念が强烈であつた舊時代に在つても少年に對しては一般に同情を表し、少年の犯行に付ては比較的寛大な處置を執り來つたのてある十九世紀以降、人道主義の開發と共に、少年に對する態度は益々寛大に趣いたのみならず、科學の進歩と共に少年と成年との間には生理上竝に心理上著しい相違のあること、少年の犯罪と成年の犯罪とは其原因に於て著しく異つた事情の存在することが證明せられて、茲に新なる犯罪少年觀が確立せられた。

其新觀念に依れば、犯罪少年は眞の罪人若くは惡人てはなく、過つて法に觸れた者若くは他から誤まれて道を踏み迷うた落伍者てある。亞米利加の少年裁判所法に用ひてある語を假りて言へば"The child offender is regarded not as a criminal but as a delinquent"てある。コロラード州の少年裁判所法には『指導監督を誤まられて、保護、奬勵、援助、救濟を要する者』as misdirected and misguided and needing aid encouragement, help and assistance と云ふ定義を下して居る。是が現代の新觀念を代表するものと見ることが出來る。所謂犯

罪少年 Youthful offender, delinquent children, criminal [illegible] 斯る見解を執る以上は所謂準犯罪少年即ち無監督少年、遺棄少年、浪浪少年 Dependent or neglected children, enfants abandonnes, verwahrloste Kinder との間に實質上異る所がなくなるのてあるから、各國の少年法が此二者を合一的に取扱ふのは蓋當然の結果と謂はねばならぬ。

以上は歐米に於ける思想の變遷を敘したものてあるが、我少年法案も亦た右に述べた新觀念を基調として犯罪少年及準犯罪少年の處遇を定めたのてあるから、我少年法案を解するには、先づ此基礎觀念を會得して置く必要があるのてあります。

(ロ) 犯罪少年の處遇に關する基礎觀念

私は前に少年法の由來を說いた際に、一般刑事政策及び刑罰制度に關する新舊思想の推移變遷を略述して置きました。簡單に其結果を要言すれば、一般刑事政策の方針は鎭壓本位より豫防本位に、刑罰本位より保全本位に移り、又刑罰制度の基礎觀念は順次に復讐應報、威嚇、應報反正等の思想を經て、犯人改善、社會防衞、二者兩全の思想に移り、而して刑罰の適用は形式主義、客觀主義、劃一主義より實用主義、主觀主義、個別主義に移つたのてある。即ち現時に於ける新觀念は一般刑事政策の上ては豫防主義、保全主義を採り、刑罰制度の上ては二者兩全主義、實用主義、主觀主

義、個別主義等を採つて居る。

所謂豫防主義とは犯罪防遏の目的を達するには既發の犯罪を鎮壓するよりも、犯罪の發生を未然に豫防する方が一層大切であると云ふ觀念を意味し、保全主義とは犯罪の跡始末としては刑罰なる武器を用ふるよりも、刑罰以外の穩和な措置殊に保護敎養の方法を執ることが必要であると云ふ觀念を意味するのである。又二者兩全主義とは刑罰制度を立てるには單に犯人改善若くは社會防衞とのみ言はず、進んで犯人と社會と双方の利害を參酌調停して同時に二者の保全を圖るべしとの思想を謂ふのである。而して實用主義とは刑罰を適用するには徒らに抽象的理論や傳統的形式に囚はるるとなく主として實際上の利害得失に着眼すべしとの考を指し、主觀主義とは適用すべき刑の質と量とを定むるに付ては曾に犯罪の結果たる損害事實を見るのみならず、寧ろ犯罪の動機と犯人の人物境遇の觀察に重きを措かねばならぬと云ふ考を指し、個別主義とは大凡そ犯罪人を取扱ふに方つては應病與藥の旨趣に依り、各場合の事情と個々の犯罪に最も適切な仕方を選ばねばならぬと云ふ考を指すのである。

顧ふに刑事政策の方針及び刑罰制度の運用に關して如上の新思想が開發して來たのは一般的時代思潮の影響が與つて力あることを申すまでもないが、取り分け犯罪及び犯罪人觀に於て前に述べた變化の現はれたるであると申さねばならぬ。

一般の犯罪及犯罪人の意義に關する思想は少年犯罪及不良少年にも共通のものであると同樣に、一般犯罪人の取扱に關する思想は犯罪少年及準犯罪少年の取扱にも亦た共通のものである。夫れ故に私は右に揭げた一般犯罪人の處遇に關する新觀念の說明を以て犯罪少年準犯罪少年の處遇に關する新觀念の說明に充てようと思ふ。但だ豫防本位、保護敎養、個別處遇の觀念と社會的共同連帶の思想は少年處遇の中樞を形成するものであるから、此四點に就ては聊か補充を致して置きます。

(A) 豫防本位——既發の犯罪を鎮壓するは犯罪の發生を未然に豫防するに若かずと云ふ豫防本位の思想は、獨り少年犯罪のみならず汎く一般刑事政策の原則として認められるやうになつて來たのであるが、少年犯罪の取扱に關しては此思想が特に高唱力說せられて居る。其理由は、犯罪の結果から觀れば、少年の犯罪は成年の夫れに比して一層恐るべく且つ悲むべきものがある。卽ち犯罪の結果として本人の一身上に現はれて來る前途の暗黮、失望落膽、自暴自棄、墮落頽淪等の惡影響は少年に於て最も甚しいのみならず、一人の犯罪が他人に及ぼす模倣傳播流行の惡作用も少年の間には最も猛烈に行はれる。然るに飜て犯罪救治の側から觀れば、少年の犯罪は成年の夫れよりも之を豫防することが比較的容易い。從て其れ丈け仕事の效果が著大である。人間は年を取れば取る程其性情、習慣竝に生活關係を變へることが六ヶ敷なる。大人に對して

は施行し難い事や施行しても效のない事ても子供には其れが出來る。惡性を矯め不良の境遇を移し變へるのは少年時てなくてはならぬ。最近の刑事政策が犯罪の豫防に重きを措くと共に、少年犯罪の豫防に最も大なる重みを與へるのは之れが爲めてある。而して豫防本位の見地から言へば、幸にして未だ法網に觸れては居ないが其性情又は境遇が甚だ不良て、何時法網に觸れるやも測られない少年に對しては既に刑罰法令に觸るる行爲を爲した少年に對すると同樣に速に適當な處置を執らねばならぬ。是亦各國の少年裁判所法に於て此二者を合一に取扱つて居る所以てあります。

(B) 保護敎養——刑事政策に於ける保護主義は刑罰主義の反對觀を代表するもので、其趣旨は犯人に痛苦を與へ之に因て彼等を膺懲威嚇し、消極的に犯罪の再發を防止せんとするよりも、彼等に必要な保護と適當な敎育を與へ、彼等の人物と境遇とを改善して、積極的に犯罪の發生を豫防せんとするに在る。前に說明した通り犯罪は異常な性情と不良な境遇の產物てあるから、此本源を塞がない限りは、縱令犯人が苦痛の餘り一時悔恨の情を起したからとて永續的に禍根を絕つことの出來るものではない。咽喉元過ぐれば熱さを忘れて間もなく再び犯罪を繰り返すに至るべきは學理上竝に實驗上毫も疑を容れざる所てある。要するに刑罰に因る懲戒は一時的姑息の策に過ぎないから、徹底的に犯罪防遏の目的を達するには保護敎養の法を取らねばならぬ。殊に少

年犯罪に對する保護敎養は獨り歩きの出來ない性質の者てある。換言すれば少年には必ず父母其他一定の保護者が附いて居なくてはならぬ。少年は此保護者の扶養、愛憐、指導、監督を受け、此に始めて別條なき發育を遂げ得るものてある。則ち少年の運命は保護者及保護方法の適否如何に繫り、保護敎養其の宜しきを得れば、少年は善に向ひ、然らざれば惡に赴くのが常てある。然るに世の中には全く保護者を有たず、孤身孑々として所謂放浪狀態に苦んて居る少年がある。又保護者はあつても其保護者が、或は貧乏な爲に、或は無智な爲に、或は無情な爲に、其他樣々な一身一家の事情の爲に保護者として爲すべき事、爲さねばならぬ事を怠りたる結果、所謂遺棄狀態に沈んて居る少年がある。甚しきに至つては保護者が其自ら爲すべき事を怠るのみか、更に進んて少年を虐待し、彼等を惡處に誘ひ、彼等に惡事を敎へる等、爲すべからざる事を爲した結果、所謂墮落狀態に陷つて居る少年がある。是等は皆な保護の上に存する缺陷の最も著しい事例て、斯樣な保護上に存する缺陷が釀て少年の精神や肉體の上に種々の缺陷を生ぜしめ其缺陷が外部に現はれて少年の不良行爲となるのてある。故に不良少年救治の要諦は保護者の側に存する缺陷と少年自身に存する缺陷とを補充するに在るや洵に明白てある。而して此二樣の缺陷を補充する方法は個々の場合に就いて考へるの外はないが、

要するに、保護者の無い場合には新に之を選定し、保護者はあつても其任務を果さず又は其任務に背いて害を少年に加へるやうな場合には、別に適當な保護者を選んで從來の保護者に代へ、若くは從來の保護者を輔佐せしめる。又少年には必要に應じて醫療を施すは勿論、缺くべからざる物資を給與し且適宜に智育、德育、體育及び實業教育を授ける。斯くの如くにして保護者の側に於ても少年の側に於ても双方に不足する所のものを充實するのである。右は保護者と少年との双方に缺陷の存する場合——此場合が實際上最も多い——に付て論じたのであるが、時には保護者は如何に立派でも遺傳の作用や外界の刺戟に因つて少年が不良に陷ることがある。斯る場合にも「少年は刑罰の目的物に非ずして保護教育の對象なり」との見地に據り、慈母の溫情と師父の遠慮とを以て少年を教養し、彼等をして將來の良民たらしめんことを期するのが保護主義の精神とする所である。

我少年法案は如上の主義に則り立案せられたもので保護教養の精神は獨り審判手續及び保護處分の上に現はれて居るのみならず、刑事手續及び刑事處分に於ても出來得る限り保護主義の精神を攝取して居ることは少年法案を一見すれば何人も直に氣の付く所であらう。

(C) 個別處遇——個別主義は前にも說明した通り劃一主義の反對で、所謂應病與藥主義である。大凡そ病氣には其性質、原因、程度等に於て色々な相違がある。病者にも亦其體質、氣質、年齡、來歷、境遇等に於て種々の別がある。故に醫者が病を治療するには病症と病者の現狀に從て機宜の措置を執るのである。我々が社會的疾病たる犯罪を治療するのも是と同樣で、我々は犯罪の性質と罪人の種類に應じて取扱の方法を變へて行かねばならぬ。殊に少年を非常に感受性に富み、反應の最も激しいものであるから、少年犯罪に對する救治方法は成年犯罪に對する夫より一層多種多樣で、且つ隨時に變更し得べき彈力性を有つものでなくてはならぬ。然るに舊來の刑罰制度や感化制度では到底這般の要求を充たすことは出來ぬ。是れ我少年法案が九個の保護方法を制定し、且つ總ての保護處分は何時にても之を取消し又は變更し得べきことを規定した所以である。右は保護處分に就ての話であるが、少年法案は刑事手續、刑事處分行刑手續等に付ても餘程廣い範圍に於て個別主義を採用して居る。就中不定期制度の如きは其最も著しいものである。

(D) 連帶的社會事業——近時の犯罪觀は犯罪の發生に付て社會の罪を認めて居ることは前に一言した所である。既に犯罪の發生に就て社會の罪を認める以上は犯罪救治に付て社會自ら其責を負はねばならぬと云ふ考の起つて來るのは當然の結果である。由來不良少年救治の事は一般犯罪防遏事業よりも先に發達して居るのであるが、二十世

紀に入てから一方には少年問題が益々喧しくなつて少年裁判所運動が起り、他の一方には社會連帶の思想が愈々進んで來て少年保護の基礎觀念を成すやうになつた。そこて近頃新に出來た少年制度は何れも少年の保護敎養を以て國家及び社會が當然擔當しなければならぬ事業であると解し、國家自ら重要なる役目と莫大なる經費を負擔し、之と同時に一般社會に對して仕事の分擔を要求し、相倚り相待て少年改善の實を擧げんことを計つて居る。我少年法案も亦如上の基礎觀念の上に立てられたものである。卽ち夫の不良少年を感化院矯正院に收容し又は少年保護司の觀察に附する處分の如きは國家自ら第二の父母となつて少年の保護敎養を擔當するといふ考に出たものである又寺院、保護團體其他適當なる者に少年を委託するが如き病院に送致するが如き、何人と雖も不良少年あることを知りたる者は事由を開示し、且參考資料を添附して少年審判所又は其職員に通告すべしと規定するが如き何れも皆な社會に對して仕事の分擔を要求するの趣意に出たものであります。（未完）

短期自由刑に對する實際的考察

典獄　赤塚源二郎

一

短期自由刑は我邦現行の刑法其他の刑罰法令に於て、多くの犯罪につき之を認め居る結果、獨り裁判上に現はるゝのみならず、監獄行刑の上にも多數の該受刑者を觀るのである。此短期自由刑の執行に就ては、舊派の刑法理論は刑罰として科すべきものとなすも、新派の刑法理論ほ之を否からずとなし、實際家に於ても亦一般は其效果を認めざるのみならず、寧ろ弊害ありと主張するのである。果して短期自由刑の執行が實際上刑罰の效果なく、寧ろ弊害ありとせば、宜しく之に代はるべき適當の所置を執るべきが國家刑事政策上至當の事であると信ずるのである。

惟ふに自由刑と謂ふも懲役、禁錮、拘留の三種がある。拘留は一日以上三十日以下であるが懲役、禁錮は一箇月以上十五年にて之を加重して二十年まて上すことが出來るのである。拘留は實質上短期の刑罰であり之を懲役、禁錮と同一に論ずることを得ない。茲に論ぜんとするは拘留刑を除き他の懲役、禁錮に就てゝある。而して所謂短期とは如何程の範圍を稱するものであるか五年は十年に比し二年は五年に較べ共に短期なるに相違なきも是等は普通短期刑とは謂はない。普通短期の刑と云ふは一月以上一年以下位の懲役又は禁錮を稱呼するも學者並に實際家が特に行刑上短期として其效果を疑へるは多くは六箇月以下の懲役又は禁錮の

受刑者である故、本論も亦此範圍を基調とするのである。

二

舊派の刑法理論—應報刑主義—に在りては、刑罰は犯罪に對する應報であつて、其目的は刑罰夫自身であるから、犯罪は必罰しなければならぬ。犯罪の防止鎭滅の方法は刑罰にして、其目的を達する爲めに犯罪事實の大小により刑罰を輕重し、犯罪人に對しては威嚇懲戒を加へなければならぬと謂ふのである。從て起訴猶豫又は執行猶豫の處分を不當とし、微罪に對しては短期自由刑を科するが當然にして最も適當なりと唱へ、短期自由刑の長所を左の如く主張するのである。

第一 犯罪事實輕微にして、故らに重き刑を科するの必要なき場合、卽ち短期自由刑を以て足れりとする場合には、之を科するが最も適當なりとし、其短期の點を以て長所とするものである。

第二 惡行には惡の報あり、其惡行の輕微なるものに對しては、短期自由刑を科するが是れ正義の要求である。殊に窮者若くは名譽ある貧者の輕微の犯罪に對しては罰金刑を以て之に報ゆるより。短期自由刑を科するは、是正義の觀念に合致するものとし正義に合する點を以て長所とするものである。

第三 短期自由刑は法律の嚴格なることを示す點に於て、罰金刑より遙に刑罰の性質を明にするものであるとし、之を以て長所とするのである。

第四 短期由自刑と雖も刑罰なる點に於て之を科するにより、確に一般的犯罪を豫防するの效果あるものとし、之を以て長所とするのである。

反之新派の刑法理論—目的刑主義—に在りては刑罰は犯罪に對して社會を防衛保護する方法であつて其目的は社會の防衛保護である。刑罰のみを以て社會の犯罪を防滅することは出來ぬ。刑罰は刑事政策の一種に過ぎざるものと唱へ、其目的を達するために犯罪事實の大小、犯人の主觀的關係に依りて刑罰を輕重する。而して一方には犯罪人以外の社會一般に刑罰の確實なることを知らしめて罪を犯すことなからしめ、一方には犯罪人に對して改過遷善せしめて、再び罪を犯すことなからしめんことを期するものなりと謂ふのである。從て犯罪を防滅する方法としては單に刑罰のみに據ることを得ず、他に諸種の適當なる方策を講ぜざるべからざるものとなし、或は起訴猶豫を認め或は執行猶豫の制度を採用し其他種々の施設を講究實行せんと努め短期自由刑の如き之を避けざるべからざるものと主張し、其缺點に就き左の如く唱ふるのである。

第一 刑罰は犯人に對して威嚇作用を持たねばならぬ。偶發的犯人に對しては刑罰の威嚇作用が最も有效なるものである。然るに短期自由刑には此作用を持たないのである。

第二 刑罰は犯人に對して匡正作用を持たねばならぬ。匡正可能の犯人に對しては、其目的を達成することを必要とするに、短期自由刑は此作用を爲すことが出來ないのである。

第三 刑罰は離隔作用を持たねばならぬ。匡正困難の犯人は社會より離隔して侵害不能の狀況に置くことを要する。然るに短期自由刑は此作用を爲すことを得ないのである。

以上は刑法理論に關する新舊兩派の短期自由刑に對する議論の梗概であるが、今我國に於ける行刑の實際より、短期自由刑の利弊に就き考察して見たいと思ふ。

三

懲役刑は監獄に拘禁して定役に服せしめ、禁錮刑は監獄に拘禁するものなることは現行刑法の示す所である。(刑法第十二條第二項第十三條第二項)從つて懲役の內容は拘禁と定役卽ち作業であり、禁錮の內容は拘禁である。然れば行刑上より短期自由刑の利弊を觀んと欲せば、短期自由刑と監獄拘禁並に定役卽ち監獄作業との關係に就いて觀察しなければならぬ。

第一 短期自由刑と監獄拘禁との關係

惟ふに受刑者拘禁制度は、之を分類すれば其種類多かるべしと雖も、大別して三種なすことが出來る。即ち獨居制、雜居制、累進制是である。獨居制とは晝夜共に一人を一監房に拘禁し作業も同監房内に於て營ましむる方法を謂ふのである。雜居制とは晝間は工場に出て、他の囚人と共に作業に從事し、夜間は指定の監房に他の囚人と起居を共にする方法を謂ふのである。累進制とは獨居制と雜居制とを折衷したるものであつて、受刑者の刑期を數階級に分ち、初の級に在りては嚴肅なる獨居拘禁になし、一定の期間を經て囚人の行狀作業の成績により次級に進め、晝間は工場に雜居就役せしめ、夜間は獨居房に拘禁し、又刑期の進行と行狀作業の成績により、漸次進級せしめて雜居房に移し、數個の階級を設け、行狀の良否作業の成績を以て之を類別し、其階級を累進せしめ、終りに假出獄を許すの方法を謂ふのである。

我監獄法は此拘禁制度につき何れの制度を採用するとも、又採用せぬとも明示して居ない。從て各監獄に於ては其構造に伴つて適當なりと思惟する拘禁方法に據り、受刑者の處遇を爲し居る現狀である。即ち其構造に於て獨居房雜居房共に多數にして、累進制を採用するに適する監獄に在りては此主義に則り受刑者を處遇し、又獨居房少く雜居房多き監獄に在りては雜居制、獨居制を併用し居るが如き有樣であつて、實際各監獄に於ける囚人處遇の方法は一定してゐないのである。而して短期自由刑と拘禁制度の關係を明かにせんとするには、拘禁制度の各種類に就き觀察しなければならぬ。

（A）獨居制と短期自由刑との關係

監獄法第十五條に『在監者ハ心身ノ狀況ニヨリ不適當ト認ムルモノヲ除ク外獨居拘禁ニ付スルコトヲ得』と規定し、同施行規則第二十五條第一項に刑期二箇月未滿の受刑者を、獨居拘禁の第一順位とする旨規定して居る。

之に據りて觀るに、我監獄法は短期自由刑は之を獨居拘禁に付するが、適當なりとする精神なるを認ることを得るのである。惟ふに獨居拘禁は晝夜共に一監房内に於て起臥飲食作業を爲すが故に、囚人は寂寥を感ずる中自然に既往を追想して前非を反省後悔する樣になる。

從て一方には法の嚴肅なる威力を畏れ、一方には犯罪の爲すべからざることを悟るの機會を得しむることが出來る。且つ雜居拘禁の樣に犯罪を養成する如き弊害なきが故に、刑罰の作用たる威嚇、匡正の幾部分を實現せしむることを爲し得るのである。依て短期自由刑の如き短期の受刑者に對する拘禁方法としては實際最も適當なる處遇方法とせられて居るのである。然れども獨居拘禁が以上の如き效果を擧げ得るには、嚴に他の受刑者との交通を遮斷するの設備を必要とする。即ち出來得べくんば敎誨堂、運動場の如きも全然他囚と隔離し、他囚との接見談話は一切之を防ぐことを得るの設備でなければならぬ。

若し是等構造設備が不完全であり、他囚との通謀談話が可能であるときは、刑罰の作用たる威嚇、匡正の方法を施すに由なく、獨居拘禁は其效果を擧ぐること甚だ困難と謂はねばならぬ。尙實際に於て往々見る如き一箇月以下の短刑期（未決勾留を通算する結果如此ものあり）者の如きほ如何に嚴正なる獨居拘禁に付するも刑罰の效果を擧ぐることは不可能なりと信ずるのである。

（B）雜居制と短期自由刑と關係

雜居制と短期自由刑との關係に關しては、我監獄法中特別の規定はない。同法第十六條第一項に『雜居拘禁ニ在リテハ在監者ノ罪質、性格、犯數、年齡等ヲ斟酌シテ其監房ヲ別異ニス』とある故に、短期自由刑の受刑者を獨居拘禁に付せざるときは、此規定の趣旨に則り分類拘禁を爲すのである。然れとも此趣旨を遺憾なく貫徹せんとするときは罪質も各犯罪の手段方法に分たねばならぬ。性格も善惡、賢愚等種々別

にせねばならぬ。其の外本人の身分職業敎育健康境遇等詳細に渉りて異別を要するが故に、監房工場吏員の關係上、斯の如く細密の類別を爲すことは到底爲し得ないのが實際の狀況である。

從て雜居拘禁の弊害である所の同房者間罪惡の傳播、犯罪巧拙の研究、弱者凌虐、醜行惡戲が行はるゝ爲めに偶發犯は常習犯に化し、改悛の至情あるものも他囚に妨げらるゝ事あるは數の免かれざる所である。然れば雜居制の拘禁方法にありては、短期自由刑の執行は司獄官が如何に監督を嚴重にし敎化善導するに努むるとしても、其弊害を享受し易く完全なる獨居拘禁の如く短期間に刑罰の威嚇を示し、匡正作用を施すこと難く刑罰執行の目的を達することは不可能にあざれば至極困難の事である。

(C) 累進制と短期自由刑との關係

我監獄法は累進制に關し何等規定して居ない。併し獨居制と雜居制とを認めたる結果は其範圍内に於て累進制による拘禁方法を行ふも妨げないのである。否寧ろ法の精神に適するものと一般に認められ、其制による拘禁は能く行制の效果を擧げ得るものと稱賛せられて居る有樣である。現に此制を採用するは特設幼年監獄若くは新築監獄である。

然るに此累進制に據る拘禁に在りては、初め一定の期間受刑者を嚴重なる獨居拘禁に付するの方法であり、其期間は實例に在りては短きも三箇月長きは六箇月以上なるを以て、短期自由刑の執行は事實上此拘禁方法に據ることを得ないのである。又實際上此拘禁制度の適用は一般に於て一年以上の受刑者の處遇方法として採用して居るので短期自由刑を累進制とは何等關係なしと謂つて不可なしてある。

第二　短期自由刑と監獄作業との關係

懲役は定役を科するが故に、作業は懲役てふ刑罰の内容てあり生命てある。禁錮は定役を科せざるも選擇作業を許すことになり居り(監獄法第二十六條)一旦作業に從事する以上は任意に之を中止することは出來ぬことになつて居る。(同施行規則第六十四條)基礎的概念として監獄作業は決して受刑者に對し凌辱的意義に於て之を應用し、若くは刑罰の痛苦を與ふるの趣旨に於て之を加ふるものではなく、受刑者を敎養感化する刑罰の目的を全うする必要手段として之を科するものである。依て監獄作業の種類は衞生的經濟的のものでなければならぬ。之を受刑者に賦課するには主觀的個別的に斟酌しなければならぬ。(監獄法第二十四條)而して之に就き作業の分量若くは時間を定めて之を强制(禁錮は任意)することになつて居る。(同施行規則第六十條)斯くして一には受刑者の出獄後生計の資を得るの業務を修得せしめ、一には勤勉力作の慣習を養成せしむるを本旨とするのである。然るに短期自由刑に在りては此作業を强制するも其本來の目的を達することは到底不可能と謂はねばならぬ。卽ち短期なる爲め多く勤勉精勵の慣習を造ることは出來ない。又作業に熟練する期間がないのである。(未完)

□吾々は罪人である

或る犯罪行爲の際には特に動機の爭ひが强勢に行はるべき筈であつて此の際反對動機が卽ち通俗に謂ふ(良心)である。少なくも或る犯罪行爲をしようと決意する前には必ず强烈なる此の良心の反抗を受けなければならぬ筈である。良心が打克てば、犯罪に陷らうとする機緣はあつたが、之を食止めたゝめ犯罪に陷らずにすんだのである。基督の云ふ如く女を見て邪淫の心を起せるものは旣に之を姦せる也といふ筆法で云へば、前にも述べた如く犯罪傾向のない人間は恐らく一人もない。しかし之を道心で阻止して行爲にあらはさないものは法律上罪でない。此の罪を犯さゞるものは卽ち良民である。犯罪の傾向さへない人があればそれは卽ち心に從つて則を超えざるもので旣に聖賢の域である。——(太陽)——

知能低格の一表徴（二）

（主に文字について）

文學士　寺田精一

一

知能の低格な表徴としては、これを種々な方面から觀察することが出來る。尤も吾々の知能の作用には樣々なものがあつて、決して同一の作用でないから、或方面には相當な發達を持つて居ても、他の方面には普通以下な發達程度をしか持つて居ないこともある。從つて或特殊な一面をのみ觀察して、他の方面を輕々に推斷することは出來ない。けれども同じく特殊な方面であつても、知能の低格を推察する上に比較的に有力なものと、左程有力でないものとがある。こゝには其の比較的に有力なものとして觀られるものの一つを擧げて、知能の低格な一つの表徴として述べ、併せてそれが犯罪者に如何に關係して居るかを、事實の上から注意して見たいのである。

二

知能檢査法を案出して有名である佛蘭西のビネーは、知能の低格なるもの卽ち精神薄弱者を、普通の三分法に從て白痴と痴愚と魯鈍とに分け、それ等のものの知能の發達程度を、次のやうに述べて居る。卽ち白痴は、普通人の二歳の發達程度に留まつて居るもので、言語によつて他人との思想の交換のなし得られないものである、痴愚は、普通人の七歳の發達程度以下に留まつて居るもので、言語では他人との思想の交換が出來るけれども、文字によつてはそれの不可能なものであり、魯鈍は、普通人の九歳以下の發達程度以下に留まつて居るもので、それは文字を辛うじて用ひ得るものである。ビネーがこのやうに言語とか文字とかいふ點で識別して居ることは、頗る興味のあることで、卽ち言語は或音を以て或事實を抽象的に表示したものであり、文字は一定の具體的形象を有するものに、一定の音と抽象的に表示された或事實の意味とを含蓄せしめたものである。而して抽象的な表示や、或事實と或他の一定事實との聯結や、概念的含蓄といつたやうなことは、何れも知能の相當に發達したものでなければ、これを明確に經驗し會得することの出來ないものである。

かかる意味から、知能の低格なものに、言語の不明瞭なもの又はそれの使用の不完全なもののあるはいふまでもなく、文字の使用の不可能なもの、又假令使用されても文字としての意味を適當に使用し得ないものも亦頗る多いのである。以下に少しく私が實際上蒐集した例から結論について述べよう。

三

言語に關しての問題は、使用して居る語の少いこと、語相互間の適當な聯結の出來ないこと、正確な發音を以て語ることの出來ないこと、語殊に通俗的な語の意味が誤られて使用され易いこと、語特に概念的な語の內容が貧弱であること等が主なことである。それ等は故らに實例を擧げて示すまでもないことである。

四

文字に就いては色々な場合が注意される。先づ一つは文字が書き得られないことである。それは巧拙といふ問題とに異つて居つて、一定の形式を具備したものが、何時も其の形式を保つて現はれることの困難な場

合てある。かゝる程度のものは、外界の物象を畫かしめても、巧拙といふことてなしに、如何に簡單なものても、それを具體化して表示することが出來ないのてある。換言せば自己の主觀を通しての創造をなし得ないものてある。兒童の初期に於てはこれが見られる。鉛筆ても持たして置けば、何か書くけれども、それは何を意味するか不明なものてある。從つて此方から暗示的に尋ねると、何にてもなり得るものてある。その種のものは、いふまてもなく知能の發達の最も低いものてあるといはねばならない。

二は、文字は書くことは書くけれども、これを正確に書くことの出來ないものてある。例へば片假名のモの字の右へ曲げる格を左へ曲げたり、ナの字の左へはねる格を右へはねたり、漢字の村といふ字の作りと偏とを反對にしたり、罪といふ字の上と下とを置き換へたり、或は他へ類似のものを並べたり、或は伺の字を司とするやうな格の脫落するが如きそれてある。

これ等は或一定の形式を具備したものを、幾分具體化することは出來るけれども、然かもそれを明瞭になすことの出來ないものてある。これは前述の一のものに比較して、稍其の發達の程度の進んものてあることは明かてあるが、尙頗る低い度に留まるものといはねばならない。普通の兒童に於ても、大凡幼稚園時期には、この種の錯誤が、極めて普通の現象として頻發するものてある。かかる程度のものは、犯罪者の中にも往々見られる。但しかかる不完全な現はれ方が、決して文字の敎育を正當に受けたとか受けなかつたとかいふ相違から起るてないことを注意して置かねばならない。卽ちかかる程度のものは、如何に文字の敎育をしても、動ともすれば上の如き錯誤が自然的に現はれ、又眞に知能の發達せるものてあるならば、少くも其の素質のあるもので相當の年齡に達して居るならば、さしたる文字の敎育は受けずとも、上の如き錯誤を頻に起すものではない。

五

三には、文字の有して居る一定の形式は誤りなく表示し得るも、然かも其の含蓄する意味を明確に之れに結合せしめて、適當に使用することの出來ないものてある。例へば平假名を知つて居るに拘らず、「未だ御返事」と書くべきところを、「伊ま田御へん治」と書くが如く、「下され」と書くべきところを「倉され」と書くが如き、「みなみなさま」と書くところを「見な見なさま」と書くが如き、其の一種てある。

但し一般に敎育の程度の低いものの常として、誇學的態度に出てようとする傾向はあるが、殊に犯罪者の頗る多くの通有性てある虛榮心から、簡易な文字を以てするよりも、複雜な格の多い文字を使用する方が、所謂偉らさうに見えるから、故らに使用を誤つても格の多い文字を用ひる場合もないではない。けれども上の如き文字の本義を失した使用法は、虛榮心などから故意的に作爲的に行はれる場合のみでは決してない。極めて自然にこの種の誤用を敢てするものてある。その原因は卽ち知能の低格に基くものてあつて、一定の形式を具備した文字に對して與へられた一定の意味內容を緊密に聯結せしめることが出來ないのてある。

かかる事實も亦兒童には見られ易いことてある。卽ち幼兒は、一面に於てその思想が極めて自由奔逸てあつて、其の想像力の昂進することは何人も心づくところてあるが、これは要するに個々の觀念的事實が、極めて自由に聯結し得るからてあつて、一定の性質を有したものは、他の一定の性質を持つたものに對して、大凡或種の聯結關係しか成立しないといふやうな大人の場合のやうに制限的な窮屈なものではないのてある。けれども次第に知能が發達して來て、觀念的經驗が內容を整つて來るやうになると、かかることは出來なくなるのてある。上に述べた文字の自由な換言すれば文字の本義を逸した使用も、これと同樣な關係にあるのてあつて、文字の形式と其の內容とが明瞭になる程、それが不可能になるのてある。

この場合に尚注意しなければならないのは、上のやうな誤用が、文字の簡易とか複雑とかいふことて行はれるのてないといふことてある。このことは初めに擧げた實例でも明かてあるが、尚一例を示せば『つとめて居ります』といふところを『つとめて織ます』と書いて居るが如きそれてある。卽ち文字の有して居る抽象的な意味よりも、より形式な發音に支配されて、發音の同じものや類似したものてあると、それを極めて無頓着に使用して、然かも少しも怪しまないのてある。

元來、知能の低格のもの程、抽象的てあるよりも具體的方面に注意し感興を持つのは、種々なる方面から觀察することが出來るが、この文字の使用に於ても、亦これを認めることが出來る。卽ち文字は使用し得る程度に發達して居ても、先づ文字の形なり發音なりに捕はれて、其の文字の有して居る特殊な意味は第二に理解される順序となるのてある。從つて犯罪者の可成なりな數のものの書く文書に於て、こゝに述べるやうな文字の誤用のあることは、强ちにこれを單純な彼等の虛榮心などから生じたものとのみ解すべきものではない。その根柢に、知能の發達程度の遲れて居る注意しなければならない事實が含まつて居るのを思はねばならない。從つてこの種の誤用は、又單純な思ひ違ひとか、偶然な誤記とのみ觀るべきものでもない。換言すれば單なる誤謬の心理からの發生てなくて、誤謬を起させねばならないやうな心理に、其の原因を認めねばならないのてある。

六

文字の問題には、書き方の問題にも當然觸れなければならない。卽ち知能の發達と吾々の筋肉運動との關係は、頗る密接な關係を有して居るものてあるから、器用不器用とか巧妙とかいふこと以外に、注意すべきものが少くない。例へば手先の纖細な筋肉運動が不充分てある爲めに、運筆上に、種々な形式に於ける故障を生じて來るのてあつて、思はぬ方向へ向つたり、又思はぬ長さに延びたり、筆が踏つたり留つたり、甚だしく震えが現はれたり、滑に屈曲することが出來なくて極端に大きく又異常な角度を以て曲つたり、筆の力を制御することの出來ない爲めに、甚だしい細い太いが現はれたりするが如き、何れも知能の低格なものに於て見られ易い特徴てある。

尤もこの種の異常の中には、特殊な神經病や酒精中毒等の大に關係することもあるが、かくの如き原因の殆んど見られないのは、上の如き顯著な異常の出現を知能低格の一表徴として見ることが往々ある。從つて上に例擧したやうな運筆上の現はれは、少くも知能低格を注意せしめる一つの標識にはなるのてある。而して實際上、かくの如き異常の現はれるものには、前に述べたやうな文字に現はれ易い知能低格の表徴を、相共に表示して居ることが少くない。

古來筆蹟と其の人の性格氣質との關係は、少からず注意されたものてあるが、吾々の精神活動の一つの形式に相違ないところから推せば、如何にも相當な根據はあるものといはねばならない。けれども一個人の性格氣質は、極めて多方面のものを包含して居るから、筆蹟の上ては其の人の主として運動形式に現はれるやうな性格氣質の一面をのみ知り得るものといはねばならない。これに比較して上に述べた文字の使用及び使用された文字の上の內容の點をも併せ考へることは、吾々の精神活動の一面に過ぎない知能の發達的特徴を知る上に、一層役立つものといはねばならない。殊にそれが素樣的に表示された場合を主として觀察する時に於て、一層さうてある。

強制より諒解へ

（四人の服從）

奥獄寺崎勝治

一

文化と云ふ言葉は現代人に於ける一の流行語である。この言葉は歐洲思想を繼承しかものであつて、歐洲に於て明確でなかつたやうに我邦に於ても亦頗る不明瞭である。が、文化主義を唱導する學者の所論を綜合して見るのに、この主義に依つて現代の要求を解決することの出來るやうに感ぜられるのみならず、吾々の精神力の基礎を培養して之れを豐富にし、優美なる、高尚なる人格を自由に實現せんとする主張であるやうに思はれる。併しながら其の精神の實力の何ものたることは依然として不明であるが、其の主義の發現の由來は十九世紀の文明に反對する思想である。十九世紀文明の缺陷を補塡せんとする主義であるからして此の方面より觀察して其の缺陷と補充とを對照してさうして服從に論及して見ようと思ふ。

二

十九世紀文明の特色として科學を重視し科學萬能主義が出現した。而してそこに缺陷は顯はれたのである。十九世紀文明の精髓たり、生命たる所の科學的精神は現代に於ても、重要にして其の進歩發達を望まねばならぬことは勿論であるけれども、人類の生命たる直覺や創造を閑却して科學の力のみに重きを置くことは出來な

い。吾々の精神的生活は創造的進化に外ならない。有ゆる過去を包括しながら不絶進化する精神生活の發展は不斷の繼續をして進行するのである。從來の科學者の如く分析的方法では事物を理解することは出來ない。而して之れを理解し得るものは直覺である。直覺は實驗に依る所の直覺でさうして其の力に依り人格の發展も文明の進歩も社會の進化も生ずるのである。十九世紀文明の所産としての科學は人間をして激烈なる活動をさせたけれども、人格の全部を活動させないのである。物質界に於ける活動にして心靈界の活動でない。肉の滿足があつたが靈の滿足はなかつた、それ故に人生の意義と價値とを理解することは出來ない。物心靈界を融合し調和したものでなければ現代人を滿足させることは出來ない。人類活動の根據たり中樞たる所の精神力を培養して直覺、創造、天才の發展——善美なる文化を創造するのが文化主義の一使命であつて、それが又十九世紀文明の缺陷にしてさうして閑却された部分の充實である。

三

人類の生活には精神的方面と物質的方面とありて之を偏重することは出來ない、併し物質的生活あつて始めて精神的生活があるのが事實である。

衣食往即ち經濟生活が基礎になつて精神生活があることは勿論だが經濟生活は人類生活の全部でない。又崇高なる生活、善美なる生活と云ふことは出來ない、精神文明の開發、人生最高の意義、高貴なる價値に重きを置かなければならぬ。非物質主義でなければならぬ。

然るに十九世紀文明は物質主義の文明、産業主義の文明、强者文明の名あるやうに始んど精神文明を沒却したと云つて良いのである。十八世紀は科學曙光の時代にして十九世紀は科學萬能の世紀である。科學精神殊に進化論は甚大なる影響を及ぼして「生存の爲めの鬪爭」は最も能く經濟上に顯はれたのである。卽ち原

料、器械の買入、賣込、勞働者の雇入、提供等相互の競爭がある。商人消費者の間にも競爭が行はれる。生産者が此の競爭に勝利を得ざれば成功することは出來ないのである。而して個人の競爭は團體の競爭となり遂に歷史派の經濟學者をして『人類の歷史は階級鬪爭の歷史なり』と論斷せしむるに至つたのである 往昔、平民は貴族に對して抗爭を試み、有產者は產業上の改革を成就して資本主義を樹立し、工場工業、大量生產を爲すの必要起り有產の資本家と無產の勞働者との二階級を見るに至つたのである。資本主義は總ての經濟行爲を資本增加と云ふ目的のためにする經濟組織にして資本主を主位とし、總て其の經營企劃に依つて指導し、勞働者は其の客位として企業家の指揮命令に從ふ仕組である。勞働者は獨立して經濟を營む手段なく唯契約に依り資本主に勞働を提供し其の對價に依り生活する者である。故に資本家は指導者である。命令者である。强者であると云はねばならぬ。

而して資本家と勞働者との對峙は勞働機會の平等、勞働果實の平等を得せしむる爲め——經濟上の自由平等を獲得するため社會主義の唱道となつたのである。此の主義の價値は最高なる文化生活、善美なる文化生活であらねばならぬ。要するに文化主義の目標は物質主義にあらずして精神主義、資本家文明にあらずして弱者文明でなければならぬ。

四

十九世紀文明の特色として個人の權利自由を主張することが旺になつたことである。傳統の道德、慣行常例に依り規律し統一したる時代は平凡である安靜である。

然るに其の權威や信條が勢力を失墜して道德や信條は完全なものだらうか。吾々を現在よりも「ヨリ」幸福に「ヨリ」安全にするだらうかを疑ひ始めてさらして各人勝手に自我を主張し遂に個人主義が起生した。それから生存競爭は人類生活に免かるべからざる現象と確信し、之れを一の信條にした。激烈なる生存競爭は自己の存在が危殆なるが如く感ずる結果、他を顧みる遑なく、自己のために、自己を利するために活動するのである。卽ち利己感情のために溫い、美しい、自然の情調が發露しないのである。次には「ルツソー」の自由精神が基調になつて、個人の自由、自我の解放が個人主義の原動力になつたのである。其の他上流社會たる貴族や僧侶の獨占した所の學問が他の階級へも普及して相當に理屈を云ひ、自己の意見を貫き自分の個性を發揮しようとするから服從を强要することが困難になつたのも個人主義を旺盛ならしめた原因である。十九世紀文明は生存競爭を極端に應して人類に大なる禍害を殘したのである。進化論は生存競爭もあり、相互扶助もある。異類相補も包含する學說であるが相互依存の方は全く閑却されたのである。故に正義人道の要求たる相互扶助、社會連帶の如き、高貴なる善美なる文化生活——向上發展の文化生活が文化主義の使命でなければならぬ。

五

十九世紀文明は强者文明たるの特色があつたのである。少くも民衆文化でなかつた、民衆文化は民衆に依つて創造され民衆の手より生れ出てたる文化でなければならぬ。併し民衆文化でさへあれば醜惡なる所產でも差支ないと云ふ意味でない。高い文化、尊い文化、美しい文化でなければならぬ。『民の聲は神の聲なり』と云ふのは其の勢力の方面より見て適當なる言葉である。併し勢力あるものゝ意見は必ずしも妥當の意見でない。多くの場合に於て社會民生のための意見たると同時に個人の利害より判斷するものである。民衆の判斷は創造的より批判的である。經營的にあらずして監督的である。民衆の斷言は自由に決定せられ緻密に考慮されたるや否や、理性に依りたるや感情に流れたるや否や、專門的智識を要するや否や、民衆の道德、智

識の程度に依つて其の意見の價値を判斷しなければならぬ。而して中心人物の如何に依つて同化力に強弱がある。積極的意見より消極的意見が勢力がある。

此の點より其の勢力、其の價値を批判しなければならぬ。結局は民衆の自覺、覺醒に待たねばならぬ。故に正義人道に適應すべく——道德的價値ある文化を創造すべく——崇高なる目的を達成すべく——善導するやうに努力せねばならぬ。

六

文化主義は完全であるかないか別問題として時弊を救濟する適劑なることは恐らく疑がなからう。而して此の『思想の流れ』は拘禁生活者の心裡にも注入されて居ることは勿論である。故に此の思想を基調として服從の意義を檢討しようと思ふ。

命令強制の反面には服從がある。服從は相手が知ると知らざるとに拘はらず命令し強制して由らしむることが出來る。由らしむべく知らしむべからずの筆法の服從である。而して此の服從は盲從にして器械的服從形式的服從である。併しながら價値ある服從なりや否やと云へば價値なき服從なりと云はねばならない。

人格としての働きのない服從である。形のみの服從である。心からの服從でない。立派な服從でない。それから自己の利益を得、又は損失を免がれむがため服從せる場合は所謂眞の服從と云ふことは出來ない。處罰の不利を避け、善行證明を得んがための服從は正に其の適例である。かうした服從は少くないと思はれる。暴行、强迫、詐欺のために服從したる場合は已むを得ずして命令の遵奉者となつたり、誤信のために知らずして動いたのであるから、外形は服從の如く見えるけれども眞の服從でない。他の强い力が無理に動かしたのである。然らば眞義は如何と云ふに自覺的服從であらねばならぬ。合理的服從でなければならぬ。自動的

の人格、品性のため、遵守しなければならないことを覺り、さういう意思を以て活動するに依つてそこに服從——自覺的服從、合理的服從があるのである。

故に司獄官は命令の意義を闡明し之れを徹底せしめ、囚人をして自動的に命令の目的とする處を行はじめなければならぬ。『お上の御命令』なるが故に服從すべしと云ふが如きは現代思想の潮流に背馳するものである。『お上の命令なり彼是云ふな』と云ふが如きは盲從の强要であつて時代の情調に逆行するものである。

要するに囚人に對して法規の精神、命令の意義を傳達するのである。傳達して自覺を起させ、諒解を得てさうして法令の最高目的を達するのである。服從をして眞の服從、徹底せる服從、意義ある服從たらしむるには自覺、諒解に待たねばならぬ。

「思想の流れ」は高い塀を以て圍繞せる天地にも何時しか流れ込んで命令より自覺へ進み、强制より諒解へ移るのである。（完）

『カラマゾフ兄弟』雜感

生活の內容が、深まり、廣まるに隨つて、荒み行く自らを悲しまずにはゐられない。まだ人生の半ばすら渡らぬ齡で、こんなである己れが、墮ち行く世界を思ふ時、たへられぬいとほしさがある。自らの生活が成長し行くこと、高まり行くことを信じてゐる自分は、荒み行く自らを見るとき、一層のはがゆさがある。カラマゾフ兄弟を見て、墮ち行く世界がわかつた様な恐しさがあつた。（8 生）

講演

文化主義

東大教授
文學博士　桑木巖翼

三　社會改造の原理としての社會主義

次にこの自由平等の實行に對しては「社會改造」と云ふことが是に伴つて來る。社會改造と云ふ主義は昔から誰でも考へてゐることでありますが、世の中が自分の現在のまゝて圓滿完全だと考へてゐる人は、餘程御芽出度い人間でなければならぬ。唯でも多少の不滿足がある譯でこの不滿足を除かんが爲めに何うかしてこの境遇を脫却したいと云ふやうになつて來る。かくして自分の生存してゐる社會改良するにつき、唯少しの一部分を變へると云ふのでなくして、大きく根本的に改良するといふことが或人々の間に起る。それも可なり昔から隨分人々の間に考へられて居つたことてある。殊に詩人とか宗教家といふものはさういふ空想的のことを考へて居る。理想の國を考へ、理想の社會を考へる。或は之を過去に持つて來ることがある。老莊の學問などは皆さうてある。昔の時代は安樂な世界てあつたといふ風に考へる。

凡て昔を慕ひ昔が良かつたといふことはいつの世にも能く考へることてある。自分の若い時はもう少し世の中が良かつたが、近頃の世の中は實に淺ましいやうになつたといふことはよく老人の云ふ言てある。人心が險惡になつたといふ、電車などを大に攻擊する種てありますが、あれて以て市民は段々道德を惡くすると

いふことを言つて居る。如何にも其通りて、私共も餘り讓遜して居ると、どうしても電車に乘れないから、餘りひどくない程度に於て排他的の處置を執らなければならぬと思ひますが、さういふことを列擧して今日は非常に惡くなつたと言ひます。所が老人はどう言ふかといふと、矢張り昔は良かつたが、今日は惡くなつたと言ひます。今六十歲位の人は十二三位の時のことを賞めて居るのてあります。段々先に行くといふと惡くなる。さうするとアダム、イブの時が善い時てあるかも知れぬ。いつの世でも人生が發達するといふと惡い世の中になつたといふことを言ひます。さういふやうに今の世の中は惡いといふことは昔から誰でも言つて居ることてある。

所が段々と又人の考が變つて來て、昔ばかりを重く見るのてはなく、何でも遠い地方を假想する、西洋てありますと東洋を、東洋てありますと西洋の方を假想して、其處を自分の理想とするといふやうな工合てある。極樂世界といふやうなことはさういふ理想から出來たのかも知れない。西洋の五六百年前などの著述を見ると、東方に斯ういふ風な理想の國があると書いてある。支那邊りても或は東の方に理想の國があると考へて居つたやうてあります。さういふやうに何處か遠くに理想の國があるといふやうに考へて、それを描いて滿足して居つた人もあつたらうと思ふ。或は將來に人類が段々發達して行くからして或時期に於て自分の理想の社會が出來るといふやうに考へて居るのてあります。過去、他の國土或は未來といふやうな所に自分の理想を置いて、現在の社會の缺陷を嘆息するといふやうなことは幾らもあることてありますが、唯それ丈けては餘りに大きい力にならない。もう少し現在の世の中を變へて行きたいといふやうな考の人は精密に實際の事柄に訴へて、未來の自分の理想を描き出す。さういふ風な所が出たのが卽ち狹い意の社會主義てあります。

卽ち從來の社會主義といふものは其人から考へれば一種の空想的の社會主義てある。之に反して自分の唱

へるのは科學的の社會主義である。事實に基いて理想的の社會を描くのである。今までの社會の經濟狀態の根本を成して居る資本制度が變らなければならぬといふことも言ふ譯で、事實上の改造を主張するのであります。かういふのが社會主義の理想の根柢に在る。其社會主義といふ狹い意味で言ひましたならば、色々な名を有つて居る所の思想の根本の所に固き觀念がある。卽ち現在の社會の物質的條件を根本に變化しなければ社會の不滿足は解けないといふ思想であります。

斯ういふ思想の權威者は所謂獨逸のマルクスであるといふことは是は隨分多くの人が言つて居る通りであつてマルクス以前に社會主義の思想はないことはないが、兎に角マルクスが神學的の社會主義を考へた。而してマルクスの社會主義は社會の根本の基礎を經濟的の關係に置いてある。卽ちマルクスの說は唯物史觀と多くの人が呼んで居りますが、或は經濟的の歷史解釋といふやうな言葉で現はすことが出來る。さういふ理想を以てマルクスは說いた。言ひ換へて見ますと、所謂社會改造主義といふものは世界は物質的の基礎に依つて成るものと見る理想に密接な關係を有つて居るのであります。

此物質的の哲學といふものは一種の經驗主義であります。丁度デモクシーの思想が經驗主義に基いて居りますやうに、此社會主義も近世に於て力の有るやうになつた社會主義は經驗主義の哲學に基礎を有つて居るものである。是が今一方に於て主張されて居る所の自由平等の觀念並に社會改造の觀念の極く根本になつて居ると思ふのであります。

四　反唯物思想と團體主義の意義

斯ういふ思想に對して、それと丁度正反對のものが今日に於ては一方に在る。それは一種の理想主義であつて、個人的思想に對して團體的の思想を唱へるのであります。卽ち社會若くは國家といふものに一つの特殊の意味があつて、個人は全くそれに埋沒して仕舞はなければならぬといふやうな考へ方であります。

又社會は決して單に經濟的ばかり、物質的關係ばかりて動いて居るものでない、もつと高尙なる所の思想がある。人々は唯利欲ばかりて動いて居るものでない。寧ろ利欲は輕んずべきものであるといふやうな趣意であります。さういふ主義が社會改良主義に反對して起つて居るのであります。卽ち個人主義に對する團體主義、物質主義に對する精神主義といふやうなものが一方に於て成立つて居る思想であります。

斯ういふやうに二つに分けて參りますと、團體主義の思想は十九世紀の前半に於て形而上學の思想と密接な關係を有つて來た。獨逸の國家主義は是から出來上つて居る。並に十九世紀の中頃に於て殊に非常な勢力を持つて來ました所の自然科學、殊に生物化學の進化論などの原理を以て來まして、社會は一つの有機體である。一つの大きな生物であるといふ觀念から、其原理に依つて個體といふものは殆ど意味がないものであるといふ思想が益々起るやうになつた。形而上學的の根據から、並に生物進化の理を極く廣く應用する所から民主々義に反對する所の思想が續いて起つて居つた譯であります。

又社會主義の人が唯物論を基礎にして、今までの社會の缺陷を救はうとして居るのに對して、昔の宗教家或は哲學者といふやうな態度を以て精神主義を鼓吹するといふやうな人が一方に在る譯であります。是は詰り哲學上の根據から云ひますと、大體に於て形而上學派の方の傾向を帶びて居るのである。但し生物學の方から來る所の國家主義は、是は稍違つて居りますが、是も多くの場合に於て生物學の原理を非常に哲學的の意味に代へて用ひて居ることが多い。有形的の觀念は非常に哲學的の意味があるものと考へて、團體主義といふものを造り上げて居ります。だから大體に於て形而上的の傾向を帶びて居るものと見て宜いのであります

す。さういふやうな形而上主義がデモクラシー或は社會主義といふものに多少反對して居るといふやうな意味が一方に在るのであります。それ故に思想問題に於て反對のもの丶對立は經驗主義と形而上主義と比較することが出來るやうになつて居ります。併し是は斯う限られて居るのではない。形而上の方からも民主々義が說ける經驗論の方からも割合に團體論が說けない譯でない。殊に有形的の主義から導くといふことは經驗主義の方が結び附いて居ると見られるので一方のみの斷定は出來ませぬが、多くの場合に於て背景にさういふ形を持つて居るのであります。

それで今日色々戰爭の關係等よりして、獨逸流の形而上學的の團體に於て弱點があつたといふことを唱へて居る。一方英米佛の人の唱へて居るやうに獨逸の思想はそれ程てないと思ふ。……デモクラシーの思想が勢力を持ち、社會の大變動を來したが爲めに、今までのやうな變化の仕方では足りない。それに感じて社會の大改造がなければならぬといふ思想が一方に起るが爲めに、社會思想といふものゝ色々な形がどうしても人々の注意を惹くやうになつて來て居る譯であります。それ故に大體に於て斯ういふ思想問題の起るといふことは當然な結果であると謂ふべきでありますが、併ながらそれが果して唯一の解釋法であるが、どうかといふことが次に起る問題である。私は今思想問題の中心たる自由平等の觀念と、社會改良の觀念とが、大體に於て經驗論的の背景を帶びて居るものであるといふことを述べた譯であります。さうしてそれが反對の思想の不成功な爲めに勢を得たのであるといふことを述べたのであります。其點に於ては是は相當なものと見ていゝ。或は時勢の當然であると考へて宜いと思ふ。

五　デモクラシーの哲學的基礎

斯壜に民主的の自由平等の觀念や何かて社會改良をしなければならぬ。それも唯空漠たる精神の滿足ては不可ない。着實に之を能く改善することがなければならぬといふことは正しいと思ふのてありますが、其哲學思想上の根據にもう少し深い所を考へることが出來ないだらうが、其考へ方に依つて是等の思想に少し意味を與へて、所謂畫龍點睛と申しますか、さういふことが生じて來るのでないか。換言すれば哲學上の根據として經驗論の方から自由平等、社會改良といふことを說くのてなくして、もう少し外の卽ち形而上的の思想も幾らか加味したる立場から是等の思想を說くことが出來はしないかといふのてあります。

經驗論の立場と、經驗を超越する所の立場の間に第三の立場があるといふことをちよつと申上げます。其中には個々の經驗を經驗として受取るに止めない、といつて經驗を超越して何か分らない所の社會を拵へる譯てない。日常の經驗として認めながら、其經驗をもう少し全體の意味があるものと考へる。卽ち經驗に對して新しい見方をするのてあります。それに人はその經驗するところが樣々て、何から何まて經驗すると云ふこともなく、又絕對のものでもない。

所が經驗論といふことがさういふことを眼中に置かないて、經驗萬能てあるといふことを初めから假定して居るのてありますが、一方考へて見ますと經驗といふものはなか〳〵深い意味があるのてあつて、經驗を經驗たらしめるものがなければならぬ。さういふ基礎がある譯てあります。卽ち我々が道を步いて居て一つの物に自然に注意が向くといふ理由がなければならぬ。或物が能く眼に這入る。なぜあれが眼に這入つて、なぜ外の物が眼に這入らないかといふ理由がなければならぬ。所が其理由を形而上學の人は不可思議の働きに持つて來るのてありますが、さういふものを假定しないても宜い。我々日常の人間として考へて見て、日常の人間だけれども一方の人に氣が附かないといふことが分れて來るのてあります。經驗といふことに付て

も同じ經驗を見方に依つて區別するといふ考へ方もありますが、さういふ問題に付て哲學上の新しい立場を作りますと、徒らに經驗に頼らない、併ながら經驗にまるて緣のないものにも頼らない、經驗の中に在つて而も經驗の基礎を求むるといふ立場が其處に這入つて來るのであります。さういふ方法から哲學上の色々の問題を解釋することが出來ますが、これを批評哲學の立場といふ。

批評といふのは善し惡しを言ふのではない。經驗の基礎を論ずることを批評といふのでありますが、さういふ立場を茲に考へて見る。其立場て以て總ての思想が解けるとしたならば、社會思想の問題が批評主義の立場から考へて行つたらどうてあらうか。

六　人格自由平等主義の考察

さうすると第一自由平等とか、或は經驗的個人の自由平等とは何であるかといふ。さういふ問題が出て來るのであります。個人の自由、個人の平等といふことをいふのであるが、一體個人といふものは何であるか個人をして個人たらしめるものは何であるかといふことに考が及んで來なければならぬ。一方の論者は個人は團體の中の一部分であると見て來るのでありますが、個人は團體の爲めに造らなければならぬ。けれども初から團體の一部分であると頭から極めて仕舞つては充分の滿足を得ない。團體の一部分であるにしても個人が承認しなければならぬ。

それに個人が團體の中に這入るにしても適當なる基礎がなければならぬ。個人が唯個人として我儘一方をするといふことてはないといふやうに考へて來ますと、個人を超越して居る所の一つの基礎がそれに含まれて居る。私一個は一方から考へて見れば一個の個人てあるけれども、私の考へて居ることの中に案外に一個人の思ひも寄らない所のものが土臺になつて居るといふことを自分て氣が附くのてあります。

經驗の中に普通の經驗の基礎になるものがあるやうに、個人の中に個人の基礎になるものがある。それはどういふものてあるかといふと、例へば我々は心の中に一つの良心といふものを持つて居る。道德心といふものを指つて居る。內容は人々の知識なり境遇なりに依つて色々違つて居りますが、道德上の義務を盡きなければならぬといふことは、是は誰ても思つて居る。盡さなければならぬと思つて居るけれども、盡さぬ人は盡さぬ。しかし何人も惡いことを惡いと知つて居るので、これは奧底に道德上の義務の觀念があることを承認して居るのてある。それが實行の上に於ては道德的の義務を感ずる心として現はれて來る。誰ても斯う〳〵すべしといふ要求はもつてゐるもので、之を伴つて居る所の意識狀態を人格と名ける。此人格に依つて道德上の義務、法律上の權利も根本的に言へば此人格があるから始めて言へることてある。法律上から謂ふ人格といふことは少し違つた意味を有つて來るてありませうがそれよりは違つた意味てあります。さういふ個人の中に個人を超越して居る所の人格といふことを考へたならば、此人格の要求といふものを基礎にして、自由とか平等とかいふことが始めて完全に解けるといふ考へ方が出來る譯てあります。

それ故に自由といふのは個人の自由てはない、色々な私慾を伴ひ、又種々の狀況に依つて色々違つた境遇に在る個人の勝手自由といふことてなくして、人格が自由を得る、此人格は誰にも具つて居つて、誰にも同じやうな値打を有つて居つて、誰に於ても貴いものてありまして、誰も之を汚すことの出來ないものてあります。此人格に自由を認むるといふことが本當の自由てれければならぬ。唯政治上に投票權を有つとか、或は自分の勝手次等に行ふことは必ずしも人格の自由といふことは言へない。

人格の自由といふことは是はなか〳〵窮屈なものてありますが、確に二方に於て根本の要求があるものと

考へて宜いと思ふ。ところで其人格は又同時に平等であるのであります。事實に於て人間は決して平等でない。車に乘つて居る人と車を挽いて居る人と必ずしも平等でない。一方は雇はれて働いて居るから、其間に於て自由もないし、平等にはならないのであります。併ながら人格といふ迄に於ては平等でなければならぬ。法律の前に於ては皆平等であるといふことを能く言ふのでありますが、法律も皮肉を言ふと必ずしも平等でなくなつて來る場合があるかも知れぬのでありますが、理想としては平等である。併し人格の平等といふことはもう一層理論的であると云つて宜いのであります。事實に於て不平等といふ中に人格的平等といふことが考へらるるのでさういふ意味に於て自由平等といふことを說くことが出來るとしたならば、民主々義といふものは個人的デモクラシーでなくして、人格的デモクラシーといふことになつて來る譯であります。即ち人格主義といふことになるのであります。

六　文化主義の意義

是が民主々義の新しい哲學的の立場から說かれる一つの點でありますが、此人格主義を基礎にして私の謂ふ文化主義といふものは成立つのである。文化といふことは文明といふことと、意味に於て餘り大なる相違がないが、感じがいくらか違ふ。文明といへば社會の外形上の制度文物等の整つて居ることであるが、文化といふことは內面の方の滿足を得て居る狀態であると通常區別して居る。

考へ方に依つては文化の中に文明も這入つて宜い譯であります。併し多少區別するならば人の事業の中で最も理想的と考へられて居る所の眞善美を充分に現はす事業が文化的である。即ち眞理を現はす所の學術、善の理想を現はす所の道德、美の理想を現はす所の藝術といふものが完全に發達する狀態が此文化の極致と考へられて居るのであります。此文化といふ觀念を以て社會改良のことを考へて見たならば、甚だ

ました所の經驗主義唯物主義から來る所の社會主義、に對する一つの新しい途が開かれる譯であります。

社會を改良するといふことに經濟上の基礎が非常に大切だといふことは明かな事實と思ふ。それを離れて昔の人や一部分の道德家、宗敎家などは、或は人間といふものは靈に生きるものであるといふやうなことを言つて居ましても、それは充分に人々に滿足を與へない。腹の減つて居る時に幾ら人間といふものは肉に生くべきものでない、靈に生くべきものだと說法されても、腹の減つて居るのはなほらない。それに社會主義の人が今までの空想的の仁惠主義を非難するのは事實に適切な所があると思ふ。だから物質的の基礎を必ずしも排斥することは出來ないが、その物質的の基礎の又基礎がなければならぬと思ふのであります。唯腹が充分になるやうに賃銀を澤山に貰へば宜いではないかといふにさうではない。即ち衣食の足りることを望むのは、それで以て人間らしい生活をしたいといふことが一つの希望であります。

今日の勞働問題に於ける賃銀値上の要求は彼等の生活の向上人格の發展を目的しての話である。それ故に私は今日の勞働問題に道德的の意味を認めて居るのでありますが、多數の勞働者及一部の煽動家は必しもさう考へてはゐないが、兎もあれ私は道德的意味があると考へて居るのであります。して見ればそれは單に唯物的の關係では說けないと考へなければならぬ。則ち是等の社會上の根本には文化の發達といふことを基礎として居るといふことを認めて宜いと思ふのであります。さういふ風に解釋して行つたならば、社會改造の主義は所謂文化的に社會を改造するのであるといふ風に言つたならば一番意味が明かになる。

ところが文化と云ふものは人格的の基礎をもつた進步發達でなければならぬのだから、文化主義といふことは詰り人格主義と密接な關係を有つて居るのである。人格的のデモクラシーに依つて生れたる所の社會改

造が卽ち文化的社會改造の主義であると考へたい。或人はかゝる文化主義を以て矢張り昔の精神主義である、故にそれは知識階級の人の言ふことであるといふやうに非難をするのでありますが、私はさう云ふ非難に服することは出來ないのであります。

成程多少我々の生活上矢張り資本主義の時代に置かれて、所謂知識階級或は紳士階級に居る譯であつて、所謂筋肉勞働者でない。文化などゝいふことを言ふと、汗水垂らして力業をして居る人などから見ると贅澤なことを言つて居るといふ感じが起る、文化どころでない、機械をグル〳〵廻して居るとか、石炭を焚くといふやうなことをして居る時に文化などはあつたものでないと考へるのでありますが、それは非常な淺薄な考へ方と思ふ。成程暑い時に石炭を焚いたり、或は無暗な地下何千尺の下で仕事をするといふやうなことは直接に文化に關係がないけれども、併し是等のことが若し文化に關係がなかつたならば何をして居るか分らないといふことになつて來る。資本家の衣食の滿足を得る爲めにして居るといふことでは意味を成さぬ。意味があればさういふ仕事も文化の事業の一つであると考へれば多少の滿足を得る譯でありますから、文化主義といふことを言つたからうと言つて、必ずしも勞働階級に對して贅澤なことを言ふと解釋をすることもないと思ひます。

併ながら自ら其言ふことが自分の境遇に支配されて來るから、民衆の間に立つて直接に運動をして居る人とは態度が違ふといふことも言へるが、それが社會改良の思想といふやうなことを考へて行く上に於て、文化といふやうな觀念を持つて來るといふことは人の道であらうと思ふ。さういふ點から私は文化といふことを言つて誤でないといふことを考へて居るのであります。併ながら私が文化主義を主張するに付て一番それが良いといふことを言ふ譯でない、一方の人の唱へるデモクラシー、社會主義が全然間違ひだといふ譯でもなく、要部の所に働きを持つて居りますが、さういふやうに色々の哲學の關係を有つて居るものであるといふことを考へて見るならば、所謂思想問題を一方の人が考へるやうに、單に經濟上社會上の問題とばかり見ないて、色々な方面に關係を附けて見ることが必要であると思ふ。私は其一つの例として文化主義といふことを中心に考へて、さうして現今の社會問題の色々な方面の主なものと二三茲に結び附けて考へた譯であります。

七　思想問題の一考察

斯ういふ風な思想で現今の思想問題に持つて行けば、或は思想問題に對して假りに極端な危險を感じたりするやうなことが餘程減つて來るやうな場合がありはしないかと思ふ。一方の人は餘りに思想を輕蔑する傾がある。思想などで人間は動かし得るものでない。衣食で動いて來るといふやうに考へて居つたのでありますが、一方の人は思想に重きを置き過ぎて仕舞つて居るが、それ程思想が影響があるものとは考へない。

昔或人が考へて居つたやうに全く度外視することは出來ない。社會は矢張り思想に依つて動くことがあると思ひますか、唯一二の言つて居る思想がどの位社會に勢力を持つといふことは疑はしい場合があります。其人が社會に於てどれ丈け勢力があるかといふことを考へなければならぬ。又動かされる人がどういふ人であるかといふことも考へなければならぬ。少數の人間が動かされるといふ丈けならば、それは一種の病氣のやうなものであつて、さう傳播しはしないからさう心配する必要もない譯である。ですから其思想といふものを餘り輕く見るのもいかぬのでありますが、餘りに重く見るといふことも隨分買ひ被るやうなことを來す。寧ろさういふ思想の哲學的背景或は宗教、文化、其他の關係を有つて居るかといふことを理解して成程斯う

いふ思想は斯ういふ根據があるといふことを考へたならば、色々な思想が適當に利用されて行くと思ふ。よく思想の善導と云ひますが、どういふ人が善導するのであるか、なか〳〵むづかしいことであります。其よりも思想を適當に理解するといふことが先づ第一一般の人に必要であると思ふのであります。

思想を監督するといふ側に對してもそれが必要である。一方に於て思想に動かされ易いやうな人に取つても必要なことである。さうすれば種々の方面に付て思想問題の理解、種々の問題、種々の關係を明かにするといふことが、唯思想を輕蔑したり、危險がるよりも最も良い方法であると考へて居るのであります。

極く大體のことでありまして、文化主義といふことに付ては詳しい説明は餘り言ふこと出來なかつたのでありますが、主として現今の思想と文化主義との關係が主な問題になつた譯であります。（完）

足袋のあなを繕ふこと

私共の見るところを以てすれば、足袋のあなを繕ふのは天下國家のほころびを繕ふのに比して、決してつまらない仕事でない。それをつまらない仕事であると云ふのは、大學教授の仕事を小學校教師の仕事より、つれにより價値ありと云ふにひとしい。大將中將の仕事が一等卒の仕事より、つれにより價値ありと云ふにひとしい。否戰爭ごつこする時代の子供等が、陸海軍の軍人などを一番偉い人のやうに考へることの子供らしさにも遠くない。

所謂社會的な仕事をする上にも、家の中を綺麗に片附け、綺麗に拭き掃除をする場合のやうな綺麗好きの素質を必要とする。焦げつかないそしてしんのない御飯をたき、辛すぎない、そして甘すぎない味噌汁を拵へて食べさせる場合のやうな氣のきいた素質を必要とする。折々は憤鬼をも上手に撃退すると云ふやうな外交的手腕を必要とする。

同樣に家事家政といふ家庭内の仕事をする上にも、日比谷座の代議士芝居に活躍する位の天分はなければならぬ。實業家や、實業家と稱する虚業家が貰つたり買つたりの場合に發揮する位の天分は、十分に發揮されることが出來るのである。否レオナルドやゲテや、カントと丁度同種類ではない。けれども同程度以上の偉大なる天分をもつた婦人であつても、彼女がその天分を家庭内の仕事に發揮し得られないものであると經驗するのは、尊ぶ笑ふべきことに屬する。——生田長江氏（新小説）より——

世論一叢

知識階級犯罪の影響

醫學博士　杉田　直樹

知識階級者の犯罪に就ては色々な方面から考へて特殊な影響を與へるものである。卽ち其の一は教育なり地位ある者は常に社會の儀表として目せられて居るものであるが、さう云ふ者が罪を犯すといふことは世道人心に不安を與へ德化の上に不良な影響を及ぼすこと頗る大なるものである。又其の二は上流の地位にある者が刑事上の罪を犯すときは、それが一種の社會的暗示となつて、之に依つて同じやうな犯罪を益々誘起せしめるやうな結果になることが多いので、つまり社會の耳目を蔽く知識階級者の犯罪は他の一般人の犯罪よりも一層多くの暗示力を有して居るものである。

犯罪の性質如何よりも、其の犯罪者の地位名譽が社會上に偉大なる影響を及ぼすのであることを看過してはならぬ。一度び知識階級者に犯罪人を生ずるときは其の地位の者に對し、又其の人と同じやうな業務に從つて居る他の人の人格に對してまで世間の疑惑を起させ又無等の地位を理想としてゐる一般青年に對しても惡い感化を與へるものであることは何人も否み難い事實である、卽ち市會議員中に一人の瀆職者を出せば市會議員全部が惡い者の集團の如くに世間から思はせて了ふ。又第三には知識階級者は其の境遇や地位の優れてゐる點に於て比較的大規模の犯罪を行ひ得る機會を多く與へられて居るから、其の犯罪の輪廓に於ても頗る大なるものが少くない。從つて其の犯罪の直接結果も亦重大である場合が多いのである。しかし其犯罪の影響する範圍は大きいが、その犯罪の性質を個人的に考へて見ると極めて平凡なものに過ぎない。（大陽）

杉田氏の『知識階級者の犯罪に就て』を讀みて

宮島新三郎

現在に於て可なり中心問題となつてゐると云ふ意味で杉田博士の「知識階級者の犯罪に就て」を讀んで見た。氏の説くところに依ると、知識階級者が罪を犯すといふことは『世道人心に不安を與へ、德化の上に不良な影響を及ぼすこと大なるが故に』又之に依つて益々同しやうな犯罪を誘起せしめるやうな結果になるが故に、或ひはまた知識階級者には『比較的大規模の犯罪を行ひ得る機會を多く與へられてゐるから其の犯罪の輪廓に於ても頗る大なるものが少くないが故に』『其取扱ひ方に於ては、飽くまでも其事件の顚末其人格者の責任を徹底的に研究して、世道人心の上に惡い影響を遺さぬやうにせねばならぬ』知識階級の犯罪者に對しては、犯罪そのもの、性質を論ずるよりも、犯罪の社會に及ぼす影響の重大なることを念頭に置いて深く考慮を費すべきこと、思ふ」と云ふ。

この所論では明かに知識階級者の犯罪のみを辯護してゐる口吻中に何となく論者のアルジョア的氣分が强く動いてゐる。それは知識階級者の犯罪は愼重に取扱ふべし其他の階級者の犯罪は此限りにあらずと區別を設けてゐるからである。氏は知識階級者の犯罪をその專門の立場から、精神病とか、變質とかに依

つて説明し、犯罪の動機をアンインポータントなるものとしてゐるが、何故に此説明は、一般民衆の犯罪に適用出來ないものであるか？

更に知識階級者の犯罪を偏重に取扱ふべき理由として提供した點も、薄弱である。何故に知識階級の不德が世間に暴露したら惡いのか、それに依りて同犯者が增すからといふなら、其處には既に不禍の種子があるのだから何も他の範がなくても、何時かは芽生えるのだ。決して他に犯罪が出ないからといつて其れが何時まで隱れて居よう。

何よりも氏の思想の根本には知識階級は社會の儀表だといふ事大思想が存してゐる。其處から斯る誤謬乃至讓越が起つて來るのだ。知識階級者の中から犯罪者が出ることが、今日の法律制度の社會では題に知識階級者に權威がないことを證明してゐる。それを敢て僞善によつてまで隱蔽して、リーダー顏をする權利が、知識階級者の何處にあるか。知識階級者はまだ〳〵多くの僞善衣をつけてゐる。これからほどし〳〵自ら脫ぐ必要がある。又社會が脫かせる必要がある。知識階級者らしい紅粉顏を先づつかり洗ひ落してからでなければ、何も出來はしない。

更に杉田氏の御心配の如何に御無用である

かを明にする爲め、左の一言をつけ加へて置かう。同じ知識階級者の犯罪にしても、眞に犯罪に値するものと、値せぬものとの區別位は、新しい社會に眼覺めてゐる人々にはちやんと分つてゐる。卽ち犯罪者の人格を感知するだけの良心が具つてゐると言つてよい、從つて刑法上ではどんな罪に服したにしろ、眞に其犯罪者の人格が偉大であれば、社會は決して其人を無視するやうなことはない。

今日の法律制度で果して處刑といよものがどのだけ人格の價値を高下するものであるか心あるものは必ず此點に思ひを潛めるに相違ない。矢張り最後は「良心」である。此處に至つて人格は生かされもし殺されもする。良心と法との結合か始めて罪を決定し得るメーンフアクターである。

私は此意味で知識階級者が敢へて現在の法規に觸れた場合、殊更に彼等のみを尊重する理由を知らない。若し尊重する精神があるならば、遍く衆生にそれを及ぼすべきであることを主張する。（讀賣新聞）

過激思想に對する各國の態度

三宅鄕太

露西亞のレニンに歷史を教へた先生が四里に居る、レニンは事を起す前、其先生に佛蘭西革命の歷史を再演すると電報した。先生は時世が違ふから駄目だ、お前は露帝を倒して自分が無名の露帝になるのではないかと返電したと云ふ話がある、先生の意見がどうやら當るらしいと專ら噂されてゐる、過激派は新奇な主張で、極めて奢式な武斷專制政治が實行してゐるものでもある、劍と銃尖とで强行さるゝ政治に何の幸福があるかと云ふ說は駁兼至る處で聞くのである、それだからボルセビックと云ふ言葉は一絕の嘲弄的の言葉として日常戲れに用ひられてゐる。

英國人は何處迄も着實重厚で、輕擧妄動しない、英國には過激思想の入る餘地がない、英國の炭坑夫が過激化したと思ふは大變な間違ひである、炭坑史の若手連が先頃の罷業に贊成したのは、單に休みつたために贊成したのが多いと云はれてゐる位だ。

佛國はサンヂカリズムの本家ではあるが、過激主義とはなりが合はぬ、あんな事は佛國では百年前に皆經驗して終つたものだと澄みてゐる、一時勞働者の罷業騷ぎは頻繁であつたが、今は勞銀が餘り上り過ぎ中產者の方が却つて生活難を訴へるに至つて、社會は最早勞働者に同情をせぬため、自然罷業騷ぎは絶

熄した。

過激は最も惡化を危ぶまれてゐるが、理性に富んで窮理的の頭腦である丈けに、一種の異つた隱健社會主義的國家を現出する模樣である、然し純經濟學者は獨逸が救ふの途は、唯國を擧げて社會主義化するに在るのみと主張してゐるものもありと云ふのだから今後聯合側の態度次第で何うなるか分らぬ、

過激主義を最も嫌いのは米國である、各國から入り込む雜駁な移民が多いので動もすると謀叛人が出來そうである、然し戰後極度に國家主義に傾倒してゐて炭坑夫の罷業に公安維持の名目で直ぐ軍隊を繰出して鎭壓したりする、米國のことだから過激派の侵入は到底許さぬであらう。

要するに、日本に居て外國から來る零碎の報道を見ての想像と、實際の狀況との間には大分の相異がある、鳥渡町に立つて、街燈の列ふを見ると遠くの方の燈光が特に密集して見えやうに、遠距離の事は兎角に眞に因はれ易い、世界の僻地にある日本では、大いに注意を要することゝ思ふ。——歐米戰後の經濟狀態。（大阪毎日）

不良少年

何と云つても日本がエラクなつたことは、不良少年といふものが問題になつて來たことである。不良少年は都會に輝く文化の燈りに集る蛾である。時代の急湍に押し流されて自然にたまる民衆の屑である。社會激動のたゞ中に生ずる埃りである。不良少年を生じない都會は、死んでゐる。不良少年を生じない時代は、化石そのものである。不良少年を生じない社會は、貧乏搖ぎの出來ない因襲の固まりである。簡單にいへば、日本に不良少年の多くなつたことは、日本の未來の希望であり光りであり、生々發展である。少くとも不良少年の多くなければなる程舊成の階級の脅威であるが、新なる分子の擡頭である。蛾、屑、埃り、それは新文明の火焰の燃料であり、要素である。此の意義に於て、吾人は七日の貴族院に議せられた少年法案を、一種の感慨なしに見ることが出來なかつた。山縣氏が、不良少年は貧困の產物だといつたのに對して、原首相が、不良少年は貧乏人にも金持にも出ると一つたのは、兩人共或る點に於て不良少年を解し、或る重要の點に不良少年を解しないことを示してゐる。（讀賣新聞）

陳腐なる牢獄生活

野村隈畔

牢獄生活が何故に陳腐であるかと云ふと、それは現代に於いては餘りに平凡で、そして月並な經驗であるからである。何人も筆刀を揮つて起る。眞理と自由を自己の生命とする位の人は、牢獄生活を恐るゝものでもなければ、又それを敢て奇拔な珍らしいものとも考へてゐない。而已ならず現代において苟も眞理を宣べんとするものは必ず一度は監獄の門をくゞつて牢獄生活の試練を經驗しなければならぬもの、卽ちそれは自由人の必修課目の一つとさへ考へらるゝやうになつて來た。そして實際においてこの必修課目を修められた人々は甚だ多く、その結果牢獄生活に關する記事、論說、感想、經驗などが、毎月の雜誌に揭載されると云ふ有樣で、讀者をして「又か」と云ふ感じさへ與へる程になつてゐる。これ卽ち牢獄生活云々と云ふことが甚陳腐に思はるゝ所以である。（大觀）

善人と惡人

善人なほ以て往生す、
いはんや惡人をや。

—親鸞—

環境の研究

文學士　佐々木英夫

前回には環境と云ふ言葉の意味を明にしたから今度は其の言葉の觀念の現今に至るまでの歴史的概觀を紹介しようと思ふ。

有名なる希臘の醫師であつて醫學の父と云ふ異名を得た所のヒッポクラテス（Hippocrates 460—377, B. C）は人の天性、品性、性質及び生活に關する氣候の結果を穿鑿して其の結果の正確であることを強調した。しかし彼の時代は知識が不完全であるから其の穿鑿も亦漠然たるものであるのは止むを得ないことである。彼は自ら問題を土地と人間との間の關係に限つた。彼は人文地理學（Anthropo-Geography）の祖であると稱せられてゐる。彼の取扱はオーギュスト・コントの眼には賞賛すべきものであり且つ非凡なものであると映じたのである。ヒッポクラテスは其の著『空氣、水及び場所に就て』（'About Air Water, and Places'）に於て、先づ人に關する環境の影響は物理的、道徳的及び病理學的なることを論じた。彼は人類を人間の環境によつて人間の品性を感受した團隊に分ち山脈、平野、濕氣及び乾燥等は決定的又は變化的典型を生ずることを說明した。

アリストートルは其の著『政治學』（Politics）に於ては特に政府の法律及び形式に關する地理學的位置の影響を穿鑿した。然るに其の著『問題』（Problems）に於ては彼は國民性が大に物理的環境に關係することを示した。

伊太利の物理學者にして政治家なるマーテーウーチ（Mateuzzi 1811—1863）の意見によれば、有名なる羅馬の著述家バローU. T. Varro '116—27 B. C）が引用した著作中でエラトスゼネス（Eratosthenes）は大早計にも人の品性と其の政府の形式は太陽からの遠近によるものであることを證明しようと努めたと云はれてゐる。エラトスゼラスはアレキサンドリアの天文學者幾何學者、地理學者、文法學者及び哲學者として有名な人で（276—196 B. C）ある。

古代の大地理學者として有名なる希臘のストラボー（Strabo 63?—24? B. C）は其の地理書にて人と自然とは因果の關係あるものとした。

十四世紀の有名なる伊太利のフローレンスの歴史家なるギオバンニ・ヴイランニ（Giovanni Villani + 1348）は空氣と位置とが緻密なる心の人を生ずるものであるとした。

アラビアの政治家にして歴史哲學者であるイブンカールドウーム（Ibn Khaldun 1322—1406）は其の著『プロレゴメナ』（Prolegomena）の第一章て一般に社會及び人種の變化は彼等の住する所の地球と地方に關係あるやうに述べてゐる。そこて人は本來社會的生類てあると云ふ位置から出發した。彼等の實行滿足及び發達に對する彼の身體と心意、欲求と嗜好凡て此等は其の同輩との共力及び交通を包含し又は要求するのである。

居住地の主なる狀態、其の地方、主なる海、大なる川氣候等は說明の題目を作るのである。大氣熱等の影響は人間の物理的又は精神的又は道德的特質に於いてすらも大なるものであると云ふことが記載されてある。黑奴は皮膚の黑いばかりでなく、生活の傾向及び方法の特質も氣候の影響によるものである。此の注意深き企は土地が肥沃であるか否かは人の身體の組織を變更し又は人の心意に影響し且つ社會に如何に影響を及ぼすものであるかを示す爲になされたものてある。『プロレゴメナ』の第二章ては遊牧の

民や半ば野蠻な人民の文明を述べてゐる。此の章に於てカールドウームは如何に人民の異つた習慣及び制度が其の生活の準備的方法によるものであるかを最も能く明にした。卽ち彼は人が時代と場所卽ち物理的環境の影響を受くることが甚だ大なるものであることを明にしたのである。十六世紀の中頃吾々は伊太利の建築家にして畫家と彫刻家とを重ねたる千古の名手ミケランヂエロ（Michelangelo 1476—1564）が同國の建築家にして畫家なるヴアッサリ（Vasari 1511—74）に『吾が所有する精神的卓越はアレチン地方の美しき空氣の中に生れたからである』と明言したのは卽是である。世界三大文豪の一人なる英國のシエークスピヤー（Shakespeare 1564—1616）も亦人に就てはこのことを肯定して

"a breath thou art, Servile to all the skyey influences that do this habitation where thou keep'st, Hourly afflict"

と歌つた。

佛蘭西のヤン・ボーダン（Jean Bodin 1530—96）は其の著『共和國』（Republic）に於て氣候と絕えず變更する所の國家や運命との間の關係を研究した。そして國家、法律、宗教、國語及び氣質に關する氣候の多樣なる結果を明かにした。ボーダンの見解によれば、人の物理的條件は密接且つ直接に氣候及び四圍の天然と密着したものである。氣質は氣候に從つて變化する。國語、生殖力や病氣も亦間接に氣候によるものである。人の才能と才量も亦左樣である。各地に於ける氣候は常に何等か特別な性癖の發展の確證となるものである。此の根據によつて彼は地球上の人民を按排した。假令人間の能力と物理的環境との間の關係は斯くの如く密接であるけれども、凡ての人々に共通であつて且つ非常に貴い理性は物理的環境には獨立のものである。斯くてボーダンは理性を心意の超越的の部分、卽ち四圍の影響を受けないものであるけれども、人類の才能の表明は環境に關係あるものであると云ふことを假定した。

ボーダンは亦國民性が鄕土の高低、地質及び東西の位置の如き地理學的條件の影響を有することを穿鑿した。卽ち國民及び其の文化は與へられたる國民的存在の特別に條件に從う異るものである。

ボーダンは自由意思說（the doctrine of the freedom of the Will）を堅く主張して人は道德的には環境の制御から自由なものだと述べ、進んで人は假令困難なことなるにせよ、氣候及び天然の有害な動作を無效ならしめ又は之に打勝つことが出來ると云つてゐる。

そこでボーダンは國民を北部、中部及び南部に分つて、如何に氣候及び地理學的條件が體力、勇氣、知力、人道及び貞操等要するに其の住民の心意道德及び態度に影響したかに就いて驚くほど十分な知識を以て研究した。

佛蘭西の有名な法學者で革新文學の三傑と稱せられるモンテスキユー（Montesquieu 1689—1785）は其の名著『法の精神』（the Spirit of Laws）に於て氣候と土地とが法律に關係あることを明にした。そして氣候は個人の身體に影響あることを說き、最後に土地の肥瘠の影響を敍述した。斯くて法律風俗及び制度は抽象的又は絕對的標準に從うものとして評價してはいけない。寧與へられた時と所卽其の決定的原因と條件及び彼等が屬する所の全體の社會組織又は彼が存する所の全體の社會的動力に關係した具體的關係として評價せられなければならないと主張したプラトー・アリストートル・マキヤベリー及びボーダンは既に此の歷史的及び政治的關係を力說した。けれども之を採用して歐羅巴に大なる影響を與へ得たものはモンテスキユーであつた。而してマキアベリー（Machiavelli 1469—1529）が有名なる伊太利の政治家であり、且つ歷史家であることは人の能く知つてゐる所である。

又有名なる佛蘭西の政治家にして經濟學者と財政學者とを兼ねたチルゴー（Turgot 1727—81）は其の著政治的地理學（Political Geography）に於て、モンテ

スキユーよりも人類の發達は土地の狀態及び物理的作因に一層廣大な關係があると云ふ見解を述べてゐる。

之を要する十七世紀と十八世紀との多くの大思想家の敎訓によれば人は環境と敎育との生產物である而して其の意見によれば凡ての人々は生れた時は均しいが、後には機會が均等でないと云ふ理由で不平等になるのである（E. G. Conklin, Heredity and Environment in the Development of Man,［Prinston Univ. Press, 1915, 533 PP.,］P. 303）ゲーテも亦物理的環境が其の住民に影響を與へるものであることを肯定したと見てある國の植物誌と其の住民の性向とに關して其の友人にして獨逸の文學者なるエッケルマン（Eckermann 1792—1854）に注意した時に其の國の植物界は其の住民の性情に影響を與へるものだと云つた。

獨乙の大哲學者ヘーゲル（Hegel 1770—1831）は上手た『國民精神』（"Volksgeister"）の概念を記述して何れの國民も、國民中の何れの人も『時代の兒』である（"Ein Kind seiner Zeit"）と云つたと稱せられてゐるけれども氣候の如き外部的條件即環境は凡ての歷史的事業を說明し得ないのは當然である。そこでヘーゲルには環境の力を支配すると云ふ考が著しくあらはれてゐる。若し夫れ希臘の氣候は昔の隆盛を極めた時も今も變はつてはゐないが、昔の希臘人が住んだところの希臘に十九世紀の初から住み込んだ今の土耳古人を變化しないと云ふ事實を思ひかへしたならば、ボーダンやヘーゲルと共に人は環境のみによつて左右せられないものであることを肯定せざるを得ないのである。

海外時報欄休載

同欄執筆者谷田博士は昨今議會開會中にて寸暇なく活動され居る次第なれば今月に限り同欄は乍遺憾休載す

或囚人の告白

寺崎生

（一）

過つて罪を犯し囚はれの身となり、望みを前途に喪つたときの感想は卽ち入監感想である。此の場合に於ける感想は非行に對する感想と裁判に對する感想である。過去に於ける自己の行爲を追想して其の是非を自ら批判し反省する、之れを反省し悔悟して善美なる心情發露し道德的心意の發現を見るのである。入監後日を經るに從ひ一般社會に於て經驗すること能はざる生活——隔離された、寂寞たる、不自由なる拘禁生活を味つて、そうして不法行爲の非なるを悔いて善に遷るのである。刑罰の使命——拘禁生活の意義は卽ち此の點に存するものと思ふ。

（二）

彼の告白は僞らざるものと認め得らるゝのである不法行爲遂行の動機、遂行後の思念、母や弟妹に對する感想、出獄後の決心等疑を容るべき點がないやうてある。彼は父の嚴しい遺言に背いたために、犯罪人となつたのである、其の罰であると云ふ一節に至つては尙に同情に堪へない、夫れから母親の身體の弱いことや、母が我子に大罪人を出したことを歎息して居るだらうと云ふ其の一句は親を思ふの眞情紙面に躍動して居るのである。

又彼は裁判に悅服して居る、少しも不服の心意はないやうてある。

私は此の春秋に富む囚人（三十三年）が無事出獄して再び社會に復活し新生涯に入り、母親や弟妹と共に多幸多福の日月を送らしめたいと思ふ。

（三）

彼の入監感想は下の如くである。

第一、處世の感想

私は斯の如き罪惡を犯したに付いては、是れ迄のやうに例令安い給料でも取るなどと云ふ事は到底出來ませぬ。出獄の曉は母とも篤と相談の上、人夫にでも成りて賃金を畜へて後小資本て出來る營業を始むる計劃てす。尤も今より七年程前に牛肉を商つた事が有ますから手心は判つて居ります。

第二、喜怒哀樂の感想

喜んだことは或處に在勤中或役人に任命せられたるとき

哀みたることは犯罪後自宅にて母親又は弟妹より事情を知らずして勤續を促されたとき、及び父親死去せしとき。

第三、幸福なる世渡に就いての感想

正直を旨とし、勤勉節儉、自己の職業を天の賜と考へて粉骨碎身決して倦まず撓まず進行し德義を重んじ細少の障害ありと雖も夫に打勝て行けば必ず後には幸福を得らるゝことと思ひます。私は卽ち此の克己心が乏しかつたのてす。

第四、犯罪原因に就いての感想

最初より犯罪の心意は毛頭有りませんでしたが、飮酒の結果、友人を謀り負債の辨濟期日切迫の爲めに前後の分別もなく、證書を自分が書き友人に渡せし故此樣に成りました。若し尙ほ一步進んて熟考せば、此の如く成らない方法がつきましたと思ひます。

第五、犯罪當時の感想

右の狀態て有りますから無我夢中でした、現金を受取りし時の心持は酒氣を帶びて居りましたが、唯驚嘆の餘り酒も醒めて終ひました、夫れから考へ始たのてすが、如何に想つた處て取返しが付かず、唯もう親や弟妹に合はす顏が有りませんから取つた金は早く誰なり手より離して自分は海なり汽車なりて自殺する氣になりました。併し人間は壽命の有る內は死ぬる者ては無いと云ふ事を悟り、それを守らねばならぬので罰が當つたのだと考へて居ります。

第八、入監に就いての感想

父を亡ひ未だ間もなく、母親は話て聞くさへ恐ろしき大罪人が我子に出來たのてすから其嘆きは一通りては無からうと思ひます。而して年齡は左程老年ては有ませんが澤山な子供を產みました爲か大變身體に影響して居ります。依て自分出獄の曉は如何なる方法にして此苦勞を除去させやうかと日夜夫れのみ案じて居ります。弟妹に對しても色々考へて居ります。分家した者は兎に角、現在自分の家族に成つて居る者は如何に世間の者から云はれて居るだらうかと思ひますが、過去の事を諦め、出獄後は誠意を以て充分盡す考て居ります。

（四）

拘禁生活に依りて得たる敎訓は人に依つてそれぞれ違ふだらうが、「切ないときの神特み」て人力を以て如何ともすることの出來ない場合に神佛の力に依

した。以後は「死んで終へなど」と云ふ考は決して起すものてないと思ひました。

第六、裁判に就いての感想

判決後の自分は重荷を卸したる樣に考へられました。檢事殿の御論告等も實に有難く感じました。犯罪後の自分は現在の樣に生きて居る氣は少しも無かつたのてす。夫に引き比べて二年の言渡を受けたのてすから實に嬉しく思ひました。直に服役致さうど致しましたが、私の收監せられてから弟や妹が勤先や學校を罷めたので、其整理をするため保釋願を出しましたから手續上控訴を致しました。御願が許されませぬから取下げました。

第七、自分の短所に就いての感想

私は何時も考へますが、非常に凡ての事に不熱心卽ち物に倦き易いことてす。夫に大變「氣短」てあると思つて居ります。今一つには酒を呑み過ぎてそれが爲め過失が有つていけません。父の死亡の際、遺言にも酒のことは隨分注意を受けたのてす

つて安心の頭天、立命の脚地を得んとするは人情の常である。又人事を盡して天命を待つと云ふときは他に爲すべき手段のない場合である。即ち人力以上の——超越したる偉力を借らんとするは人間の至情である。宗教的感情の動くのはかうしたときである。

彼は佛の力を感得し佛の偉力に依つて活きんとして居るのである。彼は此の教訓、此の自覺を將來に於ける日常生活に實現せしむる積りらしい。が出監後、此の自覺、此の教訓は彼が實生活に如何なる程度まで影響して居るか不明であるけれども、彼の精神生活に善美なる影響を及ぼして居ることは否認することは出來ない。

（五）

彼の宗教的哲學的感想は下の如くであつて、出監の感想として認めたものである。

第一、在監中得たる教訓

予の在監貳年有半、其の尊き金口より、數を垂れられし訓誡、予の胸膈に銘じ頭に刻まれて、一

の血と肉に成り終りて、今や殊更に分割的に解剖するの不可能なるを認知せざるべからざるも、徐に心靈の記憶を辿り、過ぎし妙昧を思ひ出さずに居られざるは、蓮如上人の『雜行雜修自力の心をふり捨てゝ云々……この上の稱名は御恩報謝とよろこび候』との垂訓に逢着して、絶對無限の如來に抱かれ、無始以來の眞の戀人にお逢ひしたので、其の感慨は到底筆舌の有限的のものを以て記述すべからざる、威大にして崇く有難く『うれしさは袖にも何處にも包み切れない程』て、信仰の眞味に、否な絶對無限の愛の眞髓に觸れた時の嬉しさと有難さとは格別て、何んとも云へぬのてあつた。人の世界に就て考へて見るに、『往生一定お助け治定と』安心立命出來ることほど、嬉しい事は他に有る筈は無い。而も此一大事の大往生をするに、『條件無し』てお助けに預かるのだから猶更ら隨喜歡悅天にも躍り地にも喜び、殊に予の

惱且足の此の儘が涅槃信樂の願海に入ることが出來るから、只だ報恩感謝と慚愧懺悔に日暮して行けばよいと云ふ。單純な處に言ひ得ざる尊さと有難さとが湧いて來るのてある。

此の事を深く徹底的に味はして戴いた時に、今迄『あがき』藻掻いて、尋ね覓つた眞の如來と云ふ戀人は予の側に離れず付いて居つた事が氣が付いて見ると、またなく嬉しい。思はず隨喜の淚て佛名稱へる、感謝の念佛親鸞上人の純他力なるぞと云ふ、其の偉大なる妄想妄念の我執に囚はれて、自力と思ひ得て居つても、實は他力の中に住して居つたのてあつたわい。

書籍中にて眞宗聖典殊に一部六卷……御文章……嘆異鈔……は生涯の寶典として座右の銘として愛讀書たるもの。

第二、在監中の自覺

悠久、深遠、無限、絶對と形容的に、流暢的な美

信仰の境は眞宗の開祖見眞大師の精神に基礎を立

ふものは、文字を超越し、言葉を絶したる、眞の大生命、大精神、貴族的に滯調せずして平民的に高調し、物質的に活きんとする以外に、精神的に無限に有爲的に偉大に活躍せんとする努力的充溢せる大自覺にして、其體、その容、甚だ幽玄微妙絶大なるを感得せずんばあらざるなり。此無限にして普況、理想的にして自己の眞核に一々投寫せられて始めて尊く美しく眞の自覺てふ名を冠し得るものなる事を想起しぬ。予は「罪奴なり、卑怯なりき」てふ自覺を喚起したる瞬間に於て、既に純粹無雜の精神に住しつゝあるを覺ゆ。而して過去の非宗教的なる單調、浮淺、平板、冷索な惡風潮に對して內在觀的に精神的生活の中心に向つて突込んて進めたので、此の內在觀こそ予の生命て予の中に包藏されてゐる、無限的な、普況的な、理想的なものて、オイケンの言葉を藉りて言へば獨立的精神的生活を發揮し、人間の眞面目を發揮

すると云ふことになるので、頗る意味深長て奥深い、偉大にして價値あるもので、而も宗教的生活の眞意義を離れて考へることの出來ないものてある。

されど又前述の內在觀を離れて宗教を考へると云ふことは出來難い。併し內在的てあると云ふことは、決して今の否な、現社會の現象、生活其の儘が無限的のものてあり、今の我其の儘が、直に普汎的なる者、此具體的なる特殊なる我其儘、普汎的なる者てあると云ふやうに見ると云ふ意味ではない。是に於てか眞宗教生活と云ふものは內在的にして同時に超絕的てなければならぬと思ふ。超絕的と云つた處て、卽ち今現に已に見出されて居る此の特殊の具體的有限的な、我其儘が、卽ち無限にして普汎なものと云ふのてもないのてある。我卽ち神てある此生活其儘が、卽ち神てあると云ふやうに、有るがまゝを、直に無限のもの、普汎的なるものゝ、理想的なるものに相卽すると云ふ見方と、之に反した神を、此特殊な具體的なる生活よりは超絕せるものてあるとすれば、其理想なるものに向つて向上的な態度を取ると云ふことが出來るものてある。又其處に努力の性質があるのてある。又其の無限的な普汎的なるものが、已れに對すると云ふ態度の上に於て、嚴なる權威となつて現はれて來るのてある。命令となつて現はれて來るのてある、道德の言葉て言へば良心的態度と云ふものが、其處に見出されるのてある。故に予の自覺は第一我をして向上的な宗教的生活を惹起させる處の力、我無限なものに向ひ、普汎なるものに向ひ、理想的なるものに向ふ我生活の旅の門出てある。これが眞の意義に於ける予の在監中に於ける自覺てある。

稿了ねば新井の里の夜は更けて犬の遠吠一としきり、のこんの寒さは身に染み隨間もる風に身を振した、隣れなる四人の身の上を思ひ遣りながら。初月六日

指紋法の研究（承前）

監獄局指紋部　藤井藤藏

（四）、結合尖頭棒狀線　棒狀線が頂點に於て結合し尖頭を爲す場合に於ては、其尖頭を以て一個の棒狀線の頂點と同一視し、內端を定めねばならぬのてある。

(1)



(2)



(1)圖の場合は、中核蹄線內の二個の棒狀線が頂點に於て結合したのてあるから、其頂點を以て內端とすべきことは明かてある。

(2)圖の場合は、二個の棒狀線が頂點に於て結合して尖頭を爲したるものなるや、又は中核蹄線の頂點に短き棒狀線が附着したるものなるや、多少疑ふべき餘地がないてはないが、線の趨勢より推考するときは、之亦二個の棒狀線が結合して、尖頭を爲したるものと看做し得るのてある。

(3)



(3)圖は、中核蹄線の頂點に短き棒狀線を附着し、更に蹄線を以て包容したのてある。

之は(1)圖(2)圖を類推して甲の點を以て內端と定むべきか、又は普通の中核蹄線の例に倣ひ、乙の點を以て內端と定むべきやに就ては、從來論爭せられ、其取扱亦一定を缺きたることもあつたようてある。

然れども、蹄線を形作る以上は、其蹄線の頂點に線若くは點の附着することあるも、蹄狀線たることを失はざるが故に、之を中核蹄線と看做し、乙の點（卽ち肩）を以て內端と定めた方が適當てあると信ず

るのである。但し中核蹄線の頂點に線又は點の附着したるものなるや、若くは棒狀線が結合して尖頭を爲したるものなるや明かならざる場合あり、此場合に於ては、棒狀線の結合して尖頭を爲したるものと看做した方が可なるべしと思ふ、其事由は、斯る曖昧なる隆線を捉へて蹄線と看做すことは穩當を缺くと信ずるからである。

(4)



(4)圖は、中核蹄線內に於ける二個の棒狀線が、頂點に於て結合し、尙其結合したる二線の中間に、一個の棒狀線を有する場合を示したのであつて、此場合は、結合したる尖頭、卽ち甲の點を以て內端とすべきや、又は結合したる二線の中間なる棒狀線の頂點、卽ち乙の點を以て內端も看做すべきや、兩者孰れを採つて內端と定むべきやといふに、甲の點を內端と爲したる方が適當である。

(五) **區劃線**　個人識別法の第十七圖は、蹄線內の區劃線を示せり、而して其區劃線は之を、(イ)附隨の棒狀線として度外視するもの（卽ち該棒狀線は無かりしものと同一すべきもの）……(ロ)獨立の棒狀線として一般の方法に依り內端を見出すもの（卽ち區劃したる該棒狀線の頂點を以て內端と爲すべきもの）……(ハ)新たなる蹄線を形作るもの（卽ち蹄線を區劃する線を中核蹄線の一部分と看做すもの）の三種の場合が擧げられてある。

(ロ)は、區劃したる棒狀線を以て內端とするのであるから說明の必要を認めないが、(イ)、(ハ)の場合に就ては兎角疑問が生ずるのであるから、今兩者に關し其要點を述べて見ようと思ふ。

(イ)、蹄線の棒狀線

識別法第十七圖(1)、該棒狀線の頂點が、中核蹄線の頂部に達せずして、中核蹄線內の右若くは左の方に、蹄線を形作ることなくして附着したる場合なり、此場合に於ては蹄線の肩を以て內端と定めねばならぬのである。

(ハ)、區劃線を以て中核蹄線の一部と看做すには（個人識別法第十七圖(3)）、其區劃線と蹄線の一方の線と相俟つて蹄線を形作ることを必要とすべし、此場合に於ては、其形作られたる蹄線の肩を以て內端と定めねばならぬのである。

個人識別法は、(イ)の場合に於て「蹄線を區劃する線を以て附隨の棒狀線と看做すべき場合に於ては之を度外視すべく、又は該線は無かりしものと同一視すべく」云々と示してあるから、之を並行外端の基點に在る介在線を無視するのと同樣に解釋して、線數計算するに當り該棒狀線を度外視するものもないではないが、個人識別法第十七圖の(1)は、內端を定むる上に度外視することを示したのであつて、內端既に

(1)



定まるに於ては、外端より內端に向つて張られた蹄線に觸れたるものは、假令蹄線內の棒狀線（卽ち內端を定むる關係に於て無視すべき棒狀線）と雖も、之を無視することなく計算しなければならぬのである。

(1)圖は、(イ)の場合を示したのであつて、甲なる棒狀線は蹄線內を區劃し居るも、該棒狀線の頂點は中核蹄線の頂點に至らずして左側に附着しあるを以て、之所謂無視すべき棒狀線なり、故に此場合に於ける內端は、棒狀線の頂點乙にあらずして、蹄線の肩なる丙の點である。

(2)



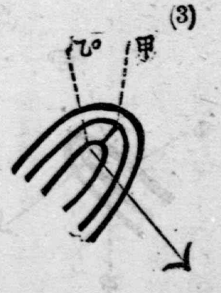
(2)圖は、(ハ)の場合を示したのであつて、甲は區劃線、乙は蹄線の一方の線なり、甲乙兩線相俟つて蹄線を形作りしものにし

て、此場合に於ける內端は丙の點なり。

個人識別法に於ては蹄線內の區劃線を度外視して該線の無かりしものと看做す場合と、又蹄線內の區劃線の存在を認むる場合等に就て說明し蹄線を外部より區劃したる場合、卽ち外部區劃線に關し何等言及してないのである。然るに根本氏の指紋法解說には內部區劃線と共に外部區劃線に就て示されてあるのは、之は著者の創造に係るものと思ふ。

元來區劃なる意義は、廓內を所謂區劃するのであつて、廓外より包容するものは區劃にあらざる如く思惟するも、指紋法解說に於て「外部區劃線」なるものを設けたのは詰り著者が說明の便宜に出てたるものと見れば敢て差支なきことであらうと思ふ、故に外部區劃線に就ては深く論究の必要を認めないのであるが、只玆に注意を要すべき事柄は、指紋法解說（三四頁）第四圖(2)は誤描にあらずやと疑はるべき點あることとそれである。

卽ち指紋法解說に於ては、玆に示す(3)圖の內端は



甲の點なりと說明せり、疑問といふのは之れである。

指紋法解說に於ける同圖に對する說明に「第四圖(2)に於てはイロの隆線が(O)に於て合し一線となり(A)迄延長し云々」とあるから、結局指紋法解說第四圖の(2)は次圖(4)の誤描なりと信ぜざるを得んのである。



卽ち(4)圖は、イロの隆線が乙の點に於て合し一線となりて甲迄延長し、蹄線と接合したるものであつて、此場合に於てはイロの二線を一線と看做し甲の點を以て內端と定むべきものである。

(七) 各種內端　以上は內端を定むる一般規準を示したのである。尙多少疑義とすべき各種の內端に就

て少しく說いて見ようと思ふ。

(1)



（各圖中(O)の印あるは內端の點を指したのである）

(1)圖、(イ)(ハ)は中核蹄線にして、(ロ)は棒狀線と假定するのである　而して(ロ)線は(イ)(ハ)たる蹄線の頂部を貫通し、更に蹄線を形作りし狀態にあるも、既に(ロ)を以て棒狀線と假定したる以上は、中核蹄線(イ)(ハ)に接合したる部を、該棒狀線の頂點と看做し內端を定めねばならぬのである

(2)



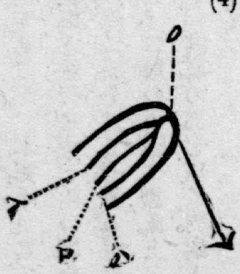
(2)圖、(イ)(ハ)二線は、互に相俟つて中核蹄線を形作るものなり。既に中核蹄線の形作られたる以上は、該蹄線內の棒狀線の頂點を以て內端と爲すは當然なり。

(3)



(3)圖、(イ)(ロ)の二線は相俟つて蹄線を形作らんとする觀なきにあらざるも、元來(イ)(ロ)は個々に一つになるに依り、蹄線の頂部に最も接近せる(ロ)の頂點を以て、內端と定むべきものである。

(4)



(4)圖、(イ)(ロ)(ハ)の三個の棒狀線は相結合して尖頭を爲せり、此場合は一個の棒狀線が在ると同樣に、其尖頭が蹄線の頂部に接したる點を以て內端と定めねばならぬのである。

(5)



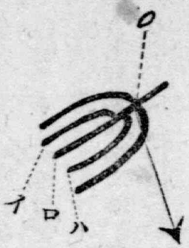
(5)圖、(イ)(ロ)は蹄線を形作るに依り、該蹄線內の(ハ)の棒狀線の頂點を以て內端となすべきは說明する

迄もないのである。

(6)



(7)



めねばならぬのである。

(8)



(6)圖、(イ)(ハ)は中核蹄線にして、(ロ)は二個の蹄線を貫通し居るも、最も内部の蹄線に接合したる點を以て内端と爲すべきものである。

(7)圖、(イ)(ハ)は蹄線を形作る觀なきにあらざるも、個々の二線たること明かなれば、之を包容せる蹄線に、(ロ)の棒狀線の接合したる點を以て内端と定

(8)圖、(イ)(ロ)を中核蹄線と看做し、普通の方式に依り内端を定むべきものである。

(9)



のであるが、本圖中央なる(ロ)の頂點は、他の二線の頂點と並行せず、此の場合は(ロ)は之を度外視し、(イ)(ロ)の二線を以て一個の中核蹄線を形作るものと看做し、二線の頂點に想像上の蹄線（即ち半圓形）を畫き、其肩の部を以て内端と爲すものである。

(10)



(9)圖、普通の場合に於ては、中核蹄線内に三個の棒狀線あるときは、其中央なる棒狀線の頂點を以て内端と定めねばならぬ

(10)圖、之れ亦蹄線内に三個の棒狀線あるも、最も高きものは(イ)なれば、其頂點を以て内端と爲し、(ロ)(ハ)の二線は之れ無きものと同一視すべきものである（未完）

受刑者よりの反響

河野東籬

刑を科してその科刑の當否果して如何、刑を行ふてその行刑の適否亦如何であらうか、將又教誨を施して、その教誨が如何に其相手に感じつゝあるか。それ等の手應へ鑿極を常に研究して之を執務上の參考とすることは、何れの職掌より考ふるも頗る重要の事であらう。此の記錄は余が日夕接觸せし多數の受刑者より、その手應への反響として耳に入りたる事情の中、自他の參考資料ともなるであらふかと思ふ事を、隨聞隨筆したゝのである。但聞く時は成程と感服して記して置いた事も、後日再考して見ると全く價値のないやうに思はるゝことある可きは亦免れない次第であらふ。

個別處遇の必要

大正十年一月一日午前に總集教誨を了へ、午後獨居監房を訪問した。獨居せる受刑者の中、或は只默禮して訪問を謝するの意を表するあり、或は讀みつゝある書籍を手より離して靜かに新年は御芽出度ございますと、世人一般の型の通りの挨拶を爲す者もあり、或は舊年中は格別に御世話になりましたと謝辭を陳ぶる者もあり、或は元日早々御親切に能くも來て下さりましたと痛く嬉しがつて、一二言の教訓を非常に有益なるが如く感受する者もあり。その境遇は監獄と云ふ芽出度ない所でありながら新年に爲つたと思へば、自然と御芽出度と云ふ語が口を衝いて出る其人は多年の習慣に促がされたからであらふか。假令口には芽出度とは云はないものゝ、その顏色に新年の氣分を浮べて我身の鐵窓の下に在ることを忘れて居るやうに見ゆる人もある。之に反して生れて初めて牢屋の中で年取りしたとて異樣の感に打たれて居る者もあり、或は思を家庭に及ぼし妻や小供が迎へた此の度の新年の實況は如何であらうかと

窃かに胸を傷めて居るやうな人もあり、或は悄然と手持無沙汰のやうに見ゆる者、或は感慨無量であるやうに察せらるゝ人もある。

世間では千里同風と云ふも、獄中の新年は十人十色に感想が描かれて居るやうに認められるゝ。平生訪問して見る彼等の狀況よりも、元日に於ける其心理狀態は千態萬狀なるが如く察せらるゝもの、是れ節物回轉の人心に及ぼす影響の著しきものあるが故であらう。是に於てか個別處遇の必要を痛切に感ずると共に、亦この必要を滿たすべく個別觀察の周到を期す爲に、一般の努力を加へねばならぬと云ふ責任觀念が更に強く發起せられた。

右の如き概括的見聞の狀況より一歩進んで各自の感想を特に具體的に語る所を聞て見ると、所謂その手應への鹽梅が下に列記する通り愈鮮明に聲き聞えて來た。

刑期の長短是非

東某（符號）曰く、私が入監後初めて迎へた昨年の正月には種々心を痛めるやうな感想が起りまして、刑期の苦痛を非常に感じましたが、今年の正月は平氣で迎へることが出來ました。尤も私は二年の刑で最早刑期の半を過ごしましたから、自然と氣が樂になつて來たからでもありましやうが、大體監獄の生活に慣れて來ますと、精神上にも身體上にも段々苦痛が減つて來ます。最初二三ケ月の間は此の監房の中が非常に淋しく、日々耳目に觸れるものが異樣に感ぜられ、殊に家庭に在る妻子の身の上や、自分の遣り掛けて置いた仕事やら、何かに就けての心配が堪えられなかつたことでありましたが、六ケ月七ケ月と月日の經つに隨つて、この監房も自分の書齋のやうに思はれ、房内の器物にも一種の愛着心が出來て、それが爲め寂寥の感が減じ、又作業にも慣れて來ると多少の興味が出で、尙妻子に對する心配も漸々薄らいで來て、而も自分の遣り掛けて來た事業のことなどにも餘り氣が掛らぬやうになりました。これは私ばかりでなく、他の人々も同樣であるやうに見受けられます。この鹽梅で考へて見まするど、刑を長くしては懲戒の効は薄くなるかも知れません、單に苦痛の程度から考へて見まするど、刑が長い爲に苦痛の感じが減じて、これ位のことならば重れて入監するも恐る可きことではないと云ふ、圖太い氣分になるやうな傾向があります。

右の陳情は刑期の長短に關する反響の一端であるが、一般豫防の意味に於ては長期の刑は無論必要であるも、特別豫防の方面のみで見れば短期の刑が寧ろ有效であることは右の陳情が之を例示して居る。刑期が餘り短くては感化矯正の道が充分に行屆がないと云ふ遺憾な點もあるから、その得失を乘除して見ると、之れが是非卒かに判斷は出來兼ぬるも、その罪質如何に由りて一般豫防の必要を強く感ぜない罪質の者に對しては、短期の刑を科することが、右の得失のみでなく、國費の減少と個人の權利尊重との意味に於て有益であらふ。との事は初犯者に就て特に斯く思はるゝ次第である。尙敎化の點に就て考へて見ても、入監後精神の緊張せる場合、又精神の強く刺戟を受けつゝある時期に施す所の敎誨は、特に痛切に徹底して、期間の短き割合に敎效の能く擧る事實が見える。刑を長くして置いて假出獄の制度を廣く多く應用することが得策であると云ふ說がある。是れ行刑上大に手腕を要すべき所である。長期の刑刑方針を執りて假出獄を廣く行ふ可き乎、短期の刑刑方針を以て假出獄を狹く行ふことゝいす可き乎、是れ亦斯道の重要問題とする所であらう。

監獄の保健衛生問題

冬某曰く、私は入監前には體量が十八貫目以上もありましたが、入監後二三ケ月の間に三貫目程減りました。これは私の樣な體格の大きな割合に攝取する食量の少ないこと、運動が減じたこと、精神を痛めたことなどが其原因であらふと思ひます。併し亦幸に胃腸が頗る健全になりました。私は入監前に胃も腸も惡く、且つ便通が惡く、常に下劑を用ゐねばならぬ身でありましたが、此頃は便通が每朝必ず充分にありまして、腸も胃も誠に丈夫になりましたことは、何より難有こと思ひます。之れに粗食して而も間食しない御蔭でござります、甘い物を食ふことが身體が丈夫になる道であると思ふて居たのは大間違で、今日の監獄の食物は普通の人の健康を保つには適當の程度であらふかと思ひます。

現在監獄の衞生問題として食糧の良否と云ふことは何れの監獄に於ても相當苦慮して居る所である、現在食糧の標準程度の當否如何と云ふことを問題として居る人もある、是れ多數在監人の保健上重大の關係を有することであるゆへ、出來得る丈の研究は盡さねばならぬ。現在の食糧は大體に於て無論粗食と云はねばならぬ。併し其粗食が在監人の保健上その當を得て居るや否やが問題である。右の陳情はそ

の粗食に由て特に著しく健康に爲つたと云ふ反響である。尤も現在の豐多摩監獄は現任典獄來任後給食の點に特に注意し、現行規定の範圍に於て榮養分の多きものを選ぶこと、感情を滿足させることに力を盡されて居る故、食物に就て不足を云ふ者は殆んどなくなつて居る有樣であるけれども、その規定の標準が元來粗食の程度であるから固より粗食たるを免るゝことは出來ない。而もその粗食に由て却つて健康を好くしたとの聲を聞くに就けては、この食糧問題も現在規定の標準を變更せずして、その標準の範圍に於て最善を盡すことに由て解決することが出來るであらう乎。

以上は元旦のことゝして何れも處遇に滿足し且快感を帶びた所の反響であつた。語る者が喜んで語るからして、聽く者は更に一層の快感を生じた次第である。

給食の制度について

次に他の日同じく分房を訪問したるに、

江某曰く、私は雜居工場に出て居る時は勞働の仕事でありましたが、あの通りの心得違ひを致しました爲め、茲に分房に移されまして內職的の輕い仕事になりました。四等食から八等食に下げられました。四等食から八等に減りますと、丸るで腹がペツ〳〵になつて隨分苦しく感じます、これも私が惡るかつたからで、而も食事は御規則で定められてあることゆゑ、役人の御方へ對しては何も不足の言ひやうはありません。私は元來酒も煙草も好きでありますけれど、この中では誰も酒や煙草は飮んで居ないものですから、それ等は少しも飮みたいとは思ひませんが、他の人が四等や五等の食を戴いて居ると思ひますと、どうも我慢が出來にくふございます、併し亦致し方のないことゝ諦めて居ります。

支某曰く、監獄の食物は、人に與ふるではなく仕事に與へることゝなつて居る。人に食はすべきものを仕事に食はせると云ふ制度は、刑罰の苦痛を感ぜしむる公平の方法ではあるまいと思ひます

右兩名の陳情は給食の制度に就ての質疑を語りたるもの、前者の江某は無教育の者であるから致し方がないと諦めつゝ苦しんで居るが、後者の支某は敎育ある新人物であるから直に制度に向つて一矢を放つたのである。社會でも仕事に由て給料に高下を生じ、その給料の高下に由て衣食の實況に等差の立つ譯であるから、この理論の筆法から見れば、監獄に於ても作業の種類と技能の優劣に由て、賞與金の高下を爲し且食量の多寡を定むることは、當然の處置であると云ふ議論も立つ譯であるけれども、監獄に於ては彼等各自に衣に節して食に饒かにし、食に減じて衣に厚くすると云ふ自由行爲を許さぬ所であるゆゑ、社會一般の筆法を以て之れに擬すると云ふことは穩當とは云へまい。故に此の反響亦傾聽に値するものであらうかと思ふ。

敎誨の徹底に就て

次に或る日、

微某曰く、先日の敎誨を聞きまして自ら省みて是れ迄の自分の行の如何にも間違つて居たことに氣付きました。然るに只一言無我と云はれた御話、その無我の御趣意も亦如何にも結構なことゝは思ひますが、必ずしも無我にならずとも善き行さへすれば善からふと思ひます、無我と善行とは別問題にして、私共は無我にならずして大に活氣を以て善行を勵んで見たいと思ひます。この私の考は如何でありましやうか。

右の質問を聞いて、如何にも我敎誨が粗陋で而も不行屆で、且つ佛敎の用語の世間に誤用せられて居るに氣付かずして、說明の適切を期せず、解釋の時代向に適せなかつた爲め、佛敎の大切なる思想が甚だ不徹底に終りしことを痛切に後悔した。仍て余は其人に對して、無我とは驕慢と執着との心を離れて絕對に氣分の大きくなつた心である、善行を爲して自分が之れ丈の善き事をしたと自慢の氣を持たず人を世話しても己れが之れ丈の世話して遣つたと恩に被せる心を離れ、その善行をして純善ならしむる所のものが所謂無我である。自己の經驗から考へて見ても、人より世話を受けたことは難有いが、その世話して呉れた人が恩に被せるやうに云はれると厭やな氣持がして、それが爲め報恩の觀念が起らなくなつて來る。又人が特別の善行を爲した時に、その善行を自慢して居るやうな態度であると、その人は如何にも陋劣な人のやう、見えて、折角善行をしながら却つて人から輕蔑せらるゝことゝなる。これが全く無我の思想のないからである。この一二の例を以て考へて見ても、無我の思想は吾人の精神の向上發展する道德上の基礎條件であると懇ろに說明した所が、その人も大に得る所ありしが如く納得せられた。若し此の反響を聞かないで居たならば、その前日の數萬言の敎誨も只一場の煙のやうに消え失せてしまふばかりでなく、時代後れの空談として一笑に付せられたであらうと思ふ。

雜　俎

赦免權の効用と其濫用 (二)

グードリッチ

三　赦免權の性質

法の嚴重さと苛酷さとを緩和するに足りる權能が、何れの部分にか附與されなければならぬことは、刑法本然の性質より來るのである。法律は少くとも原則として各人一樣に適用されねばならぬ。法律の眼中特定の個人、又は運用上の欠陷不公正なとはない。しかし時として重大なる不公正、尤も哀しき不人情を忍ばなければ一般的法則を適用されない事件、若し立法者が此特殊なる事實と一般の環境を知り得たならば、法律の普通なる條件から其を取除いたであらうやうな事件、若しまた、裁判官が其權能を有したならば、特定の法律より除外するであらうやうな事件の起ることは珍らしくない。

我合衆國の憲法も、各州の憲法も、赦免權を行政官の天賦の大權として取扱はず、統治事務の行政部分を代表するものとしても取扱はず、單に各文明國が認むるとほり、人間の法律や裁判に過誤がある爲めに必要なる公正の施政に屬するものとして居る。裁判所には固より適宜宣告猶豫の權能があつて、個人的事情の要求に對し、法律の一般的條件を順應せしむる途もあるが、しかし裁判所は新に法律を制定する權能もなく、特殊の事件を法的作用から除外する權能もない。それて最後の判決が確定したる以上は其事件は完全に終結したものである。本來法律の分野は其手續に於て規則的や嚴格なることによりて取り固められてある。裁判官の職務は法律を確實に適用することにある。然るに我憲法の下では行政官の職務は法律を適用することをしないて、寧ろ特殊の場合に法律の不公正なる適用から犯人を救濟するにある。

ボービアー（註、米國の法律家で文）が曰つた。『世には一種の公平があつて、自然的の公正、卽ち誠實眞直に根據を置き、公衆の安寧より發生するもので、これを自然的公使といふ。他にまたヨリ高きヨリ進化して、しかも形式的でない公平があつて、行政官の恩典に附屬し、獨り其彈力性と順應性の爲めにのみ特殊の場合に適用するやう行使される。其下に國家の政策、仁慈、特殊の場合の妥當性、起訴、刑罰の種類及範圍、受刑者の境遇、經歷、將來、社會の靜謐は悉く特殊の場合の輕重を量るに關係あり力ある材料となる。此公平は法律を超越して發生し、公平若くは德義の要求と合する今一の觀念の爲に法律が豫期する結果を拒否する』と。又アレキサンダー、ハミルトン（註、米國獨立戰爭時代の政治家で法律學者、千八百〇四年死）は聯邦會議で合衆國憲法を始めて議定する席上、赦免權の問題を論じて曰ふには、『人道と善き政策との示す所ては、赦免をなす仁惠的大權は成るたけ牽制してはならぬ。いづれの國の刑罰法規も、嚴格を必要なりとして、不幸なる罪人の爲めに例外を認める餘地がなく、裁判官は餘りに殘忍苛酷の外貌をして居る』と。判事長マーシャル（千八百三十五年死）は赦免權を定義して『裁判制度の構成部分てある。判事は裁判的眼孔のみを有し、司法的に報告されて來ない事實については何にも知らない』と。

四　赦免權行使上の用意

行政官に附與せられたる此赦免權は何等の制限あるなく、又其行爲て終結するのであるから、隨て如何に事件を考慮せねばならぬか、如何なる報告を求め又は參考すべきか、裁判の決定や、又宣誓や、宣誓なき陳述や、訴狀や、又自己の知れる事實を如何に重く見るか、何等の規定がない。唯た行政官自らを律するものを設けるならば格別てある。憲法は行政官に自由裁量を托する、其自由裁量の發動は決定的てある、實に廣大なる權能と云はねばならぬ。此權能が社會の利益と犯人の幸福との、必要とする時は、行政官が刑法の高壓から犯人を救ふ仁慈の目的

の爲に與へられてある。刑法の目的が二つ、乃ち社會の保護と犯人の改善にあることを念頭に置きさへすれば、必要の時機に恩典を行ひ之を擴めることは行政官の義務であることは、丁度告訴された事實が法律違反である場合に、其犯人を處罰することが裁判官や陪審官の義務であると相違はない。若し事實上に必要であるに拘らず、世上の不合理、無智、無思慮の批評を恐れて、恩典を差控ゆることであるならば、一方に政治上の勢力或は個人的威壓によりて赦免をしたと同樣、其權能を濫用したものである。行政官が特殊なる事件を法律の適用より除外するの權能は神聖なる信任である。此信任を完ふするには恐怖又は愛情に左右せられてはならぬ。

合衆國及び各州の法律に於て、若し或者が罰金を課せられたならば、三十日間監獄に拘禁せられて後、無財産である證明書を差出せば其者は釋放せられる。然るにインデアナ洲にはかゝる法規がない結果、債務の爲に終に拘禁せられねばならぬ。此に二人あつて、同一犯罪で刑期と罰金とを申渡された。一人は財産を有するから罰金を納付し、刑期が終れば釋放される。他の一人は罰金を支拂ふ資力がないから、一日壹弗の割で監獄に服役しなければならぬ。若し刑期が六ヶ月で罰金が五百弗を課せられたとしたならば、罰金を拂へない者は結局二年近く拘禁されるわけである。是れ法の適用が非人道て、貧困賴る邊なき者には恐しい過酷となり、此法律を發布した立法者には確に豫測されなかつた結果を生ずる。予は罰金を宥すことは罕な方であるが、但し在監人が其刑期を終へた後、職業を獲得して、一日壹弗づゝを其賃金の中から納付する意志のあるものには、之を假出獄し、歸宅の上罰金を拂ふことを許すことは尠くない。其結果は良好、かゝる條件で假出獄したものが百件以上はあるが、其中支拂を怠つて假出獄を取消したものは唯だ五件に止まる。

予は赦免權を行使するに當り自ら遵守しようと思つて簡單なる規則を定めて居る。

恩典の申請を採用するに當りて、訴願の法條が適用されてあつて、判事が適當に有效に行動したことを推定しなければならぬ。此理由ばかりでも、判事や執行檢事には行政的恩典を施す以前に協議する必要がある。而して彼等は法律の勵行に責任を有し、地方事情及犯人の環境と地位を知つて居るから、其意見は假令ひ最終の決定にはならずとも、相當に重きを置かねばならぬ。又判事が刑の宣告をする時分、法律に定めた最低の刑罰も此特殊なる事件に對しては餘りに、過酷であることを信ずるよりして、此刑の幾部分をつとめたならば、恩典の申請をしてくれる監獄局の一分課に釋放に關する事務を司る機關がある、之を釋放局と稱す）に附託して、予自ら考慮せず。

第二、犯人の拘禁せらるゝ監獄の管理者の權内に於て、假出獄を許し得る場合の者に對しては之を考慮せず。

第三、在監中の記錄不眞なるもの、又は先に假出獄規則に違反せしものには之を考慮せず。

第四、監獄官吏又は其事件を審理せし判事より、再々恩典を施さんことを申請せしむるを通例とす。

五　赦免を要する事例

今日文明的の意見に隨へば、刑法の處分に際し、立法者が豫見し難い變化と、特殊なる地位に順應する權力の緊切に必要なることを認識する。また刑事々件の三十五パーセントは控訴によりて破棄せられ、如何に屢々貧者が無辜に苦しみつゝあるかを確めた時、及行政官によりて假出獄せられた初犯者が、九十六、五パーセントまで期間を完うし放免せられた記錄を知つた時、更に刑罰の重荷と恥辱と不名譽と痛苦とが如何に屢々罪もなき家族の上に落ち來るかを見た時、行政官が赦免權を行使することに對する責任を深刻に諒解せざるを得ない。予は今週に遭遇したる二の事例を上げて見よう。

其一は或犯罪人の妻、十歳を頭に五ヶ月に至るまで

Digitized by Google

ての六人の子供を抱へて、其夫が雜を盜むだ爲め、最短一年最長五年の刑に處せられた。家には六人の子供と家具の外何の資産をも殘して置かぬ。此妻には六十五歳になる母と十九歳になる妹とがあつて同居して居る。妹が速記者て一週十八弗を儲けるのがこの家族の唯一の米櫃て、妻と老母とは家の內て洗濯をして妹の收入に足して居る、十人の全家族の收入一週僅か三十弗以下てある。ところが老母が病氣になつて最早洗濯もてきない。此不幸によりて妻は夫に恩典の下らんことを訴願して來た。今夫は八ヶ月監獄につとめて居る。妻の云ふには若し夫が出監させられなければ到底此家族を保持することはてきずして、彼等を孤兒院に托するより外はない、と。

一方には犯人の舊主人は書狀を以て、彼が歸つたならば元と通り仕事をさせて、一日六弗づゝ給すると云つて來てる。是れ明白なる行政的恩典の場合と考へる。彼は初犯てあり、其陳述によると、家族に病人がかゝつて居つたことも疑ひない。其妻を什麼して見やうもない狀態に置いて藻掻き苦しませ、一家は離散し、三月後に此男が社會に對して憤怒しながら出て來るのが社會の利益であらうか、或は恩典によりて彼に生活の他の機會を與へて、家庭に復歸せしめ、家族の面倒を見ることを許すのが社會の爲に善からうか、此答には上の記述で澤山である。次は昨日受取つた書狀てあつて之を抄出しよう。

私の夫と家族との爲に御願があつて書面を差上げます。夫は在監中ですが、彼が家に居なければ暮しに困ります。一度御目に掛りたくても何分費用が掛ります。私が稼いでゐるのでは暮しにも何にも足りませぬ。私の夫は七月十九日にキマりまして。私等から取られましたが、其時はお金はチツとも殘して置きませなかつた。私は四人の子供の面倒を見なければなりませぬが、惣領は十歳で病身者、それから八ツと五ツと三ツとです。私が稼いでみんなを養つてそして學校へ上げることが出來さうに思ひませぬ。しかし御承知の通り小供は學校へ上げなければなりませぬから、私は一日十時間働いて、仕事先への往復が十哩の道でありますし、歸つてから家事をやりまして、小供を學校へやりみんなを喰べさせて往かねばなりませぬ。私は丈夫な體でありますが有難いことには、思つたよりも善く稼ぎや心肥に耐へられまして居つたことも疑ひない。其妻を什麼して見やうもない狀態に置いて藻掻き苦しませ、一家は離散し、三月後に此男が社會に對して憤怒しながら出て來るのが社會の利益であらうか、或は恩典によりて彼に生活の他の機會を與へて、家庭に復歸せしめ、家族の面倒を見ることを許すのが社會の爲に善からうか、此答には上の記述で澤山である。次は昨日受取つた書狀てあつて之を抄出しよう。

私の夫と家族との爲に御願があつて書面を差上げます。夫は在監中ですが、彼が家に居なければ暮しに困ります。一度御目に掛りたくても何分費用が掛ります。私が稼いでゐるのでは暮しにも何にも足りませぬ。私の夫は七月十九日にキマりまして。私等から取られましたが、其時はお金はチツとも殘して置きませなかつた。私は四人の子供の面倒を見なければなりませぬが、惣領は十歳で病身者、それから八ツと五ツと三ツとです。私が稼いでみんなを養つてそして學校へ上げることが出來さうに思ひませぬ。しかし御承知の通り小供は學校へ上げなければなりませぬから、私は一日十時間働いて、仕事先への往復が十哩の道でありますし、歸つてから家事をやりまして、小供を學校へやりみんなを喰べさせて往かねばなりませぬ。私は丈夫な體でありますが有難いことには、思つたよりも善く稼ぎや心肥に耐へられまして居つたことも疑ひない。其妻を什麼して見やうもない狀態に置いて藻掻き苦しませ、一家は離散し、三月後に此男が社會に對して憤怒しながら出て來るのが社會の利益であらうか、或は恩典によりて彼に生活の他の機會を與へて、家庭に復歸せしめ、家族の面倒を見ることを許すのが社會の爲に善からうか、此答には上の記述で澤山である。次は昨日受取つた書狀てあつて之を抄出しよう。

私の夫と家族との爲に御願があつて書面を差上げます。夫は在監中ですが、彼が家に居なければ暮しに困ります。一度御目に掛りたくても何分費用が掛ります。私が稼いでゐるのでは暮しにも何にも足りませぬ。私の夫は七月十九日にキマりまして。私等から取られましたが、其時はお金はチツとも殘して置きませなかつた。私は四人の子供の面倒を見なければなりませぬが、惣領は十歳で病身者、それから八ツと五ツと三ツとです。私が稼いでみんなを養つてそして學校へ上げることが出來さうに思ひませぬ。しかし御承知の通り小供は學校へ上げなければなりませぬから、私は一日十時間働いて、仕事先への往復が十哩の道でありますし、歸つてから家事をやりまして、小供を學校へやりみんなを喰べさせて往かねばなりませぬ。私は丈夫な體でありますが有難いことには、思つたよりも善く稼ぎや心肥に耐へられまして居つたことも疑ひない。其妻を什麼して見やうもない狀態に置いて藻掻き苦しませ、一家は離散し、三月後に此男が社會に對して憤怒しながら出て來るのが社會の利益であらうか、或は恩典によりて彼に生活の他の機會を與へて、家庭に復歸せしめ、家族の面倒を見ることを許すのが社會の爲に善からうか、此答には上の記述で澤山である。次は昨日受取つた書狀てあつて之を抄出しよう。

の場合、法律上の罰を十分償はねばならぬといふ理由も成り立つてあらう。しかし此國に於ては法律が餘り屢々不公平に適用されたるを見、勢力ある友達に取捲かれた高き身分の者は、法律を破りても無罰で正義の笞鞭を受けずに濟むのを見、高き信任を拂はれたる公吏が、法律を破り其信任を裏切りて、公金を橫領し、若し發覺した場合には當人又は保證人から辯償して、權力や威勢の地に在る者之を庇護しさへすれば、罰せられずに許されるのを見る傍ら、或る小罪を犯した者が、金もなければ、之を庇護する勢力ある友達もない爲め、法律の罰を課せられ、十分之を忍受しなければならぬ。かゝる狀態が不安と、アナーキズムとボルセービズムを生み出し、且つ法律は低き身分の者に或意味を有ち、高き身分の者には更に異なつた意味を有つものであるとの確信を抱かしむるのである。而して赦免權の自由な、しかし適宜な行使とは何等の關係はない。今や吾人は

を受けねばならぬ。而して法律違犯者が發覺したならば、犯人の社會的地位の如何に拘らず的確に迅速に處罰することを强く要求する。

由來人民にして若し價値ある政府を有たねばならぬならば、其公僕の厚き信念と誠意と自由裁斷とに深き信賴を有たねばならぬ。若し政府の活動に大なる自由を許さぬならば、人民は有爲の政府を有つことはできない。正直にして名譽ある官吏でも、若し人民から疑はれ、或は又事務の執行に當り、不當なる動機を持ち込まるゝならば、公務に携はることを好まず、又は其職務を十分執行することを躊躇するであらう。

インデヤナ州に於ける過去四年間——戰爭の時局と之に續く不安の時局——の記錄を審査したる後、恩典に處した人物と、其家族の上の結果に徵して、予は恩典を擴張したるよりも、之を拒否したる方が遙に大なる過誤に陷つて居ると斷言して憚らない。



尺言丈語

五羊生

◇

竹田出雲が一代の名著たる『假名手本忠臣藏』の中に『君子は其罪を憎くんで其人を憎まず』と云へる句あることは、今改めて披露の要なきも此語囚人處遇の上に於ても亦免囚保護の宣傳に就ても格言として重きを爲せるものなり。只此語がいかにも古聖賢の格言の如くに心得居るもの多きも、種々なる古書を播きしが予の淺學なる遂に見當らずして、出雲が其狂言綺語のうちに此金言を吐けるものなることを悟れり。之れに稍類似せる語として孔叢子の『可哉古之聽ノ訟者。惡ニ其意ヲ不レ惡ニ其人ヲ』と云へる一句あり、個は裁判を爲すものゝ最も意を用ゆべき語にして前者と並び行はれて行刑の效果を全ふするを得べし。

◇

予故兆民中江翁の『一年有半』を愛讀す。同書は生前の遺稿として公にせられたるもの、翁癌腫を患ひ醫師より餘命一年半の宣告を受く。茲に於てか一年有半を起稿す。從つて書中生命に關する哲學的偉論高說少からず。長命論あり暗殺論あり、自殺論あり就中短命に關する哲理は全く世論の外に出ず曰く、

『兒生る其生るゝの瞬間より卽ち徐ろに死しつゝ有る也、何ぞや其最

東北監獄巡遊記

秋田　渡邊圓流

□鹽　釜

海上十一里船は鏡の如き海面を纜りに快走して、夕陽金波を躍らす頃、翠松を頂ける島嶼點々碁布星散するを發見す。今し松嶋灣口を橫切り、一直線に鹽釜港へと急ぐ。

一浴客舍の欄に倚れば、灣內一望、暮色漸くせまり鹽釜神社の丘陵は翠微を帶び、潮水を抱く。紅樓の影碧波に滴し、絃歌の幽凉味と共に襲ふに似たり。一餐夢に入り翌朝明神に額き、直ちに鹽釜驛より切符を長町驛に求め、想を車に乘せて宮城監獄へ走らす。

□宮城監獄

東北文化の首都たる仙臺市の中央を距る一里有半、古城趾の原にその雄姿を現はせるは宮城監獄にして、初見の遊子にその學ぶべき多くを示す。

同監は控訴院所在の監獄でもあり、又江澤典獄は秋田に十數年在職せられ其間秋田監獄の新築を完成し、功成り名遂げでこゝに榮轉せられたので當に長敬を拂つて居た

長期たる七十八十に向ふて進みて今時も休止すること無ければ、是れ徐ろに死しつゝ有ると謂ふ可し、何の不可か之れ有らん』

蓋生時限り有りて死後限りなく未來永劫無限の理を解したらんには、翁の此哲理の前に叩頭せざる可からざるは當然なり。

◇

流行語と云へるもの痛く社會の表面に勢力を占むるが如く、共鳴、協調、改造、文化なんど云へる語の殆ど上下を通じて濫用せらるゝと日々幾千萬回も實蹟に於ては毫も認むべきものなしと雖、其勢力は侮り難し。若し強て之れか實蹟に於ても徹底を期せんと欲せば、各大學に流行學と云へる一科を設け、流行語は勿論總ての社會人事を流行の方面より觀察研究施設する又可ならずや。

流行の原因は暫く措き、既に流行の勢を爲すに於ては之れに抵抗し、之れに反對する又容易の業にあらず。強て之れと戰はんとせば堅忍不拔の士も所謂時代錯誤の聲に制せられて結局敗北を免れざるなり。

政治に外交に宗教に教育に其他社會百般のこと皆悉く其大勢の支配を受くるものとせば侮り難きは流行なり。囚人と思想問題是又流行に照し多大の考慮を費すの要あるべし。

知人嘗て流行を論ず。其一節に曰く、流行とは強き者の眞似なり。故に流行を追ふといふは、弱き者の自覺なり、かるが故に流行を追ふは、時として謙遜の意を表示するものなりと。個も又一面の觀察と云ふべし。

予の印象に殘りし人

——年賀狀十八年——

◇**年賀狀**　は虛禮である形式であると云つて頗る輕視する人があるが、私は其れには反對の方で、年賀狀こそ最も適當なる禮であり且つ其方法如何によつては大に意義を爲し興味も有る事と思ふ。私は毎年「年賀狀」を左の通に區分して居ります。

(一)恩師及先輩よりの部

(二)舊知及僚友よりの部

(三)出監者よりの部が殊に出監者の年賀狀に對しては必ず修養的意味の答禮を發し該受信は夫々區分して保存箱（相當考案のもの）に入れ置き諸種の參考に致して居ります。

本年も出監者の年賀狀を色々の方面から觀察してみましたが、先づ年限から申すと出監後二三年間の者が大多數で、其れが七八年となると次第に少數である。十年以上經過の者となれば更に少數であるが其少數の中に出獄後

◇**十八年**　と云ふ年賀狀が一通ありました。

刑事人類學の基礎（一）

フエリー氏犯罪社會學第一章の一

勝水淳行譯

刑事社會學の實驗學派は、人類學の研究から最初の名稱を採つた。そは刑事人類學派よりも、ほんの僅かしか一般世人の注意を引かぬ。而してその思想も名稱も、共に心理學、統計學、及び社會學の材料をその説明及び研究の中に取り入れ、人類學派の發達に相當してないのにも係はらず、實にその新科學的運動の、最も特色ある動力は、人類學的な研究と云ふ點にある。

殊にロンブローゾの研究に於て左樣である。氏の研究は、犯罪人の樣々な、散在せる、斷片的觀察に、一の科學的形式を與へた。その觀察は、曾に獨創的なばかりでなく、又一つの最も顯著な觀念に支配せられた、一類の研究によつて、その觀察に新生命を與へ、刑事人類學を建設したのである。

刑事人類學の基原を尋ねれば、極めて遠き古代に發見することが出來る。卽ち觀相學として既にプラトーや、アリストートル時代に存在

一人でもあるところから、この監獄訪問は秋田在職の始めより期待せるところなり。

刺を通じて門を潜くり、先づ練習所の同窓たりし二瓶看守長に久濶を叙す、時偶々監獄醫の元老の一人櫻田醫務主任の來合はせられたるを紹らへて初對面の挨拶をなし直ちに監內衞生の大體を拜聽するの幸福を得たり。茶を喫り涼を入れて、江澤典獄に面會す、典獄はもつとやかましい顏をしてゐたるに、存外童顏溫容の人なり。行刑の現狀と管內保護事業の一般につき諄々時偸の御話あり。遊子不敏得るところのものありしことを感謝す、後敎務室に於て橫山敎務主任の接待に預り、監內の監房、大小の工場、敎誨堂病室から殘る隈なく案內を受く。時に暑熱釜中に在るが如きにも係らず橫山主任は巨軀を擁し、流汗を拭ひつゝ一々遊子の質問に應答說明に懈されたるを多謝す。一巡數時間を費し流石東北唯一の大監獄たるの感を抱かしめたり。この大監獄にありてよく部下を統攝し、在囚を導きつゝ在職十年上下微動だもなきは本監特色の隨一として數ふべきか。是れ現江澤典獄の德望とその部下の忠實に由ること論なし。

斯界の爲に慶すべし。

夕刻強て辭去。二瓶君に仙臺の停車場迄送られ歸途の名殘りに東北の箱根に一遊し旬日の旅塵を洗ふ爲に乘車同君と訣別してこの地をさつた。（終）

私が長野に居た頃、曾て裁判所書記であつた天野某と云ふのが、戸籍上の問題で刑を受ける事になつた。終日獨居監の一室に

——後悔——煩悶——憂慮——悲觀——實に氣の毒な狀態であつた。私は連日訪問をし、或は慰め或は論し、且つ書籍の事抔にも出來る丈の方法を講じて居た。其れが先づ無事に刑を務めて出監するに至つた。出獄の翌年から毎年〳〵必ず年始狀を寄越すので前記十八年と云ふのが、卽ち其の男である。

私は過般圖らずも公務で同地へ出張をしたから幸ひの事であると早速同君を訪問した。君は今裁判所の前で代書業の看板を掲げ盛んに業務を營んで居るのである。子供も夫々成功し孫も四五人あつて中々賑々しい家庭であつた。同氏は爾來十數年間の歷史を具さに物語り雨眼には涙を湛へ、終始感謝の語が繰返されて居た。私は其の

◇感恩の　精神の篤いのにつく〳〵感心たしました。乃で私が思ふのに此の感恩の精神が此人を斯く成功せしめたのである。感恩の精神を養ふと云ふ事は實に大切な事である。但し恩を着せると云ふ事は卑劣であり、而も甚だ不德であるが、すべてに於て感恩の精神を養ふと云ふ事は返す〳〵も大切である。君に對する感恩の精神が「忠」と現はれ、親に對する感恩の精神が「孝」と現はれ、敎化に對する感恩の精神が「實行」となり「永續」となるのである。仍て自分自らも先づ感恩の人となり其人格が自然被敎者に及ぶと云ふ事であらねばならぬ。

——（尾原敎諄師談）——

自殺遊戲

菊屋　老龜

△甲冑鍛工

ナポレオンが、其頃有名なる鍛工に命じて、銃丸の貫く能はざる甲冑を造らしめた、出來の上これを試驗することゝなつた、臣下に命じて着用せしめんとするに、應するものはない、此に於て鍛工自ら之を着用して射撃の的とならうといふ、よし然らばとナポレオンは暇間より短銃を取出して射撃した、甲冑は少しも傷つかぬ、又小銃を取つて射撃した、それでも甲冑は何等傷つくところがないので、ナポレオン始め臣下のものも感心して居つた、ナポレオンは大砲

したのを見るのである。其の後、中世期に於ては、手相術、人相學、足相學（Podomancy）等がやり、幾多の學者によつて繼承せられたのである。

古代の人相學、骨相學の狹溢な叙述以上に出で、特に犯罪人を觀察せるものに、佛蘭西に於ては、一八四一年にローエル ニュー（Lauvergne）があり、獨逸に於ては一八四二年に、アットミール（Attomyr）がある。而してこれ等の學者は、ガル（Gall）の學說を、犯罪人の調査に於て、精確に應用したのである。而してその著作は、性相學を誇張した嫌があるに拘はらず、而も尙ほ人類學に取つては、貴重な學說である。

而して伊太利に於ては、一八三五年にドウ、ローラン ディス（De Rolandis）があつて、死んだ犯罪人（Deceased criminal）の觀察をなした。又亞米利加に於ては、一八四六年にサンプソン（Sampson）があつて、犯罪性と大腦の組織との關係を追窮した。又獨逸に於てはカンペル（Camper）があつて、一八五四年に殺人犯罪者に就て、人相に關する研究を發表した。而してアエ、ラルマン（Ave Lallemant）は一八五八年から六二年に涉つて、心理學的見地からせる、犯罪者に就ての永い間の研究を發表した。

けれども一層嚴格に云へば、刑事人類學なる科學は、英國の監獄外科醫、及びその他の學者の觀察のみを以て初めとする。例へばフォルブス、ウインスロー（Forbes Winslow 一八五四）。メーヒー（Mayhew 一八六〇）。トムソン（Thomson 一八七〇）。キルソン（Wilson 一八七〇）。ニコルソン（Nicolson 一八七二）。モーヅレー（Maudsley 一八七三）。及びデスパイノ（Despino 一八六八）の極めて有名な著作等である。そのデスパイの著作は、實にトムソンを刺激してその研究を起さしめ、而して綜合的論究（Synthetic treatment）及び系統的統一を缺いてゐるに係はらず、尙ほアエ、ラルマンの著作と合せて、ロンブローゾ氏の著書以前の心理學的研究の範圍に於ける、重要な研究である。

けれどもこれに係はらず、刑事人類學が、一般人類學——一般人類學も、その起原は極めて近くして、ドウベントン（Daubenton）、ブルーメンバッハ（Blumenbach）、ゼンメリング（Soemmering）、カンペル（Camper）、ホワイト（White）、及びプリチヤード（Pritchard）等の著作によつて創まつた——の大幹（Main trunk）から分れて、一個の獨立した科學として、主張せられる樣になつたのは、一八七六年に於けるロンブローゾの『犯罪者』（The criminal）の第一版である。

ロンブローゾの著作は、二つの根本的の誤謬を以て初まつてゐる。そは少くとも現はれた所によつて見れば、心理學的の材料よりも、頭

蓋學、人體測定學の材料を重要視したのが一つと、その二は第二版までは、凡べての犯罪人を單一なるクラスに混じて、分類しなかつたこととてあるが、第三版以後に於ては、全くこれ等の缺點を一掃して仕舞つた。

それはどうしてかと云ふに、ロンブローゾは予(フェリー)が犯罪者に關する種々の人類學的範疇に關して、初めてなした觀察を採用したからのことてある。

それだから、刑事人類學に對し、或る批評家が、頭蓋骨の形によつて、犯罪人と正常人(Honest man)とを區別することの不可能なことに關し、或は種々の頭蓋的タイプに從つて、人間の責任を測定することの不可能なことに關し、どんな反對論を操り返しても、それは差支へないことてある。

ロンブローゾの刑事人類學には、先に叙べた様な二つの缺點があるけれども、亦左の如き長所がある。卽ち一は『犯罪者』が初めて刊行せられて後ち、數年を經ずして、伊太利及び其の他世界の至る所に、刑事人類學のあらゆる研究の發表せられたことて、他の一つは從前と異つた特殊の研究法、及び科學的發達を以つた新學派の建設せられたことてある。而してこれ等の研究は、刑法の古典的學派に於ては、到底見られない所てある。

△自殺と喜戯

佛國の一靴職工が、或日自殺を企て一通の遺書を認めた、その文に『小生此度の自刃は全く先聖古哲の遺風を學びたるものに有之候、文豪モリエールの言にも「萬事休す一片の希望だもなし」とあり、小生は全く斯る境遇に陷り申候故、斯くは自刃仕る次第に候』と、彼はこの遺書を認め終つて、短刀を取出し咽喉へ突立てんとする一刹那遺書中の引用語はモリエールの語でないかも知れぬ、若し間違つたら後世への物笑ひとなると考へ、短刀を下に置き、起つて書棚からモリエールの戯曲集を取出して、心覺えの喜戯二つ三つ讀んで見た、所がその喜戯が面白かつたために、引用語のことはいつの間にか忘れて、遂に自殺を中止した。

出監者の成績調査

山形縣　增子賢慧

私其平素の執務上の精神及行動が直接間接に其の對象たる在監者に如何に影響するものか、又た影響せる對象を何んと觀るべきか。之れを普遍的に言ふならば、自己の人格態度作用が映ずる投影狀況は怎うあるか、之れを終始凝視して歩むを自己人格の完成を期する正理であると見るのが本統とせば尠くとも私として　對象者に對する舊來の態度を改めて、より親しくより溫く、より謙虚により反省的てあらねばならぬといふ感じに刺戟されてゐるものてある。近來社會國家凡ての狀勢が此の道に立つてゐるのてはなからうか、所謂精神運動といひ文化運動と稱する八釜しき聲は正しく其要求に應ぜんとする統一的緊要な改善運動ではなからうか。

斯様の見地から私一己の既往を觀ずるに在監者の行動及出監者の成績等種々統計的にも示され、之れに依つて奬勵激策せられたものゝ、兎角之れを單なる客觀的現象として取扱ひ、直接自己の主觀的表現卽ち自己人格の顯現と觀るの明を失つてゐつた恨みがある、尙一面には無意識的に自己表現の對象が餘りに劣惡なるべしとの恐れより、因循に逃避せんとする狡猾さも加はつてゐつた、その癖何にか斷片的良結果を生じた場合、無闇に誇張せんとする慢心を禁じ得なかつたのてある、此等は最早や人間一面の心理などゝ許し難いことに氣付くことが出來るのてある。今後の私としては其の結果の善惡に功利的神經を惱さず大膽に而かも素直に對象としての自己に當面して靜かに省察批判を下して行く様てなければ、自己に忠なる道てないのみならず、眞の司獄生活の意義を沒するものと思ふてゐるのてある。

今回提出せし出監者統計も、項目は極めて簡單てあり、調査も粗雜てあるが、所謂自己批判の對象として見る時に相當意義を持つて呉れるのてある。初めて赴任の當時此の調査機關の設けられあるを快心

に思うたと共に、調査期間の長く且つ調査方法に聊か恐れを懐いだのである、何分全出監者に對し三年間の調査であるからヘタに遣られては折角の社會化を攪亂し、而かも年々と來ては殆んど社會化する隙さへ與へぬと云ふことになりはせぬか、況んや地方官權の手を煩はすに於いておやと、然れども逐次保護團體の擴張發展を見るに至らば寧ろ之に依托することが双方兩得にあらざるかと思ふ、今回の試みは在鄉軍人團に一部依囑されたのである、なか〳〵回答は容易に集つて來ない、三月發せられたものが時々督促を發し晩秋漸々蒐集し了り、それから分監との交涉往復といふ面倒もあつて殆んど一年間を要する譯である、今年度は保護團體に過半を依託すべく交涉を進めて居る、斯くして善惡美醜を羅列して保護團體と共に自己省察を試みたいと思ふてゐる。

出監者行狀調査成績表

大正九年三月調

大正五年二月廿八日達示第九號甲表

山形監獄

出獄後の狀況 / 出監年次		業務ニ再犯者	從事スル再犯者	行衞不明	死亡	計	出監人員ト再犯受刑人員トノ百分比例
山形監本監	大正六年	一二	三四	一三	二〇一	二〇一	一六、九
	同七年	一四	三一	二八	一五〇	一五〇	一七、一
	同八年	一四	一五	一四	六八	六八	一三、〇
	計	三九	八〇	二五	四三	四三	一六、九
米澤分監	同六年	五三	一〇	二二	一三	一三	一〇、〇
	同七年	五一	七一	一六	五	八四	一三、〇
	同八年	一〇	一七	一二	一七	一七	一三、〇
	計	一〇〇	一二八	五一	一九	一九一	一三、九
鶴岡分監	同六年	五五	一〇	一四	一三	一三	一〇、〇
	同七年	五一	一二	一五	一三	一三	一〇、〇
	同八年	一〇	一二	一五	一三	一三	一〇、〇
	計	一〇〇	一二	一五	一三	一三	一〇、〇
酒田分監	同六年	五三	一〇	一四	一三	一三	一〇、〇
	同七年	五一	一二	一五	一三	一三	一〇、〇
	同八年	一〇	一二	一五	一三	一三	一〇、〇
	計	一〇〇	一二	一五	一三	一三	一〇、〇
總計		二九九	四四	一三	二〇一	二〇一	一六、九

出監者行狀調査成績表

大正五年二月廿八日達示第九號乙表

大正九年三月調

山形監獄

出獄後ノ狀況 / 出監年次		業務ニ再犯者	從事ス再犯者	行衞不明	死亡	計	出監人員ト再犯受刑者人員トノ百分比例
山形監本監	大正六年	初犯 八四	累犯 二七	九	二三	一三	六、九
	同七年	一一八	一三	一九	二	一五〇	一三、〇
	同八年	一二四	七	一三	一	一五二	一三、〇
	計	三一六	五一	七一	三	四一七	一六、九
米澤分監	同六年	一四	二	一	一	一八	一三、〇
	同七年	一一	二	一	一	一五	一三、〇
	同八年	九一	一一	一	一	一二	一三、〇
	計	一四四	一五	二	一	一七	一三、〇
鶴岡分監	同六年	一一六	一三	一	一	一三	一三、〇
	同七年	一一三	一三	一	一	一三	一三、〇
	同八年	一一三	一三	一	一	一三	一三、〇
	計	一一三	一三	一	一	一三	一三、〇
酒田分監	同六年	一一三	一三	一	一	一三	一三、〇
	同七年	一一三	一三	一	一	一三	一三、〇
	同八年	一一三	一三	一	一	一三	一三、〇
	計	一一三	一三	一	一	一三	一三、〇
總計		三一六	五一	七一	三	四一七	一六、七

(女)

		初犯 累犯	計	出監人員ト再犯受刑者人員トノ百分比例
鶴岡分監	同六年	同 一七	一〇	五、一
	同七年	同 一〇	一〇	五、一
	同八年	同 一三	一三	六、五
	計	同 四〇	四〇	一六、八
酒田分監	同六年	同 一八	一八	九、六
	同七年	同 一三	一三	六、五
	同八年	同 九	九	四、五
	計	同 四〇	四〇	一六、八
總計		同 八〇	八〇	三三、六

備考　本表の百分比は初犯竝に累犯出監人員と其の再人者との比を示したるものなり。

統計

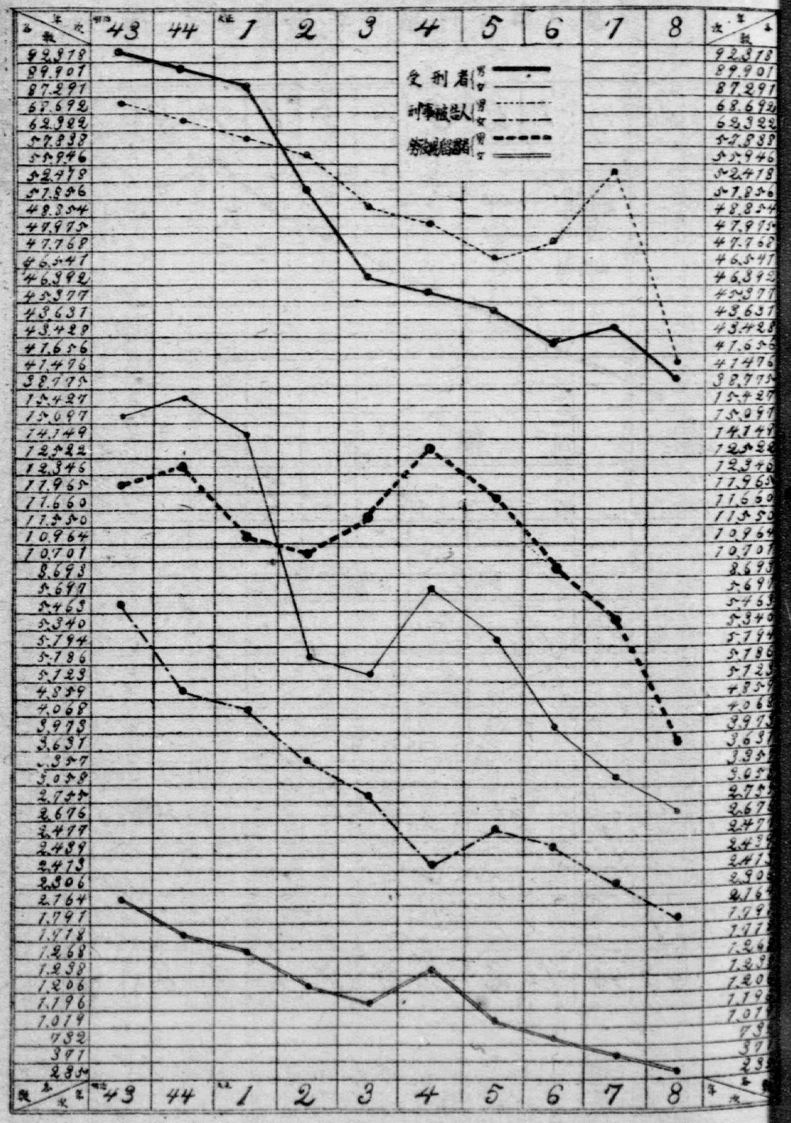
新受刑者の累計比較表

本圖表第一は大正八年「監獄統計年報」に基き作製したる新入監者累年比較表にして圖表第二は同年「刑事統計年報」に基ける捜査事件年比較表なり。蓋入監者の消長捜査事件の實相變遷を一目瞭然たらしむるものは實に圖表にあり、之れ玆に第一回の試として掲載せし所以なり。

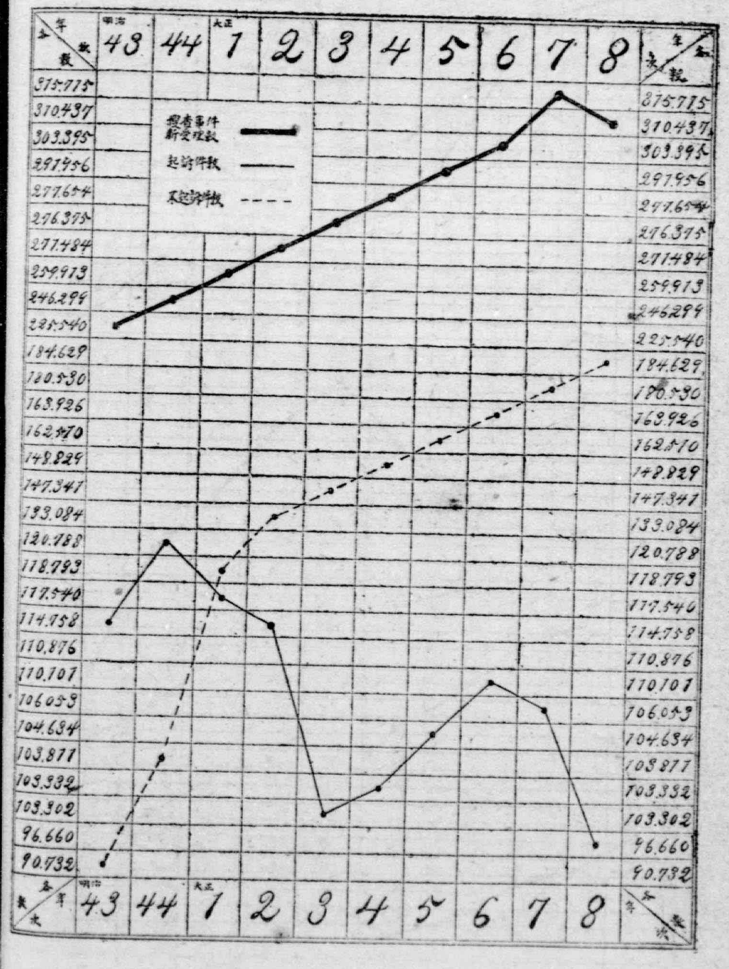
圖表に對する詳細の説明は會員諸君の觀察批判に讓ることゝし大體に就て一言せば圖表第二に示す如く捜査事件は明治四十三年より漸次劇増し、同年に於て二十二萬五千五百件たりしもの大正八年に於ては三十一萬件となり八萬件に近き増加を示せり。是蓋し社會人事の日に複雜を加ふると毎年約七十萬に近き人口の増加を來す結果に外ならず。然れども同表に於ける起訴件數は之に反し年々低下し明治四十三年に於て十一萬四千なりしもの大正八年に於て九萬六千となり、一方に於て不起訴件數は明治四十三年に於て九萬七百を出でざりしもの、年々増加して大正八年に於ては實に十八萬四千六百餘の不起訴處分を爲すに至り、如何に當局者が刑事政策の方面に不起訴に關し留意し消極的方針を執らるゝに至りしやを推測するを得べし。而して此觀念の下に眼を圖表に轉ぜば刑事事件と入監者の關係、卽ち表裏兩面の事項に付き又遺憾なき觀察を爲すを得べし。新入監者が明治四十三年より年々減少し來れる事實は圖表の示す如くにして其原因種々あるべしと雖も、第二表に於ける不起訴處分の連年増加は此一面の理由を語るに足り、又一方に於て刑事被告人の減少は當局者が被告の不拘留に努め、其撰擇刑の場合に於ては、自由刑の言渡を少くし罰金に換ふるが如き其他執行猶豫の善用等叙上の結果を表せるものなるべし。

詳細なる觀察と批判は之を後日に讓り、玆に社會の縮寫圖たる新入監者累年比較表並に一國の隆替を卜すべき捜査事件の累年表を諸君の前に提示し、犯罪が年々劇増せると、起訴處分並に入監者が年々減少せる反對の現象とを公にし、犯罪界の盛衰消長を明瞭にし、最も科學的に又組織的に犯罪の生起とその豫防方法とを講究し、『犯罪の前後』に關し、刑事政策、社會政策的にこれを施行し、因て以て斯界の改善を計られんことをこの機に於いて會員に切望して止まざる也。

（圖一第）　新入監者累年比較表



（第二圖）　表較比年累數件件事查搜



甲論乙駁

一

知人賀狀を寄す曰く、「さんすいにとりの年からさけやめてげこのなかまに入まもの巻」身體の强健と頭腦の明晰と、人格の向上に努めんが爲めに玆に禁酒を斷行したと書き添へてある。

禁酒家の泰斗ドクトル、フーゴーホツベの著『酒害の眞相』に依ると、酒精と精神異常、犯罪、遺傳、變質、家族生活、風敎等に關し評論に其害毒を論述せられて居り、之れを繙く者は知人の賀狀の如く再び杯を手にする考は起らぬことゝ思ふ。

二

然るに禁酒法を布ひた米國の禁酒成績を聞いて見ると去月の十六日が米國に禁酒法を實施してから丁度滿一年になるが其成績は成功でもなく、又失敗でもないと云ひ度い、卽ち事實は米國民は決して同法律に依つて眞から禁酒國民になつて居らない。米國には一方に禁酒法があつたと同時に、他方にアルコールがあつた、禁酒法とアルコールとは雨々相並んで存在して居て、而して禁酒法の施行が峻嚴になればなるほど醉ばらいが多くなつた。此所言は一見奇に聞えるけれども之こそ米國今日の實狀であると紐育サンが評して居る。

三

官吏の人物試驗と云ふ譯でもないが、官邸で初對面の時に必ず長官が『君は左りが往くかいね』と云ふ問を發するのが舊慣の樣になつて居る。

酒は飮むべし飮むべからず、で初對面の者は此試問に對し大に當惑をする。世の中には酒を飮まぬと云ふことを鼻に懸ける偏屈家と、飮むことを自慢にする正覺坊とがある。これ共に兩極端を表すもので僕の採らざるところである。則ち飮まぬのが自慢にもならず、飮むのも褒むべきことでない。殊に佛耶儒敎の何れを問はず節酒をこそ望むなれ。禁酒をば命じて居らぬところから見ると、禁酒と宗敎とは猶口で一杯と云ふ唇齒輔車の關係はない樣である。

只夫れ劃務に在つて不眠不休精神刻苦せる各人にして嗜める一堰の曉酌を廢しなば何に依てか其心神を養はんや。蓋羊羹は人格を高尙にせざると同時に櫻正宗又品性を墮落せしむるものにあらず。要は只節酒に在るのみとは節酒論の金科玉條である。僕は飮むとも飮まぬとも云はぬ、只舊職以來禁酒飮酒の問題が誌上に花を咲せて居るので、玆に、甲論乙駁を紹介した次第である。——（霜朝）——



時事雜感

甲突生

▼在監人費　は本年度入監者の寡きため多分の剰餘を生ぜんとのことである、局員の談によれば、拘禁豫定員よりは三千人以上も減少しつゝあるとか、其れに鑑て加へて米麥や雜穀代の下落もあれば、實際の處使用し切れぬ程、殘算は浮くだらうと云ふ、不足素より困まるが、又た餘つても困まらぬことはない、がしかし無くて困まるより有つて困まる方が始末がよい。殊に貧乏で因まるのが、監獄の持病のやうになつてゐるから、偶まには在監人費豐年に出會ふて一息つかして貰ふのも惡くはなからう。但し折角の豐年も分配が後れては、雖有味は感くない、此に氣を留めて貰ひたきは、我等一般の希望であらう。

▼協會雜誌　協會も時勢に催されて愈〻改良に手を着けられたのが之れである、是迄に早く着手されべきであつたのが、後れた譯は重に費用關係であつたことは云ふ迄もない。しかし今回其會費値上問題も實行されて大に活動力も增された次第、今後の事が期目期待せらるゝは當然であらう。此協會雜誌が監獄改良事業の先驅として今後倍々發展し、其使命に向つて全力を傾け盡さんとする意圖あると聞いては、僚友一般の欣快を禁じ得ぬ所であらう。殊に谷田博士が執筆の勞を吝まれぬ一事は、非常なる本誌の權威であり、就中海外思潮の紹介の如き、最も同博士に負ふ所感くないことは云ふ迄もない。

▼希望抱負　本誌の記事其他の內容に付き、讀者側に色々の註文や、希望のあるのは當然である、記事の精選、材料の豐富、又は趣味體裁の如き、多方面に涉りて時代と共に進歩改善の餘地は無論ある、故にそれ等に就ては遠慮なき多くの意見を、親迎するのみならず常に讀者以上にも、局に當る人々は其事の爲めに苦んでゐるやうである。但し本誌は普通雜誌ではないから、坊間利益本位のものと同一に考ふることは出來ない。彼れは只た世間の嗜好に投じ、一般の娛樂に適ひ、賣行の多きを欲し、一に利益の多からんことを、是れ努むるものであるに反し、是は主義主張を重んじ、思想の開發、精神の修養、並に專門智識の學修の爲めに發行するものであつて互に其行方が違つてゐることを認めて、而して後之に對せればならぬ、是に於て乎一部讀者の希望するが如く、無暗に體裁を飾り、俗向きの趣味を增かにし、又は平易凡庸の文字のみを以て充す譯にも行かないとの、當局者の云ひ分にも理由がある。序ながら一言を加へたきは、記者各位に望むことであるが、總て文章は平易なる文字言句を用ふるやうに願ひたい。マサカ故らに六ケ敷文句を用いて、博學や筆力を誇る爲めでもあるまいが、時にはお經文か漢詩のやうな難解文字を書き載せらるゝので、肩のこるのは未だしも、到頭喰物にならずして、可惜ら名文も投げ棄てざるを得ないことがある、斯かる事情の下に置かれた人は、決して獨り無學なる我輩のみに限るまい、否な其不平の聲は殆んど一般のやうにも聞ゆる。

▼例月茶話　會には從來傳統的に唯だ講演習聽聞に來り、終つて又た直ちに散ずると云ふ、單調な集會で何となく官僚氣分にも閉され、上下打寛いで談話を交換する機會も與へられぬと云ふ苦情もあり勞々時代劇でもな

いとあつて、今後は一堂の中に谷田會長始め誰彼の區別なく、打ち混じて總ての差別を撤廢し、思ふ儘に何人にも相接し相語る、機會を與へらるゝ事になつたのは、寔に當を得た機宜の處置である、斯くてこそ茶話會の趣旨にも適し、其目的をも遂することが出來やう社交は教育であるとの格言は、殊に此種の會合に應用せられればならぬ筈である、兪ほ進んでは卓上演說なども開始せらるゝことがと思はれる。斯くなれば更に實益の多きときは勿論である、必ず賢明なる當局者には色々の成案があるであらう。

▲積年宿題　たる醫師教誨師の恩給法は本議會には物になりさうなものとは思はれるけれども果してどんなものであらうか、當局は必ず物になるべしとの樂觀を以てゐられるやうであるが、何樣今より十年前一度提出せられ、握潰しになつた運命の儘、今日に至りたるもので最早徹でも生へそうな古物案である。だが案の必要は益々加はりつゝある次第であれば、誠意を以て提出し、誠意を以て審議せらるべきは、誠意ある爲政家に相應はしきことと云はなければならぬ。彼等の職務の實況を知る我等は、切に其成行に障碍なからんことを祈らざるを得ない。

▲分禁制度　と云へば、在監人のそれを云ふのだが、是は遠き以前から我國にても、谷田局長などの主張され且つ計畫された事であつて、既に幾分宛は實行されてゐるのではあるが、何樣急のかゝることでもあり、急に理想の如く行く譯のものでもない。といつて今日の場合さう放つて置ける事柄でもない、今はもう經驗が教へて、到底舊來の如き行刑制の成つてゐない遣方は、やつてゐられない事になつた。文明諸國も皆此に氣付きつゝある中にも、米國にては此頃盛んに獄制改良熱が起り、色々な新しき試みが行はれるやうである。彼の有名なるオスボーン氏が卓見と英斷とを以て、創始した四人自治制の行はれし紐育州のシングシング監獄が、此度中央四人交換所に充てられることになつた次第は、前號誌上谷田博士の海外時報欄に委敷紹介せられた所である。之に由て觀れば如何にも徹底的なるに敬服せざるを得ぬ、右オスボーン氏の如きは飽て熱心なる主張者の一人で、遂に今日の實現を見るに至つたのだと云ふ。彼れは今日專ら監獄改良宣傳者として南船北馬、頻りに輿論を起しつゝある由に聞く。惟ふに彼れが治獄の根本義とする、自治の精神が縱橫に織り込まれて、分禁法が行はれなば愛に始めて監獄風々處を吸ふる日が來るであらう。

差別撤廢を叫ぶ
意義ある會合

去廿一日本會談話室に於て近頃にない意義ある會合が催された。それは免囚保護事業研究會の主催にかゝるもので今期議會に「免囚に對する差別待遇撤廢案」を提出したる國民黨代議士鮎川盛貞氏を中心として、谷田監獄局長始め在京四典獄、及近府縣免囚保護事業經營者が相互に同案に對する意見の交換と研究をしたのであつた。鮎川氏が同案を提出するに至つた動機はかの有名なる八幡事件及近年の經濟的大變動に伴ふ失職者の中殊に免囚者に對する社會の冷遇に痛憤したることにあるさうである。之は吾人も大いに同感共鳴を禁ずる處ばざるところで、吾人は吾人の主張をして議政壇上の問題たらしめた同氏に對して感謝すると共に大いに同志を糾合してこの刑政有終の美をなすべき保護事業の目的を到遂すべく努力しなければならぬ。

談話室

予は看守諸君と語る（四五）

典獄　有馬四郎助



「勿れ主義」より「爲すべし主義」へ

我が親愛なる看守諸君、

舊時の遇囚法を一言に評すれば、悉く是れ「勿れ主義」にてありき。仔細に渉れば或は爾か言ひ難きものあらんかなれども、大體より觀察して斯く斷ずるを、予は最も適當と信ずる者也。言ふ迄もなく「勿れ主義」は卽ち禁遏主義にして、嚴に在監者の違令進行を防止せんとするもの、言換ふれば彼等をして如何にせば惡事を働き得ざらしむべき乎、專ら力を此に傾注し、而して其防遏の事さへ全ふし得たらんには、最早司獄の職責は、茲に全く盡し了せりと爲すもの是れ也。

往昔は司獄官の職務を、一種の番犬の如く思惟せしに似たり。故に之を牢番獄卒と稱し、殆んど穢多非人同列に、世人が取扱ひたるも強ち理由なしと云ふ可らず。而して斯の如きは素より社會人文の未だ開けざるに由るは言を俟たずと雖、亦た一面には其職務に當る人物の低級なることが、與つて力あることをも認めずんば非ざる也。由來業務の尊卑は業務其物に存せずして、之に從事する人物の高下に由つて定まるを自然の原則とせば、吾人は寧ろ從前の不名譽をば、司獄官其人の責任に歸するを、至當とせざる能はざるを慨みと爲す。

今や時世の進運につれ、獄事に對する一般の考も昔日と同樣の觀なきは、吾人の光榮たるのみならず亦た寔に國家の慶福とや云はん。然かも飜つて他の事物に之を對比する時は、割合に獄事の未だ尊重せられざるは確かなる事實也。殊に其理解さへも尙ほ

らんと欲するも能はざる所也。現に此節教育ある有爲の人物は、好んで司獄の職に來らず、皆な望んで他に行くとの世評すらあるにあらずや。事實は兎に角之に由て之を觀るも、如何に司獄の地位が社會に重ぜられざるかは、之を察するに餘りあるべし。

要するに今日の司獄官は、其人格を以て獄務の上に其神聖を發揮し、又た識見を以て實蹟の上に其效果を立證し、而して之に由つて一般の蒙を啓くに、專念するより急なるは非ざるべし。若し夫れ思想淺薄品性下劣なる、牢番的固陋の人物が今尙ほ依然として、威壓の手段を弄する監獄であり乍ら、世人に向つて獄事を尊重せよ、其神聖を認めよと云ふが如きは、無理の註文滑稽の沙汰と云ふの外なく、而して唯だ徒らに世の嗤笑を贏ち得るに畢らんのみ。

是に於て乎吾人司獄官の心得べきは、舊來の「勿れ主義」に現に一步を進めて、時代の要求せる積極主義、卽ち「爲すべし主義」に轉化するにあるべし。

その意味や惡を爲す勿れに非ずして、進んで善を爲すべしと云ふにあり。而して「勿れ主義」は消極にして簡單なれども、「爲すべし主義」は積極にして複雜なり。「勿れ主義」の冷酷にして且つ形式的なるに反し、「爲すべし主義」は親切に且つ精神的なり。從つて「勿れ主義」は低級なる牢番的人物にて事足ると雖「爲すべし主義」に至つては、品格あり識見あり、且つ教育的技倆ある人物に非ずんば、運用し能はざるものとす。

善の爲すべきを知つて之を爲さゞるは罪也との觀念は、人として當然所有すべき筈のものたり。吾人は道德上の標準を此に置けばこそ、人類としての價値と權威を有す。然るに在監者を遇するに、單に惡事を爲さざれば可也との理想の下に、所謂「勿れ主義」を以て禁壓防止を事とし、而して更らに其れ以上の觀念を與ふることを努めざるに於ては、監獄は卽ち人類としての價値と權威を無視し、大切なる人間の敎育を放棄したるものと云はざるべからず。況

んや「勿れ主義」の如き消極手段にては、實際に惡事の防止は出來得るものに非ず、何となれば凡そ物は進まざれば退き、退かざれば進むが道理にて、惡人をして惡事を爲さざらしめんとせば、必ずや進んで善事を爲さしめざるべからざれば也。諺にも小人閑居して不善を爲すとあり。能く此間の消息を道破したるものと云ふべし、而かも是れ豈に小人のみならんや、大人にても尙ほ其事情に於て毫も異なる所あるなし、故に如何なる人を問はず惡事を爲さゞる爲めには、常に進んで善事を爲すの必要あり、然らざれば何人も遂に克く善人たる能はざる也、然れば行刑法にしても若し單に罰する爲めに、罰するといへる舊世紀の主義なれば卽ち止む、苟くも今日の如き感化遷善の理義を表明し、新文化の主義の上に立つ以上は、斯かる不合理なる「勿れ主義」の、最早一日も現代に存在し得べきに非ざるは、多く言を要せざる所也。

予は今日の行刑の衝に當り、過四上梁して此道德上の最高標準なる、善の爲すべきを知り、之を爲さゞるは罪也との觀念に基き、如何に「爲すべし主義」を運用しつゝあるか、之に就て果して遺算なきを得るか、其覺悟又は工夫は如何、痛切に之が反省の必要を感ずるの餘りこの文を草す。若し夫れ之に因つて諸君に一片の注意だに呼起し得ば、予が望は達せられたりと云ふべし。

救濟を基調とするは不可

種々な社會施設も、それが所謂救濟を基調として組織され設けられてある間は、畢竟過渡期にある社會狀態から生み出されるとこはの缺陷——而もその缺陷の微細な部分を補塡するに過ぎないほど微力なもので、「より良き社會」乃至「より良き生活」を此地上に來らしめる働きに對しては餘り多くの寄與を爲すものでなはい。

——ある雜誌から——

隨感隨記

中老吏

一 當世役人氣質

地方に官報の引張凧と云へることあり、其昔奏任以上の官吏には官報購讀の義務ありしが此官僚的內規は廢て廢止せられ今や民衆化して廣告屋と改まりし爲め、廳員皆此乾燥無味なる官報の購讀を廢止し僅に一部の官報を其廳內に止むるに至る、されば年末進級の際又は幹部に異動ありと噂の傳はるときは所謂此一部の官報は廳員間に引張凧となる、恰も娘一人に婿八人の矯態を演ず。個は明に地方役人氣質の一に數ふべきもの、蓋上監獄の長より下新任の看守に至るまで他の書冊は投遣となすも、監獄協會の發行に係る「職員錄」は相當に之を「愛護」せらるゝの點も亦役人氣質の一にして職員錄の光榮之れに過ぎず。聽ては金文字入クロース製の職員錄を膝下に呈するに至るならん。

地方に又活きた職員錄と稱せらるゝ男一廳に一人位は存在す。而も所謂人事課に藉を置くものにあらずして、全く無關係なる職員に此人あるは珍中の珍なりとせざるべからず。

此人本然の事務は薩張り御留守なるに拘はらず北は北海より西は長崎の果に至るまで其官廳關係の官吏なるに於ては官等、俸給、席次、昇級の年月、推選者、綠故者、長所、短所、就中守錢奴、サイノロの徽に入り細に涉りて心得居るは只に恐入るの外なく、重寶か厄介か殆ど判斷に苦しむ次第なりと云ふ。

二 敬稱審議委員會

「御前」と云へる語、先頃衆議院委員會に於ける一問題となれり。九州に於ける敬語は關東に於ける侮言なりと。物の名もところによりて變るなり浪華のあしは伊勢の濱荻』あしやよしやは吾答辯の限にあらずと雖も、川柳點に「先生と言はるゝ程の馬鹿でなし」此敬語も近頃は柔道擊劍乃至薩摩琵琶に漸く

其尊稱を止むる至り、毫も向上の模様なし。

勿論先生と呼ばるゝ人にあまりたいした者を見受けざるは心細し。尚又殿閣下の敬稱は當選訴訟の恐あるを以て當分之を論外とし軍人の負傷したる場合に名譽の負傷として敬意を表するは當然のことなりと雖も、三平二滿の女中の身投にも美人の水死なる敬稱？を奉るはチト潜越には之なきや。兎に角一括して議題となし之を委員附託とせられなば幸甚。

三　背水の陣を布く今韓信

『韓信背水の陣を以て趙を破り、趙王歇を擒にす、』と云ふ事が史記の准陰侯傳にある、兵法に所謂之を死地に陷れて而して後ち生き、之を亡地に置きて而して後存するもの、詳言すれば、敵前に在り水後に在り、退くときは卽ち水に溺る故に進んで退かず、誓て敵を破らんとするにある。此決心と勇氣とが所謂奇勝を博する所以てあり、二千年の今日兒童走卒も尚能く之を知れる次第。

然るに背水の陣も幾多の星霜を經て有ゆる方面に利用又は惡用され、背水の水よりも湯を所望し、湯よりも酒を所望し、中には一圓均一の料理に此陣を張らんなど心得違ひの事多しと聞く。

閑話休題、協會雜誌も玆に大改良の加へられて紙數は增大し活字は倍加し精選せる記事を蒐集せらるゝ有様、何時の間にやら締切の期限も來る。編輯部よりの催促は借金の督促よりも苦痛なり。玆に於てか戰術を此原稿締切に應用し背水の陣を水ならざる徹夜の方面に張りて以て奇勝を博せんとする大家がソンデョ、ソコラに頗る多しとか、善用か惡用か、某君之を聞きて又身になつて曰く『締切の期間此一刻にあり各員奮闘努力せよ、噫吾誌上に背水の陣を張る戰士の多きを喜ぶ』と、洵に太平樂の至りなり。

男女同權は當に理の然らしむる處なり。婦人の議員となり、一史となる兵士たらんことを欲するや悉く許して可なり、許すに臨んで先體育運動も宜しく男女同樣たらしむべし。卽白晝女子の衣を剝いて大道にマラソン競爭をなさしめんが滿都の男子悉く雀躍して其後に隨つて走らん。蓋その効果の大なる婦人雜誌の言論に優ることを萬々なる可く示威運動の意義こゝに於いてが始めて明瞭なるを得べし。——（永井荷風氏より）

彙報

□司獄官の移動

前號に於て報道せし朝鮮に於ける監獄增設に伴ふ典獄其他の移動は別項記載の如く、それ〳〵就任を見たり。

□熊本監獄入佛式

去月十六日熊本監獄教誨堂入佛式擧行せらる。當日は大派本願寺より教學部長代理權藤錄事參會、典獄司會の下に莊嚴なる儀禮を以て會衆一同に感動を與へたり。式後來賓一同監房工場を參觀し、監獄と社會との融和を計る上にも有效なりしと。

□浦和家族懇話會

浦和監獄にては去月二十三日を卜し、第二十回職員家族懇話會を開催したり。當日のプログラムは會長白井典獄の新時代の婦人として堅實なる婦德を養ふべき旨の挨拶あつて、次で本願寺林嶺信氏の有益なる講話と、島田銑次郎氏の講談的修養談あり、琴曲義太夫曲藝落語等の余興歡笑裡に修養と娛樂との意義ある會合なりき。

□發　議

大正十年一月十日附監獄局長より各典獄宛に「看守其他職員の配置」等に關する調査書提出方照會せらる。同調査は、一、事務に從事する職員調、二、戒護看守配置調、三、建物配置圖、の三に分たれ將來監獄事務の刷新に關する基礎調査となるものなり。

◇囚徒逃走

洗手の隙に——

用越分監在監中の幼年囚保坂昇ぱ去月廿一日他の受刑者と共に瓦工場に就業中午飯のため洗手せしめたる時、戒護看守の隙を窺ひて逃走脫出す。而して逃走の動機に關しては何等認むべきものなし。

山を越え河を渡り——

神戶監獄姬路分監掏桑の池田早太郎ぱ去月十一日午後一時三十分

廣埃運搬中疾走して栗林山に逃入したり。彼は山林中を逃走して血路を開かんとせしも、能はず獄衣を脱して裸體となり、夢前川を渡り、入丸山に入り、山河を跋渉して山麓の人家に至り衣類を請ひしも與へられず、遂に物干場にありし單衣及厚司を竊取したり。然れどもこれ捜策事實の違合にして今に行方不明なり。

逃走の原因と認められるゝものは、在監中妻子が生計上の困難を憂慮してこの擧に出でたるものなりと。

◇逃走逮捕

樹蔭に潜む曲者——

大阪監獄堺分監収監竈役囚石川八太郎は去月六日午後十時三十分破獄し構内に潜伏中を逮捕せらる。卽入監當時より脱獄の機會を窺ひゐたる彼は同囚竹本庄太郎の與へたる切出小刀を以て、監所の格子柱を切斷し、看守の巡回を待つて脱出麻工業品にて速製したる麻繩を使用して脱獄を企てつゝありとき當手の巡回に遭遇し果さず、遂に表門前にある授業手の詰所より作業服等を窃取獄衣の上に着用し植込の木陰に潜みて機會を窺ひつゝありしところを逮捕せり。

訃父に遇ひ度い一念から——

宮城監獄古川出張所拘禁中の初犯囚高橋丑男は、元日の朝食器洗滌中戒護の隙を窺ひて逃走したるも古川町の民家に追跡逮捕せり。本人の申立てによれば、築館町に居る老齢の訃父に逢ひ度さの一念から企てたるものなりと。

情婦の變心を憂へて——

宇都宮監獄足利出張所収監中の刑事被告人山崎梅藏は二月一日午

（前二時十五分獄舎の窓を破壊し、外壁に沿ひ屋根伝ひに脱獄に成功せしも、同日午後十時三十分頃逮捕せられたり）

屏逃走せしも、土地不案内のため方向を失ひ纔に四五丁の場所にて逮捕されたり。

同人は本藉地にてある女と情を通じ、後婚約整ひて、明日結婚式と云ふ前夜被告として収監されたれば、之が爲に女との關係斷絶せんを憂へ、一度面會して誓約せしめんとの意より逃走を敢行せしなりと。

伯爵小僧巧に逃る——

森岡監獄収監中の刑事被告人前科九犯の怪賊伯爵小僧事橋野慶造は裁判所への往復を機會として、巧に逃走を企てたり。乘てより日囚には特に注意を加へ戒警力を豊富ならしめたるも隙に乘じて天性を發揮したる譯なり。しかれども逃亡後一時間を經て町はづれ現はれたるところを遂に法網にかゝる。

◇佐賀監獄の階級處遇施行

今回佐賀監獄に於ては、去二月一日より懲役囚に對する階級處遇制を施行することゝなれり。詳細は「佐賀監獄報第拾卷第一號」及同附錄「懲役囚階級處遇規程」に明かなるも、他監に於けるものと比較對照するときはそこに興味ある何物かを得べし。

本會地方部長囑託

今回左の通り地方部長を囑託したり。

宮崎地方部長　典獄　長谷場圭介
西大門地方部長　朝鮮總督府典獄　土居寛申

釜山地方部長　同　吉野德市
京城地方部長　同　岡牟田彦次郎
大田地方部長　同　淺野芳雄
永登浦地方部長　同　小松敏馬
海淵地方部長　同　寺川鐵次郎
清津地方部長　同　村上龜雄
新義州地方部長　同　上野傳
光州地方部長　同　清原孝太郎
大邱地方部長　同　則近喜代熊
金州地方部長　同　永田包雄
木浦地方部長　同　横山藤三郎

贈與金

本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に據り、故岡山監獄屋岩井右馬三郎氏遺族外十七名に對し、退職贈與金として金拾貳圓己下の金員を二圓三日附を以て元所屬典獄を經由交付せり。

監獄官練習所

例年の通り所定のプロフラムを進行中なりし監獄官練習所も、今や終了に近づき愈々三月十九日を以て終業、廿二、三の兩日試驗を行ひ、嚴重なる考査の上成績確定、二十七日修業式を擧行さるゝことに決定せり。顧れば六箇月學理に實際に研究を重れて、「教養されたる」司獄官八十余名を斯界に送り出すは吾人の欣快とするところ、そこに送り出された人々が使命を覺悟して奮勵するところあらば意義ありと云ふべし。

因に去十二日土曜日には全員一同府下松澤村の精神病院を視察し、特に金子學士より詳細なる說明を聽き、得るところ尠少ならざりし由。

監獄職員錄の發行

例年一月本會より監獄職員錄を發行して會員諸君に配付するの慣なりしも、本年一月に於て司獄官に移動少からず依て豫定の計畫を變更し、大正十年二月一日現在を以て基準とし發行することに決定せり。よつて各地方よりの正確なる報告によつて改訂後印刷に附するを以て稍遲延を免れず。右不悪御諒承下されたし。尙此際一言御依頼申度きは若し異動御轉任等の場合には、會員方各自に御一報に預度く、雜誌發送上特に御願申す次第なり。

雜誌發送遲延

本誌新年刷新號は昨年末より準備いたせしも印刷所の都合により發行日遲れたる上に發送上に支障を來たせし爲、御手許への到着に日を閱せしことならん。尙後可成速に發送するやう注意すべし。右お斷迄。

雜誌原稿のこと

續々御投稿に預り難有く御禮申す次第なるが、編輯上の都合により今後一度御投書下されし原稿は特別の事情にあらざる限り一切御返却は致さゞることに規定いたせしを以て左樣御承知下され度し。

□叙任

叙獄七等授瑞寶章　看守長（奈良）山東登
叙勲七等授瑞寶章　典獄補（神戸）藤居虚
叙勲七等授瑞寶章　豊多摩監獄看守給前仲次郎
叙勲八等授瑞寶章　盛岡監獄看守佐藤彦治
叙勲八等授瑞寶章　三池監獄看守關屋義雄
給九級俸　監獄局勤務ヲ命ス　監獄局屋龜田源藏
依願免官　司法属龜田源藏
任典獄　叙高等官六等　正七位勲六等長谷場主介
七級俸下賜　宮崎監獄勤務ヲ命ス　典獄補（東京）
任典獄補　叙高等官七等　従七位勲八等北崎唯次郎
年俸一、二四五圓下賜　小倉分監長ヲ命ス　看守長（三池）
任典獄補　叙高等官七等　従七位勲八等七戸大助
年俸一、二四五圓下賜　大阪若松町分監長ヲ命ス　看守長（東京）
任朝鮮總督府典獄　叙高等官五等　従六位土居寛甲
五級俸下賜　西大門監獄勤務ヲ命ス　典獄（宮崎）
任朝鮮總督府典獄　叙高等官六等　正七位勲六等吉野德市
六級俸下賜　釜山監獄勤務ヲ命ス　典獄補（小倉）
任朝鮮總督府典獄　叙高等官六等　五七位勲六等關牟田彦次郎
六級俸下賜　京城監獄勤務ヲ命ス　典獄補（岩國）
任朝鮮總督府典獄補　叙高等官七等　従七位勲八等養田長平
七級俸下賜　西大門監獄勤務ヲ命ス　看守長（松山）
叙勲七等授瑞寶章　名古屋監獄看守　八等近藤與三吉
叙勲七等授瑞寶章　豊多摩監獄看守　八等北澤喜代作
叙勲七等授瑞寶章　京都監獄看守　八等立川寅治郎
叙勲七等授瑞寶章　豊多摩監獄看守　八等牧島米三郎
叙勲七等授瑞寶章　小管監獄看守　八等布川留吉
叙勲八等授瑞寶章　看守長（東京）求橋松
叙勲八等授瑞寶章　看守長（松江）高木安次郎
叙勲八等授瑞寶章　正八位宗像金七
叙勲八等授瑞寶章　看守長（十勝）
叙勲八等授瑞寶章　看守長（札幌）竹内眞道
任朝鮮總督府看守長　看守長（横濱）小丸源左衞門
給六級俸　京城監獄勤務ヲ命ス　松山監獄勤看守　三並丹治
任看守長　神戸監看守長　長谷文一
月俸五十三圓給與　神戸監獄勤務ヲ命ス　横濱監獄看守　鈴木亦吉
任看守長　横濱監獄勤務ヲ命ス　看守長（金澤）齋藤龜市
給八級俸　横濱監獄勤務ヲ命ス　典獄補（金澤）齊藤龜市
任典獄補　叙高等官七等　看守長（豊多摩）生田一雄
八級俸下賜　金澤監獄勤務ヲ命ス
依願免本官
兼任司法属
月獄七十圓給與　監獄局勤務ヲ命ス

任朝鮮總督府典獄補　叙高等官七等　司法属小山征夫
七級俸下賜　京城監獄勤務ヲ命ス
岩國分監長ヲ命ス　典獄補（堺）兒島三郎
堺分監長ヲ命ス　典獄補（大阪若松町）三輪榮太郎
東京監獄勤務ヲ命ス　看守長（豊多摩）安松貫
豊多摩監獄勤務ヲ命ス　看守長（浦和）双木文四郎
月俸七十圓給與　看守長（長野）井上榮次
熊谷分監長ヲ命ス　看守長熊谷分監長澤田幸太郎
浦和監獄勤務ヲ命ス　看守長上田分監長前田政之輔
長野監獄勤務ヲ命ス　看守長（長野）境外次郎
長野監獄上田分監長ヲ命ス　長野監獄看守玉木泰作
任看守長　司法属河邊滋然
給八級俸　長野監獄勤務ヲ命ス　看守長（東京）鈴井正親
任典獄補　叙高等官七等　看守長（東京）上田茂登治
八級俸下賜　東京監獄勤務ヲ命ス　正六位勲六等屋山朝太郎
任司法属　看守長（東京）　典獄（函館）
給四級俸　監獄局勤務ヲ命ス　勲八等田畑明照
任司法属　看守長（名古屋）
月俸七十圓給與　監獄局勤務ヲ命ス　名古屋監獄看守　八等天野松治郎
叙勲五等授瑞寶章　豊多摩監獄看守　川島鐐與吉
叙勲七等授瑞寶章　看守長　給九級俸　東京監獄勤務ヲ命ス
任看守長　給九級俸　豊多摩監獄勤務ヲ命ス　東京監獄看守　太田卯八
任看守長　給九級俸　監獄醫（神戸）高賀篤一
四級俸下賜（死亡）　福井地方裁判所書記　中島利吉
任看守長　給五級俸　巢鴨監獄勤務ヲ命ス



新刊紹介

寺崎生

犯罪心理講話

文學士　寺田精一著

私は寺田文學士に對して我邦に於ける犯罪心理研究の學者として常に敬意を表して居る。同學士は科學と犯罪、四人の心理、兒童の惡癖、婦人と犯罪、「ハンスグロース」の犯罪人論、犯罪心理學の邦譯、「ロンブロソー」の犯罪人論を完成し又犯罪心理講話を著作された。「犯罪心理講話」は菊版六百頁餘の大著であって、序論、本論第一普通論、本論第二特殊論、餘論附錄に分類し章を十三に分けられた、文章は平易にして說明も親切である。予は司獄官の參考として座右になければならぬ著述執務の指針として是非讀んで貰ひたいと思ふ。私は序に二三お願れしたり御願して見たい點がある。

一、普通論と特殊論とに彙別して論ぜられた點である。凡そ犯罪は吾々の社會的共同生活の出來事——犯人たるものが生活上過つて爲したること、遣り損なったこと、失敗したことと見なければならないものが多い。若し犯罪者となる動機、例せば「遊び」とか「夢中」で「フラフラ」と犯罪を敢てしたものが多いが、斯の如き犯罪事實に基き其の說明の勞を執って貰ひたいのである。

四、犯罪にあらずと思惟したとか、不正でないとか、法律を知らなかったと云ふ場合の說明を願ひたいのである。それから社會に毎日發生する犯罪事實を心理學上より理解するに、今少しく便利な方法を說いて貰ひたいやうに思はれる。

五、最後に犯罪心理學は廣義に解すれば犯罪人の心理、被告人の心理、證人の心理、囚人の心理を包括したものであるやうに思はれる、即ち不決行爲の主體としての心理、刑事訴訟の受動的主體としての心理、拘禁に關する心理、或は犯罪心理、司法心理、拘禁心理とに分類しても良いかも知れぬ、寺田文學士の犯罪講話は狹義の犯罪心理のやうに思はれる、同學士課「ハンスグロース」の犯罪心理學は主として司法心理を取扱って居る「ハンスグロース」の豫審判事必携（探證學とも云ふ）も亦同樣の事柄を取扱って居るのである、是等を併せて研究するの必要を感ずるのである私は同學士に司法心理に關する研究の著作を公表せらるゝやう希望するのである。（同學士の此の點の論文は拜見したことはある）

一、普通論と特殊論とに彙別して論ぜられた點である。凡そ犯罪は吾々の社會的共同生活の出來事——犯人たるものが生活上過つて爲したること、遣り損なったこと、失敗したことと見なければならないものが多い。若し犯罪者となる動機、例せば「遊び」とか「夢中」で「フラフラ」と犯罪を敢てしたものが多いが、斯の如き犯罪事實に基き其の說明の勞を執って貰ひたいのである。

四、犯罪にあらずと思惟したとか、不正でないとか、法律を知らなかったと云ふ場合の說明を願ひたいのである。それから社會に毎日發生する犯罪事實を心理學上より理解するに、今少しく便利な方法を說いて貰ひたいやうに思はれる。

五、最後に犯罪心理學は廣義に解すれば犯罪人の心理、被告人の心理、證人の心理、囚人の心理を包括したものであるやうに思はれる、即ち不決行爲の主體としての心理、刑事訴訟の受動的主體としての心理、拘禁に關する心理、或は犯罪心理、司法心理、拘禁心理とに分類しても良いかも知れぬ、寺田文學士の犯罪講話は狹義の犯罪心理のやうに思はれる、同學士課「ハンスグロース」の犯罪心理學は主として司法心理を取扱って居る「ハンスグロース」の豫審判事必携（探證學とも云ふ）も亦同樣の事柄を取扱って居るのである、是等を併せて研究するの必要を感ずるのである私は同學士に司法心理に關する研究の著作を公表せらるゝやう希望するのである。（同學士の此の點の論文は拜見したことはある）

編輯室より

□菅公でなくても梅ヶ香が戀しくなりました。讀者諸君より種々激勵や御注意のお言を頂きまして有難く感謝いたします。

□その後諸方より續々玉稿を賜はり編輯小僧もこのところ大いに力づきたる譯でありますが　誌面及編輯上の都合により掲載を見合はせたり何かする場合もありますのでそこは不惡御諒察が願ひたい。近來「沒書云々」の御小言も頂戴するやうですが、左樣な筋合にては夢々無御座候。

□又紙方の部合により、活字を小さくしたり、御遠慮をかけない範圍に於て原稿を伸縮することもあります。さうした編輯子の所爲に關しては宜しく御許を願ひたく特に申上げて置きます。

□それから往號何うも遲れ勝ちになりますが、編輯部ではこれでも全力を盡してゐるのですが、種々の事情がさうさせる譯ですから不惡思召下さい。

□乍末筆谷田博士は議會開會中にて寸暇もなく御活動の中から、論說「少年法について」を御執筆下すったことを感謝いたします。（五生）

定價表

一册（稅共）	金貳拾錢	
六册（稅共）	金壹圓貳拾錢	
十二册（稅共）	金貳圓四拾錢	

廣告料

五號活字半段一行	金壹圓
一等一頁	金五拾圓
二等一頁	金四拾圓
普通一頁	金三拾圓

注文規定

▼御注文にはすべて前金のこと
▼御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて振込のこと、但成るべく振替を利用せられたし口座は東京貳五〇五九番監獄協會とすること
▼御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十年二月廿六日第三種郵便物認可
大正十年二月廿三日印刷納本
大正十年二月廿五日發行

東京市牛込區市谷富久町六〇番地
發行兼編輯人　北島良吉
東京市四谷區愛住町二番地
印刷人　磯村政富
東京市神田區中猿樂町一七番地
印刷所　中外印刷株式會社
東京市麴町區西日比谷町一番地
電話新橋一三六八
發行所　監獄協會
東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所　東京書院

前東京地方裁判所判事　北島良吉著

法窓隨筆

上製クロース
四六判二百二十頁
定價金壹圓

法曹界の眞相、司法官の心理は擧げて本書の中に展開描寫せらる。然らばその眞相やいかに、その心理やいかに請ふ、本書の閱讀によつて知悉せられよ。

第三版

（内容）

第一編「一年有半」――（司法官試補修習時代）
新聞屋の筆――難い裁判決案――獨身クラブ員――裁決如流――檢事代理の論告――官海遊泳術――探偵苦心談等

第二編「淺學下聞集」――（皮肉洒脫の社會觀）
一寸八分――活動寫眞――大白主義――獨酌の法理等

第三編「常食養成誌」――（一流の菓子料理觀）
（斑一）

第四編「三年不鳴」――（陪席判事時代）
上の卷――中の卷――下の卷
二回試驗――飛行命令――役人臭――陪席論――名刺代理――無罪判事――明渠組等

發行所　東京書院
東京市四谷區愛住町二番地
電番町四〇〇八振替東京七九八三